

件 名	国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <p>平成25年7月 百舌鳥古墳群 史跡指定 意見具申書提出（対象古墳17基）          平成26年3月 百舌鳥古墳群 史跡指定 官報告示          平成26年1月～11月 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会（計5回開催）</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古墳の位置付けや周辺の環境が異なる17基の古墳を保存管理する基本方針がない。また、世界文化遺産登録の構成資産についても保存管理の方針が必要。</li> <li>○ 史跡の公開活用のための整備の方針を古墳ごとに示す必要がある。</li> </ul>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財保護法に基づき、17基の古墳で構成される史跡百舌鳥古墳群を適切に保存管理し次世代へ確実に伝達していくため、国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画を策定</li> <li>○ 史跡のうち世界文化遺産登録の構成資産となる12基の古墳については、本計画が世界文化遺産登録推薦書包括的保存管理計画における個別資産の保存管理計画となる。</li> </ul> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保存管理の基本方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、古墳ごとに地区区分に基づく保存管理の方針と方法を示す。                  （地区区分） 第1種地区 史跡における公有地部分                                    第2種地区 史跡における私有地部分                                    第3種地区 史跡の外側に濠などの遺構が残されている範囲</li> <li>・ 第1種地区、第2種地区は、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定める。</li> <li>・ 第3種地区は史跡と一体的な管理が必要であるため、所有者の意向を尊重しながら追加指定などの措置により、保存を検討する。</li> </ul> </li> <li>○保存管理方法             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定した地区区分に応じた方法で保存管理を行う。</li> </ul> </li> <li>○整備と公開・活用の基本方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡を構成する墳丘や周濠について、明示などの整備を実施し公開・活用する。</li> <li>・ 公開後は、学校教育の場としても提供する。</li> </ul> </li> <li>○保存管理の運営方法と体制整備の方針             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡を適切に管理し、保存するため、市民協働を含めた体制整備に取り組む。</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後のスケジュール（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年1月 パブリックコメント実施</li> <li>○平成27年3月 保存管理計画策定</li> </ul>
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡百舌鳥古墳群として、適切かつ一体的な保存管理が実施できる。</li> <li>○今後予定する史跡の整備や活用の指針となる。</li> </ul>
関係局との 政策連携	

# 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画（案）について【概要版】

## 【計画の沿革と目的】

- 平成 26 年 3 月に国の史跡に指定された史跡百舌鳥古墳群を、将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達するための基本方針として、本計画を策定する。
- 史跡のうち世界文化遺産登録の構成資産となる 12 基の古墳については、この管理計画が世界文化遺産登録推薦書包括的保存管理計画における個別資産の保存管理計画となる。

## 【保存管理の基本方針】

- 史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。
- 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定める。
- 所有者の意向を尊重しつつ追加指定などに取組み、史跡の周辺環境の保全につとめる。

## 【保存管理】

- 史跡の価値などに基づく地区区分を設定し、古墳ごとに地区区分に基づく保存管理の方針と方法を示す。さらに、史跡地の外側に濠などの遺構が残されている範囲についても、地区を設定し、保存管理を行う。

**史跡範囲**

- 第 1 種地区（公有地）  
保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする。
- 第 2 種地区（私有地）  
遺構の保存を前提に現状の利用状況に配慮する。
  - ・工事等を行うには国の許可が必要
  - ・別途、整備計画等を策定し、整備、公開（私有地は公有化完了後に実施）

- 第 3 種地区（史跡に関連する濠などの遺構が埋没し残されている範囲）
  - ・史跡地の外側にあるが、史跡と一体的な保全につとめる。
  - ・周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として保存を図る。
  - ・将来的に指定範囲拡大などを検討する。
  - ・私有地は所有者の意思を尊重し、保存を図る。



国指定史跡百舌鳥古墳群位置図

## 【国史跡百舌鳥古墳群 指定古墳（17基）】

- ①いたすけ古墳 ②長塚古墳 ③収塚古墳 ④塚廻古墳
- ⑤文珠塚古墳 ⑥丸保山古墳 ⑦乳岡古墳 ⑧御廟表塚古墳
- ⑨ドンチャ山古墳 ⑩正楽寺山古墳 ⑪鏡塚古墳
- ⑫善右エ門山古墳 ⑬銭塚古墳 ⑭グワショウ坊古墳
- ⑮旗塚古墳 ⑯寺山南山古墳 ⑰七観音古墳

（太字は世界遺産の構成資産 12基）

## 【今後のスケジュール】

26年度				27年度以降
12月	1月	2月	3月	○本計画に基づき保存管理運営 ○史跡の維持管理、公有化や整備 ○第3種地区の発掘調査、史跡追加指定などの検討
報道提供など	パブリックコメント	第6回百舌鳥保存整備委員会	本計画策定	

## 【周辺環境の一体的保全】

- 周辺環境の範囲：史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲であり、大仙公園等の広域な公有地内にある古墳については隣接する古墳を見通すことができる範囲とする。
- 史跡以外の一体的な保全を図る方法については、都市計画法、景観法、都市公園法等に基づく様々な法令の規制により対応する。また、世界文化遺産登録に向けた資産の緩衝地帯の取扱いや、景観条例に基づき、一体的な保全を図る。

## 【整備の基本方針と公開・活用】

### 整備の基本方針

- 史跡を構成する墳丘、周濠等の明示、整備を実施し、公開する。さらに、古墳群としての一体性が理解できるよう、環境整備の実施をめざす。
- 整備は、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査などの学術的調査を踏まえて行う。
- 各古墳の状況に応じて段階的に整備を進める。公有化された史跡において、暫定的に整備・公開・活用を行う。

### 公開活用

- 整備や公開は、市民との協働を図り実施する。
- 整備後は、市民に親しまれる多面的活用を推進するほか、学校教育及び生涯学習に資する場として提供する。

### 情報発信

- 史跡や整備に関する情報発信は、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行う

## 【保存管理の運営方法と体制整備の方針】

- 史跡指定地の適切な保存管理は、本市並びに所有者により適切に行うことを基本とする。将来的には、維持管理や公開活用事業の充実を図るため、多様な形で史跡の保存活用の活動が広がるよう体制整備に取り組む。
- 百舌鳥古墳群の価値を市民と共有する活動を継続し、史跡の価値を啓発するとともに、関係部局と連携し市民とともに史跡の適切な保存管理を進めていく取組みを推進する。

# 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画（案）

平成 年 月



# 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 沿革と目的</b>	
1. 計画策定の沿革	2
2. 計画策定の目的	2
3. 計画対象範囲	2
4. 計画の位置付け	3
5. 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の設置と審議の経過	3
<b>第2章 史跡の概要と保存管理状況</b>	
1. 百舌鳥古墳群の概要	5
2. 指定に至る経過	10
3. 史跡指定の状況	11
(1) 指定概要	11
(2) 指定地の現状	29
4. 古墳群を取り巻く社会的状況	34
(1) 関連法規制	34
(2) 上位計画と関連計画	43
5. 各古墳の概要	45
<b>第3章 保存管理</b>	
1. 保存管理の基本方針	130
(1) 史跡の特性	130
(2) 保存管理の目標	130
(3) 保存管理の基本方針	130
2. 史跡を構成する諸要素	133
(1) 史跡の構成要素	133
(2) 保存管理の周辺地域の環境を構成する諸要素	134
(3) 史跡の価値に関連する諸要素	134
3. 地区区分	155
4. 保存管理の方法	165
(1) 地区ごとの保存管理	165
(2) 地区ごとの基本的保存管理	165
(3) 各古墳の保存管理	167

(4) 植生管理	178
(5) 各古墳の植生管理	179
5. 現状変更の取扱基準	197
(1) 史跡の現状変更	197
(2) 現状変更該当しない行為	198
(3) 市による現状変更の許可が必要な行為	198
(4) 現状変更の取扱い	199
(5) 現状変更許可基準	200
(6) 地区別の現状変更取扱基準	201
(7) 各古墳の現状変更取扱基準	203
6. 公有化・追加指定	207
(1) 指定地の公有化	207
(2) 追加指定	207

#### 第4章 周辺環境の一体的保全

1. 史跡の周辺環境を構成する諸要素	208
2. 周辺環境の一体的保全の方法	209
(1) 世界遺産登録推薦書包括的管理計画における緩衝地帯の位置づけ	209
(2) 堺市における環境保全に係わる施策	210
(3) 保全の方法	210
3. 周辺住民生活との調和	215

#### 第5章 整備と公開・活用

1. 基本方針	216
(1) 整備	216
(2) 公開・活用	216
(3) 情報発信	216
2. 整備の推進方法	217
(1) 段階的な整備	217
(2) 整備のための組織づくり	218
3. 各古墳の整備の考え方	218

#### 第6章 運営方法と体制整備の方針

1. 保存管理体制の整備と役割分担	222
2. 保存管理体制	222
3. 市民連携の管理運営	222
4. 持続的運営のための定期的確認	224

## はじめに

百舌鳥古墳群はわが国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明するうえでも重要な遺跡である。古墳群の造営は、4世紀後半に始まり6世紀前半ごろまで続き、その間に100基を超える古墳が築かれた。大型古墳をはじめとする大半の古墳は5世紀を中心に築造され、出土品には大量の鉄製品や、希少な金銅製品やガラス製品などがある。このことは、当時、海外との交流が盛んであったことを物語っている。このように、百舌鳥古墳群は古墳の規模だけでなく、副葬品の内容においても他を凌駕しており、近接する古市古墳群とともに、古墳文化という他に類を見ない文化がかつて日本に存在したことを物語る物証が、1500年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値がある。

百舌鳥古墳群の中核にあり、日本最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）など、多くの古墳は陵墓として、約1500年の間損なわれることなく守り伝えられてきた。陵墓以外の古墳の一部は、大正年間に史蹟名勝天然紀念物保存法で史蹟の仮指定を受け、また昭和25年施行の文化財保護法のもと、合計7基の古墳が史跡指定を受けて守られてきた。

百舌鳥古墳群の位置する地域は、主要部分は都市公園である大仙公園として整備が行われてはいるものの全体に都市化が進展し、建築物が多く建てられ、都市環境は成熟段階にある。戦後復興期に群内の古墳が失われることが続いたが、昭和30年のいたすけ古墳の保存運動以降、古墳保存の動きが生れた。大仙公園の整備も古墳を保存する考えのもとに進められ、それ以外の古墳の保存についても市は大きな関心を持ち続けた。

これら既指定7基の古墳に新たに10基の古墳を加え、古墳群として一体的に保存管理を行うために、史跡指定の取り組みをすすめ、平成25年度に史跡百舌鳥古墳群の告示を受けた。古墳群の保存の機運が一気に高まろうとしているこの時に、保存管理計画を策定し、古墳群の保存、整備に万全の道筋をつけることは大変意義深いことである。



# 第1章 沿革と目的

## 1. 計画策定の沿革

史跡百舌鳥古墳群の特徴は、4 km四方に広がる古墳を古墳群として捉え、ひとつの史跡としたところにある。古墳群としての価値を損ねることなく継承していくためには保存管理計画を早期に策定し適切に管理していくことが必要となった。

昭和31年にいたすけ古墳が史跡指定され、以後昭和49年にかけて古墳単体で計7基が史跡指定された。それ以外の未指定の古墳の保護と古墳群全体の保護を図る目的で古墳群としての史跡指定をめざした取組みをすすめ、陵墓を除く現存する古墳22基の内17基を平成25年7月史跡指定に係る意見具申を行った。平成25年11月15日に文化審議会より文部科学大臣に史跡指定の答申がなされ、平成26年3月18日に文部科学省より告示された。

史跡指定に向けた取組みと併行して、本市は平成24年度に保存管理計画策定事業の予算措置を行い、昭和31年以降60年近くの間を生じた本市の史跡管理上の様々な課題を克服し、これからの史跡の管理を盤石にすべく、また地域とともにある史跡を本来あるべき姿に導くべく、事業を推進してきたところである。

## 2. 計画策定の目的

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定などを目的とする。

本計画では、百舌鳥古墳群を取巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定める。更に各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備活用の基本的な方針や、各史跡の古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を意識した周辺地域も含めた景観形成の基本方針もあわせて検討することとする。また、保存管理と整備活用を一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定める。

## 3. 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡である、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、旗塚古墳の9基の前方後円墳と塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、グワシヨウ坊古墳、七観音古墳の6基の円墳と善右エ門山古墳、寺山南山古墳の2基の方墳の合計17基の史跡指定地及び周辺地域とする。

加えて、現在史跡に指定されていないが、墳丘が現存しており、将来的に史跡として保護すべき古墳が5基あり、これらの古墳についても、群としての一体性を考慮し、史跡の



指定化を図るべく諸課題を解決し追加指定を検討する。

今後、追加指定した場合は、本計画に示す保存管理の基本方針や現状変更などの取扱基準に準じて取扱うこととする。また、古墳群を構成する各古墳を取巻く周辺の環境保全や景観形成についての基本的な方向性も示すこととする。更に、史跡指定地を取巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、隣接地や地形などの環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。

なお、未指定古墳のうち仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする陵墓は、宮内庁の管理であるため、本計画からは除外するものとする。

#### 4. 計画の位置付け

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存管理し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定したものである。本計画は、史跡百舌鳥古墳群の歴史及び現状を把握し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱い、整備の基本的考え方を、所有者及び関係者の合意を踏まえて示すもので、行政の指針として位置づけられるものである。

また、本計画で定めた史跡の保存管理の方針や方法は、世界文化遺産登録推薦書包括的保存管理計画における構成資産の保存管理と合致するものである。

#### 5. 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の設置と審議の経過

平成 25 年本市議会において条例改正を行い、平成 25 年 9 月 13 日 付で「堺市附属機関の設置等に関する条例」（条例第 4 号）を一部改正した。

また、委員会の規則は平成 25 年 9 月 18 日 付で「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」（教育委員会規則第 31 号）を定め、平成 25 年 10 月 1 日に施行後、委員会を設置した。

#### 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

委員長	栄原永遠男	大阪市立大学名誉教授（日本古代史）
副委員長	和田晴吾	立命館大学特任教授（考古学）
委員	一瀬和夫	京都橘大学教授（考古学）
委員	井原縁	奈良県立大学准教授（環境デザイン学、造園学）
委員	寺沢知子	神戸女子大学教授（考古学）
オブザーバー	文化庁文化財部記念物課・大阪府教育委員会文化財保護課	

#### 策定の経緯

平成 26 年 1 月 23 日 第 1 回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

平成 26 年 3 月 31 日	第 2 回	堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成 26 年 6 月 2 日	第 3 回	堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成 26 年 8 月 27 日	第 4 回	堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成 26 年 11 月 3 日	第 5 回	堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

## 第2章 史跡の概要と保存管理状況

### 1. 百舌鳥古墳群の概要

百舌鳥古墳群はわが国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、第3位の履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）などの巨大古墳を中心に中小の古墳まで、各種の墳形、規模の約100基の古墳で構成され、その範囲は堺市内の東西・南北約4kmに及ぶ。巨大前方後円墳の周囲には、同古墳に付随する古墳や独立する中小の古墳が築かれ、さまざまな規模と形状の古墳が数多く存在するほか、古墳の集中した地域から少し距離をおいて、6世紀代の築造と想定される地域の首長墓も所在し、これらも含めて百舌鳥古墳群として扱っている。

また、『日本書紀』において仁徳天皇の陵はこの地で築造されたという他に例のない具体的な記述が見えるのをはじめ、3基の古墳が遅くとも1,000年以上前の平安時代から天皇陵とされて今日に至っていることも大きな特徴と言える。また、巨大古墳がこれまで築造の続いた奈良盆地から離れた大阪湾を望むこの地に造られているということも立地の特徴である。

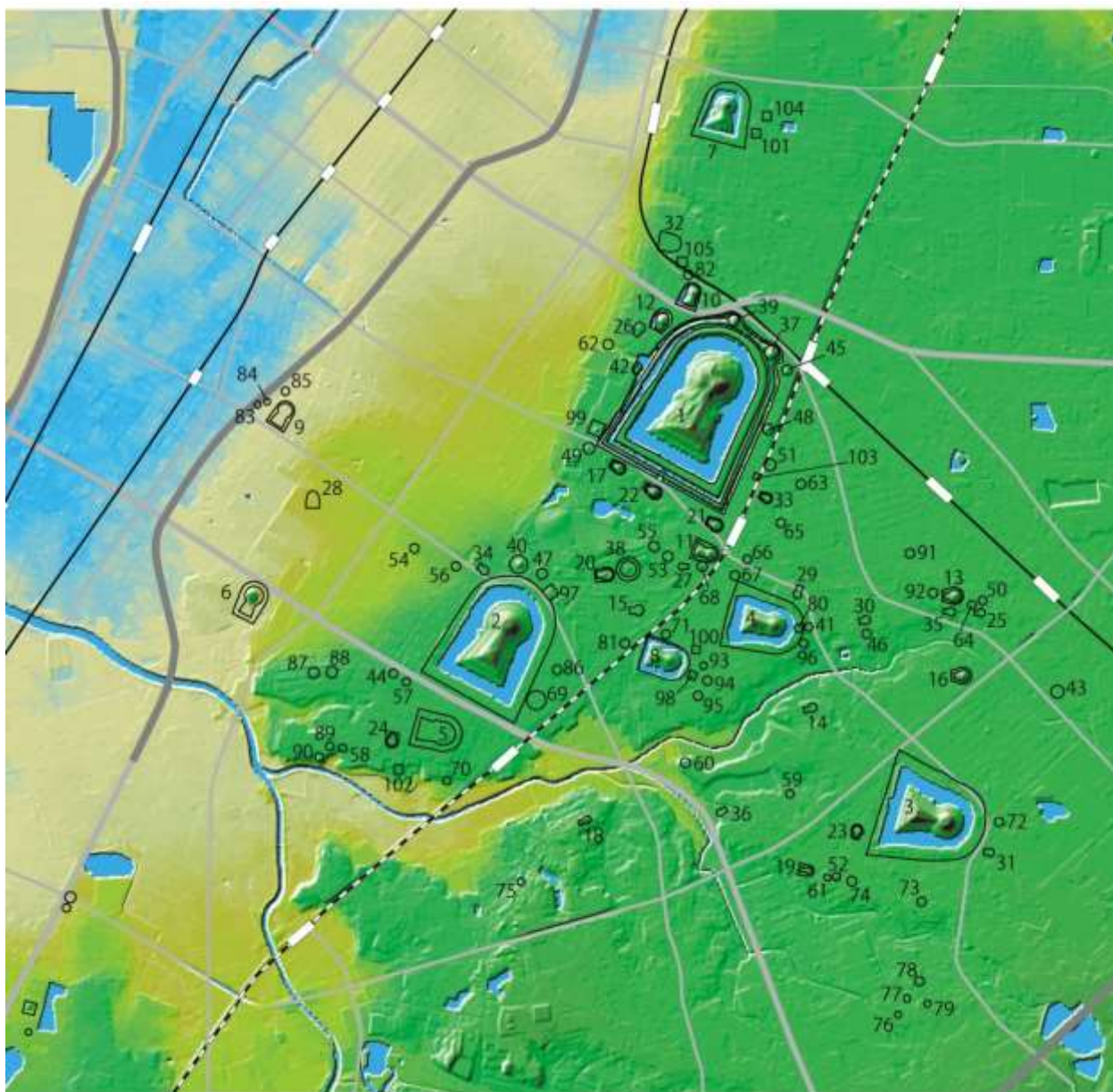
これまでの発掘調査で各古墳から埴輪や土器が出土し、その特徴から本古墳群では4世紀後半から6世紀前半にかけて古墳の築造が続いていたことがわかっており、大半の古墳は5世紀を中心に築造された。埋葬施設からの出土品には大量の鉄製品、少量ながらも金銅製品やガラス製品がある。鉄製品には武器武具、農具などがある。この時代は、我が国において本格的かつ大量の鉄の使用がはじまり、窯業や滑石製品の生産をはじめとした手工業生産が発展した。また、各種道具に改良が加えられたことが確認できるという点から、古墳の築造をはじめ多くの土木工事が盛んに行われたことがわかる。さらに、いずれの製品も海外との盛んな交流を物語るものである。我が国が本格的に国際社会の仲間入りをした時代である5世紀の我が国を牽引した指導者の墳墓がこの古墳群の中心にある。

群中で最大の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）は、巨大な前方後円墳であるのみならず、鍵穴形の墳丘とそれを取巻く周濠の均整の取れた輪郭がしっかり形作られている。こうした主に土の造形物でありながら1500年以上たった現在でもその柔らかな造形美を乱すことなく保っていることから、高度な土木技術が当時既にあったことが理解できる。

膨大なエネルギーを集中して古墳を築造し、それをもって人の地位や階層の差を視覚的に示し国を統治するということが、北海道と沖縄を除く全国各地で行われた時代があったことを古墳が示している。古墳は我が国の成り立ちを考えるうえで、また歴史を正しく理解するうえで欠くことのできない貴重な文化遺産であるのはもちろんのこと、古墳時代の文化の多様性をも示すものでもある。特に古墳の規模がピークになる5世紀において、百舌鳥古墳群は規模が頂点に達した古墳で構成されており、古墳群の代表といえる。堺の市街地の中に巨大な古墳が累々と広がる雄大な景観を見ることで古墳時代に思いを馳せることができる。百舌鳥古墳群にはこのような世界規模の比類なき価値があり、国民共有の財産として1基たりとも損ねてはいけない存在であり、末永く守り伝えていかなければなら

ない。

百舌鳥古墳群の史跡指定は、陵墓を除いた古墳を対象に、群として一体的に保護するための方策である。現在墳丘が現存しており史跡に指定されていない古墳が 5 基あり、今後諸課題を解決し史跡指定化を図るべく取組むものである。



百舌鳥古墳群分布図

百舌鳥古墳群古墳一覧表

	No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備考		No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備考
前方後円墳	1	仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)	486	陵墓				49	狐山古墳	30	陵墓		
	2	履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳)	365	陵墓				50	木下山古墳	30	墳丘削平		
	3	ニサンザイ古墳	290	陵墓				51	鏡塚古墳	26	史跡	平成26年3月18日	
	4	御廟山古墳	203	陵墓				52	ドンチャ山古墳	26	史跡	平成26年3月18日	陵南中央公園
	5	大塚山古墳	168	墳丘削平				53	原山古墳	25	墳丘削平		大仙公園
	6	乳岡古墳	155	史跡	昭和49年1月23日			54	西酒呑古墳	25	陵墓		
	7	反正天皇陵古墳 (田出井山古墳)	148	陵墓				55	鷹塚古墳	21	墳丘削平		大仙公園
	8	いたすけ古墳	146	史跡	昭和31年5月15日			56	東酒呑古墳	21	陵墓		
	9	長山古墳	110	墳丘削平				57	経堂古墳	20	陵墓		
	10	永山古墳	104	陵墓				58	上野芝町2号墳	20	墳丘削平		
	11	長塚古墳	106.4	史跡	昭和33年5月14日 旧法 仮指定 大正9年6月21日			59	湯の山古墳	20	墳丘削平		
	12	丸保山古墳	87	陵墓・史跡	昭和47年7月25日			60	赤山古墳	20	墳丘削平		
	13	御廟表塚古墳	84.8	史跡	平成26年3月18日			61	正楽寺山古墳	16	史跡	平成26年3月18日	陵南中央公園
	14	城ノ山古墳	77	墳丘削平				62	一本松古墳	13	墳丘削平		
	15	銭塚古墳	72	史跡	平成26年3月18日			63	坊主山古墳	10	陵墓		
	16	定の山古墳	69	未指定			城の山公園	64	賀仁山古墳	—	墳丘削平		
	17	竜佐山古墳	61	陵墓			大仙公園	65	銭塚古墳	—	墳丘削平		
	18	文珠塚古墳	59.1	史跡	昭和46年4月23日			66	八幡塚古墳	—	墳丘削平		
	19	平井塚古墳	58	墳丘削平				67	一本松塚古墳	—	墳丘削平		
	20	旗塚古墳	57.9	史跡	平成26年3月18日		大仙公園	68	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	21	収塚古墳	57.7	史跡	昭和33年5月14日 旧法 仮指定 大正9年4月8日		(計画)	69	狐塚古墳	—	墳丘削平		
	22	孫大夫山古墳	56	陵墓			大仙公園	70	亀塚古墳	—	墳丘削平		
	23	こうじ山古墳	50.5	墳丘削平				71	播磨塚古墳	—	墳丘削平		
	24	かぶと塚古墳	50	未指定				72	聖の塚古墳	—	墳丘削平		
	25	渡矢古墳	45	墳丘削平				73	ツクチ山古墳	—	墳丘削平		
	26	蒺山塚古墳	36	陵墓				74	文山古墳	—	墳丘削平		
	27	茂右衛門山古墳	30	墳丘削平			大仙公園	75	黄金山塚古墳	—	墳丘削平		
	28	松塚古墳	24.9	陵墓				76	七郎姫古墳	—	墳丘削平		
	29	万代山古墳	—	未指定				77	ハナシ山古墳	—	墳丘削平		
	30	万代寺山古墳	—	墳丘削平				78	土山古墳	—	墳丘削平		
	31	経塚古墳	—	墳丘削平				79	ギンペ山古墳	—	墳丘削平		
	32	榎古墳	—	墳丘削平				80	百舌鳥赤畑町1号墳	—	墳丘削平		
	33	謎塚古墳 (無名塚3号墳)	—	墳丘削平				81	東上野芝町1号墳	—	未指定		
	34	無名塚7号墳	—	墳丘削平				82	無名塚2号墳	—	墳丘削平		
	35	無名塚18号墳	—	墳丘削平				83	無名塚4号墳	—	墳丘削平		
	36	ナゲ塚古墳 (無名塚23号墳)	—	墳丘削平				84	無名塚5号墳	—	墳丘削平		
円墳	37	大安寺山古墳	62	陵墓			85	無名塚6号墳	—	墳丘削平			
	38	グワショウ坊古墳	61	史跡	平成26年3月18日	大仙公園	86	石塚 (無名塚10号墳)	—	墳丘削平			
	39	茶山古墳	56	陵墓			87	無名塚12号墳	—	墳丘削平			
	40	七観山古墳 (七観古墳)	56	墳丘削平			88	狐塚古墳 (無名塚13号墳)	—	墳丘削平			
	41	カトンボ山古墳	50	墳丘削平			89	無名塚14号墳	—	墳丘削平			
	42	樋の谷古墳	47	陵墓			90	無名塚15号墳	—	墳丘削平			
	43	尼塚古墳	46	墳丘削平			91	無名塚16号墳	—	墳丘削平			
	44	旅塚古墳	35	墳丘削平			92	無名塚17号墳	—	墳丘削平			
	45	源右衛門山古墳	34	陵墓			93	無名塚19号墳	—	墳丘削平			
	46	鎮守山塚古墳	34	未指定			94	無名塚20号墳	—	墳丘削平			
	47	七観音古墳	32.5	史跡	平成26年3月18日	大仙公園	95	無名塚21号墳	—	墳丘削平			
	方墳	48	塚廻古墳	32	史跡	昭和33年5月14日 旧法 仮指定 大正9年4月22日		96	無名塚22号墳	—	墳丘削平		
							97	寺山南山古墳	44.8	史跡	平成26年3月18日	大仙公園(計画)	
							98	善右エ門山古墳	28	史跡	平成26年3月18日		
							99	銅亀山古墳	26	陵墓			
							100	吾呂茂塚古墳	25	墳丘削平			
							101	鈴山古墳	22	陵墓			
							102	上野芝町1号墳	20	墳丘削平			
							103	百舌鳥夕雲町1号墳 (旧称夕雲1丁南古墳)	17	墳丘削平			
						104	天王古墳	11	陵墓				
						105	無名塚1号墳	—	墳丘削平				

保存管理計画対象史跡表

番号	古墳名	墳形	墳長m	所在地	所有者	指定年月日
1	いたすけ古墳	前方後円墳	146	堺市北区百舌鳥本町3丁	堺市	S31.5.15
2	長塚古墳	前方後円墳	106.4	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁	堺市	S33.5.14
3	収塚古墳	前方後円墳	57.7	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁	堺市	S33.5.14
4	塚廻古墳	円墳	32	堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁	堺市	S33.5.14
5	文珠塚古墳	前方後円墳	59.1	堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁	堺市	S46.4.23
6	丸保山古墳	前方後円墳	87	堺市堺区北丸保園	堺市 国	S47.7.25
7	乳岡古墳	前方後円墳	155	堺市堺区石津町2丁	堺市	S49.1.23
8	御廟表塚古墳	前方後円墳	84.8	堺市北区中百舌鳥町4丁	個人	H26.3.18
9	ドンチャ山古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥陵南町3丁	堺市	H26.3.18
10	正楽寺山古墳	円墳	16	堺市北区百舌鳥陵南町3丁	堺市	H26.3.18
11	鏡塚古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥赤畑町2丁	個人 堺市	H26.3.18
12	善右エ門山古墳	方墳	28	堺市北区百舌鳥本町3丁	個人	H26.3.18
13	銭塚古墳	前方後円墳	72	堺市堺区東上野芝町1丁	大阪府	H26.3.18
14	グワシヨウ坊古墳	円墳	長径 61 短径 56	堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁	堺市	H26.3.18
15	旗塚古墳	前方後円墳	57.9	堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁	堺市	H26.3.18
16	寺山南山古墳	方墳	長辺 44.8 短辺 36.3	堺市西区上野芝町1丁	堺市	H26.3.18
17	七観音古墳	円墳	32.5	堺市堺区旭ヶ丘北町5丁	堺市	H26.3.18



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

国指定史跡百舌鳥古墳群の保存管理計画対象古墳

## 2. 指定に至る経過

百舌鳥古墳群は、市の中心部にあり、都市化の波にさらされていることから、多くの古墳が失われ、現在は44基の古墳が残るのみである。第2次世界大戦以前、本古墳群の範囲では都市近郊の田園風景が広がり、古墳とその周辺を取巻く環境は比較的良好であった。しかしながら、戦後の戦災復興期において数多くの古墳が姿を消していくこととなり、市街化が徐々に進んできた。そうした中で、民間主導ではあったが、昭和30年のいたすけ古墳の保存運動を契機として古墳に対する保護の意識は広がりを見せた。昭和31年のいたすけ古墳の史跡指定以後、本市による古墳群の保存の動きは続き、単独ではあったが古墳個々の史跡指定を進めた。

いたすけ古墳は、昭和30年ごろ、土砂の採取と住宅建設という開発危機に際し、市民による保存運動がおこり、昭和31年5月15日に、史跡指定され保全が図られた。塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳は、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然記念物保存法で仮指定された。3基の古墳は、史蹟名勝天然記念物保存法では、仮指定から本指定に指定替えされることがなかった。文化財保護法施行後、市街地拡大による農地の宅地化などで古墳の破壊が進む状況の中で昭和33年5月14日に史跡指定され保全が図られた。史蹟名勝天然記念物保存法での仮指定は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の周辺の古墳のうち、宮内庁が陵墓として編入することができなかつた古墳を保護する意味があったと解される。史跡指定後、宮内庁は、3基の古墳を直接管理するために本市との土地交換を計画するが、条件などが合わず実現していない。

昭和40年代になると文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳に開発の計画がなされる中で、文珠塚古墳が昭和46年4月23日、丸保山古墳が昭和47年7月25日、乳岡古墳が昭和49年1月23日に史跡指定され、公有化が図られた。

昭和50年代以降は新たな史跡指定は行われてこなかったが、昭和60年代に前方部の一部が残存していた大塚山古墳や堺区陵西通に所在する一本松古墳では、開発の計画がなされ記録保存の後に墳丘は消滅した。平成10年代に入り百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録をめざす動きの中で、百舌鳥古墳群に対する保護の意識が再び広がりを見せることとなった。

平成26年3月、これまでに史跡指定を受けた7基とともに統合し、大型前方後円墳と中小古墳を一体的に保全するために鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、御廟表塚古墳、七観音古墳、正楽寺山古墳、銭塚古墳、善右エ門山古墳、寺山南山古墳、ドンチャ山古墳、旗塚古墳10基を追加指定、統合し、これらを一括して国指定史跡「百舌鳥古墳群」の指定名称を与えることにより、貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群の一体的な保全が図られた。



### 3. 史跡指定の状況

#### (1) 指定概要

名 称 : 百舌鳥古墳群  
種 別 : 古墳  
員 数 : 17 基  
指 定 面 積 : 68,226.6 m<sup>2</sup>  
所 有 者 : 堺市、大阪府 他  
指 定 等 種 別、 : 平成26年3月18日（統合・名称変更）  
年月日及び告示番号 文部科学省告示第34号  
指 定 基 準 : 史跡1

指定当時の説明：

4世紀末から6世紀前半にかけて形成された古墳群であり、当時の政治的・社会的構造を如実に示す希有な事例である。このたび、10基の古墳を追加指定するとともに「百舌鳥古墳群」として名称変更し、一体的な保護を図る。

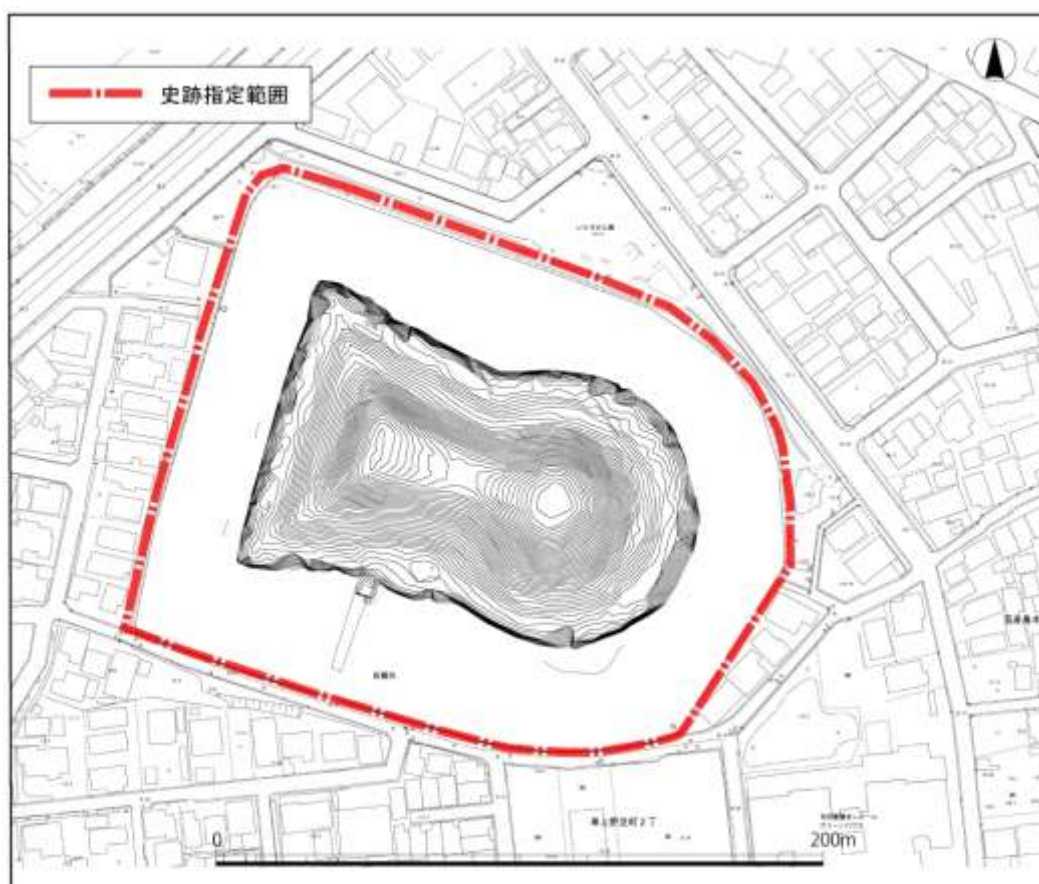
①いたすけ古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : いたすけ古墳  
所 在 地 : 堺市北区百舌鳥本町 3 丁 340, 339 - 1, 339 - 2, 338  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 31 年 5 月 15 日 史跡指定  
文化財保護委員会告示第 20 号  
管 理 団 体 : 堺市 (昭和 31 年 8 月 9 日)  
指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明

字板鶴と称せられる地に有る。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約 140m を有する宏壯な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。

指 定 面 積 : 24,183.00 m<sup>2</sup>



②<sup>ながつか</sup>長塚古墳

種 別 : 史跡（古墳）  
名 称 : 長塚古墳  
所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 260 - 1～260 - 5  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 33 年 5 月 14 日 史跡指定  
文化財保護委員会告示第 44 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明

仁徳天皇陵の東南約 150m に位置し、前方部後円部ともに高さ約 9m の西面する丘状よく整った前方後円墳である。武内宿禰の墓などと伝えられるが定かでない。

指 定 面 積 : 5,099.62 m<sup>2</sup>



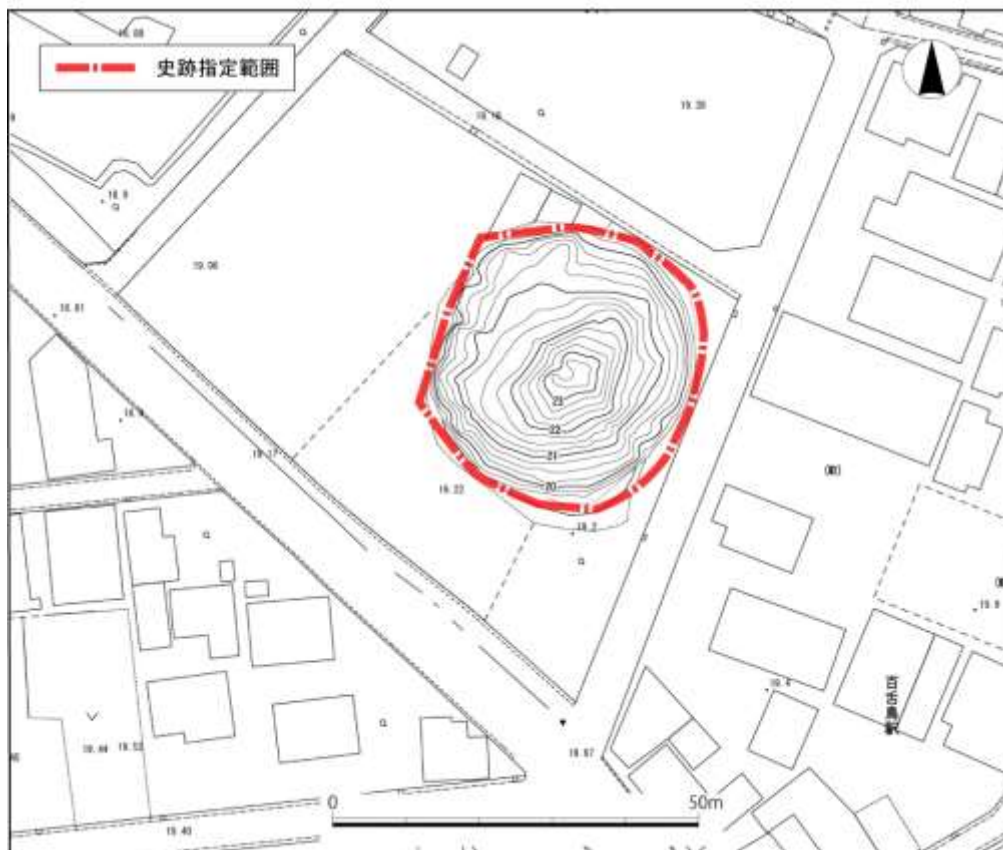
③ <sup>おさめづか</sup>収塚古墳

種 別 : 史跡（古墳）  
名 称 : 収塚古墳  
所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 149  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 33 年 5 月 14 日 史跡指定  
文化財保護委員会告示第 44 号  
指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明

仁徳天皇陵の東南に近接して存する。基底径約 40m、高さ約 4.5mの円墳をなし、北がわに堀の痕跡をとどめている。墳丘は低平でやや旧規を損なうも百舌鳥古墳群の一として重要である。

指 定 面 積 : 743 m<sup>2</sup>



④塚廻古墳

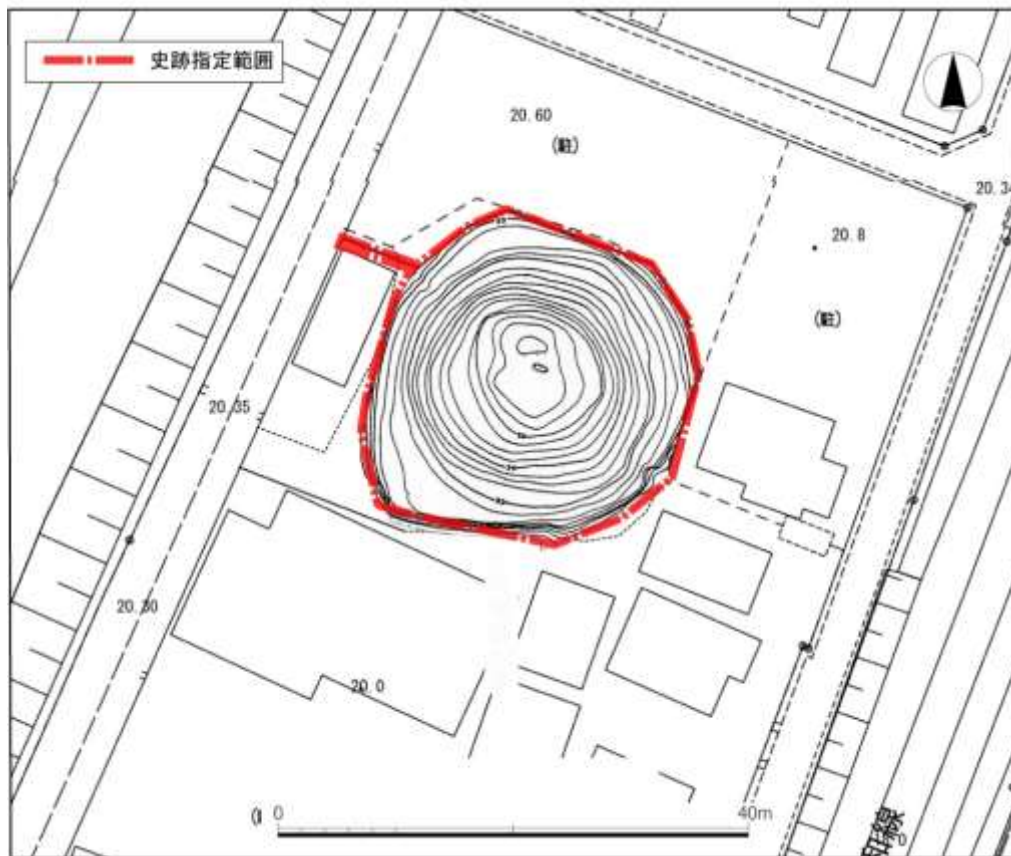
種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 塚廻古墳  
所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 1 丁 27  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 33 年 5 月 14 日 史跡指定  
文化財保護委員会告示第 44 号  
指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明

仁徳天皇陵の東方に近接して存する。基底径約 30m、高さ約 9.5mの円墳をなし、周囲に円筒埴輪列がめぐらされている。明治 45 年 6 月坪井正五郎博士、柴田常恵氏等によって発掘され封土深く刳抜いた丸木船状の木材施設があることがたしかめられ、鏡、刀、劍、勾玉、管玉、棗玉、丸玉、小玉等が発見された。

百舌鳥古墳群の一として重要な存在をなすものである。

指 定 面 積 : 704 m<sup>2</sup>



⑤<sup>もんじゅづか</sup>文珠塚古墳

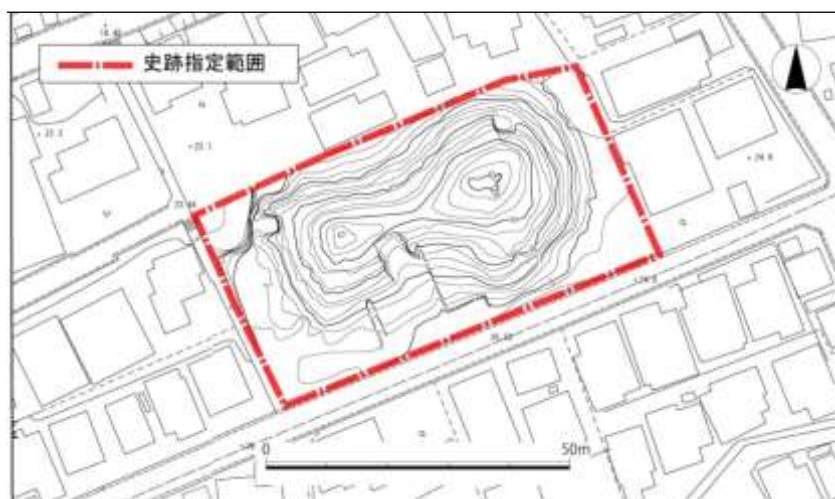
種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 文珠塚古墳  
所 在 地 : 堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁772-3  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和46年4月23日 史跡指定 文部省告示第122号  
指 定 基 準 : 史跡1  
指定当時の説明

文珠塚古墳は、国鉄阪和線の上野芝駅南方にあり、履中天皇陵の位置する南方、石津川の支流を隔てた丘陵上にある前方後円墳である。墳丘の全長は、約70mあり、後円部の直径約35m、高さ約6m、前方部の幅約35m、高さ約5mを計ることができる。埴輪・葺石・周濠などの諸施設は明らかでなく、また内部主体も不明であるが、墳形から推して、おおよそ6世紀頃を中心とした古墳と考えられるものである。

この地域は、概括して応神・仁徳天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の南限界部を構成するところであり、本古墳の位置からすれば、その南端を示すものとされよう。しかしながらこの一帯は、昭和34年頃から市街地化が激しく、既に他の古墳は失われているが、かつて6世紀を中心とする群集墳(百舌鳥野南古墳群)の所在地として広く知られていたところであり、これに属するものと考えられよう。本古墳は丘陵上の最高所に位置しているなどの占地条件からして、この百舌鳥野南古墳群の中での主墳として位置づけることのできる性格を有するとされる。

古墳周辺は人家密集地となり、また後円頂部の一部には、採土跡もみられるが、なお全体的に墳形はよく保たれている。現在、既に古墳群としての形態は失われてはいるが、和泉地方における数少ない群集墳の主墳と目されるもので貴重である。

指 定 面 積 : 1,650.00 m<sup>2</sup>



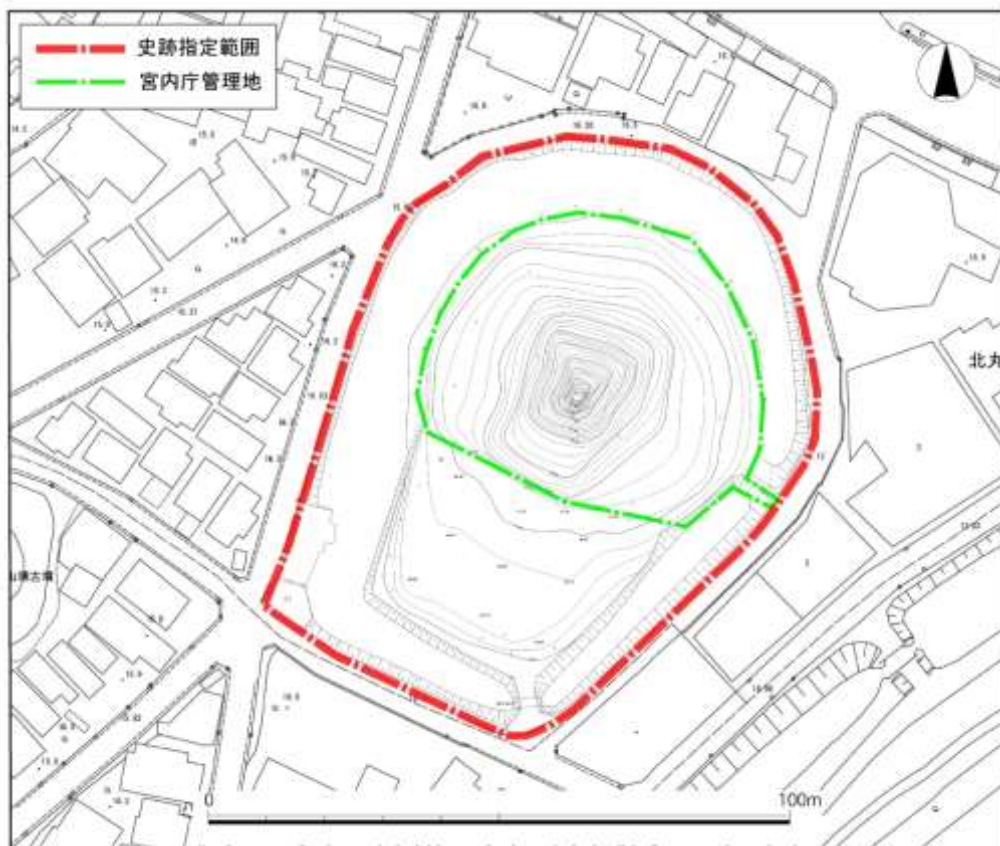
まるほやま  
⑥丸保山古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 丸保山古墳  
所 在 地 : 堺市堺区北丸保園 30, 31 - 1, 32  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 47 年 7 月 25 日 史跡指定 文部省告示第 113 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明

仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30mにある全長 80m、後円部径 60m、前方部幅 50mの前方後円墳で、幅 10mの外濠をめぐらしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく遺されている。

仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30mになる前方後円墳。幅 10mの外濠を巡らしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく残されている。

指 定 面 積 : 8,190.35 m<sup>2</sup>



⑦<sup>ちのおか</sup>乳岡古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 乳岡古墳  
所 在 地 : 堺市堺区石津町 2 丁 620 - 1, 620 - 2, 620 - 34～620 - 39,  
609 - 10, 634

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 昭和 49 年 1 月 23 日 史跡指定 文部省告示第 6 号

指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明

大阪平野の南部に本邦最大の古墳群[[百舌鳥]もず]古墳群がある。乳岡古墳は、この古墳群の最も西南に位置する大形の前方後円墳である。墳丘は前方部を西南に向け、全長約 150mをはかる。後円部は径約 94m、高さ約 14m、昭和 47 年の発掘調査により、その墳頂ほぼ中央に粘土で被覆された長持形石棺からなる主体部が遺存していることが確認された。長持形石棺は墳丘の主軸にほぼ平行して検出されており、その被覆粘土の南に接した個所から車輪石・鍬形石等の破片と石棺材片が散乱して発見された。あるいは長持形石棺のほかにも主体部があったかと思われる。

現在、乳岡古墳は前方部のほとんどを失っているが、なお百舌鳥古墳群の西南部、もつとも大阪湾寄りに築造された大形の前方後円墳として、重要なものである。

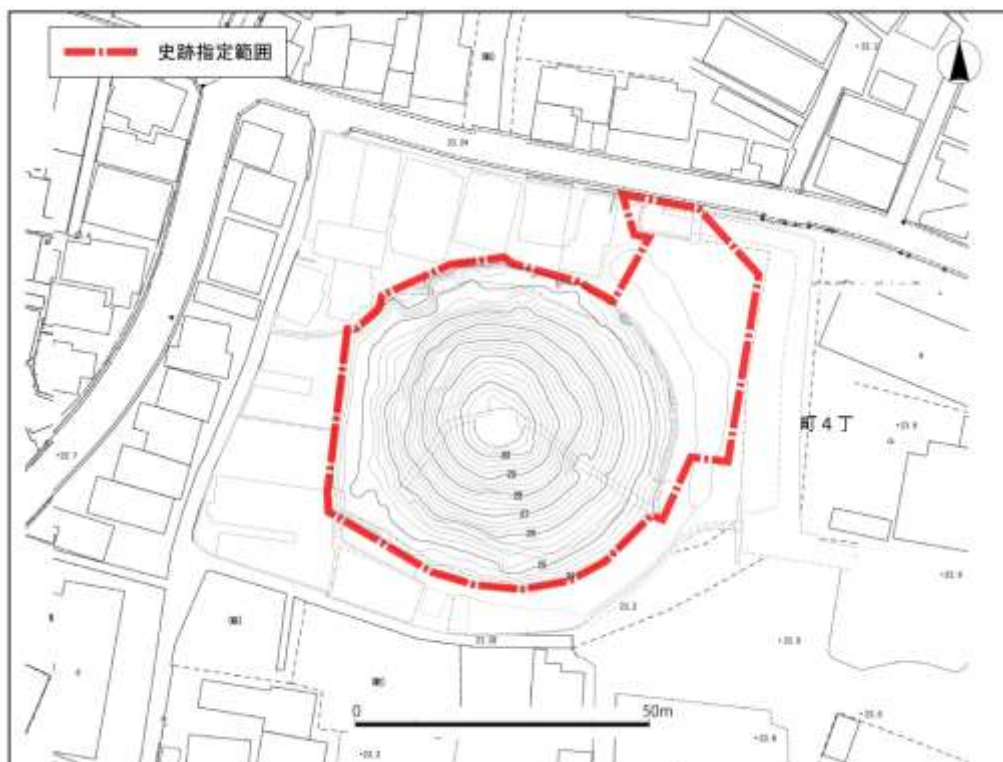
指 定 面 積 : 5,529.25 m<sup>2</sup>





ごびょうおもてづか  
⑧御廟表塚古墳

- 種 別 : 史跡（古墳）  
名 称 : 百舌鳥古墳群 御廟表塚古墳  
所 在 地 : 堺市北区中百舌鳥町 4 丁 536-6, 543-1 の各一部, 546  
(536 番 6 のうち実測 304.49 m<sup>2</sup>、543 番 1 のうち実測 351.45 m<sup>2</sup>、546 番。)  
指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 3,269.26 m<sup>2</sup>



⑨ドンチャ<sup>やま</sup>山古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 ドンチャ山古墳  
所 在 地 : 堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 294

(国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による第VI座標系を基準とするAN0509 地点(X=-161345.464m Y=-46425.787m)、AN0510 地点(X=-161353.190m Y=-46418.038m)、AN0511 地点(X=-161364.132m Y=-46418.022m)、AN0512 地点(X=-161371.880m Y=-46425.748m)、AN0513 地点(X=-161371.896m Y=-46436.690m)、AN0514 地点(X=-161364.170m Y=-46444.438m)、AN0515 地点(X=-161353.229m Y=-46444.454m)、AN0516 地点(X=-161345.480m Y=-46436.728m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 578.07 m<sup>2</sup>



⑩<sup>しょうらくじやま</sup>正楽寺山古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 正楽寺山古墳  
所 在 地 : 堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 294

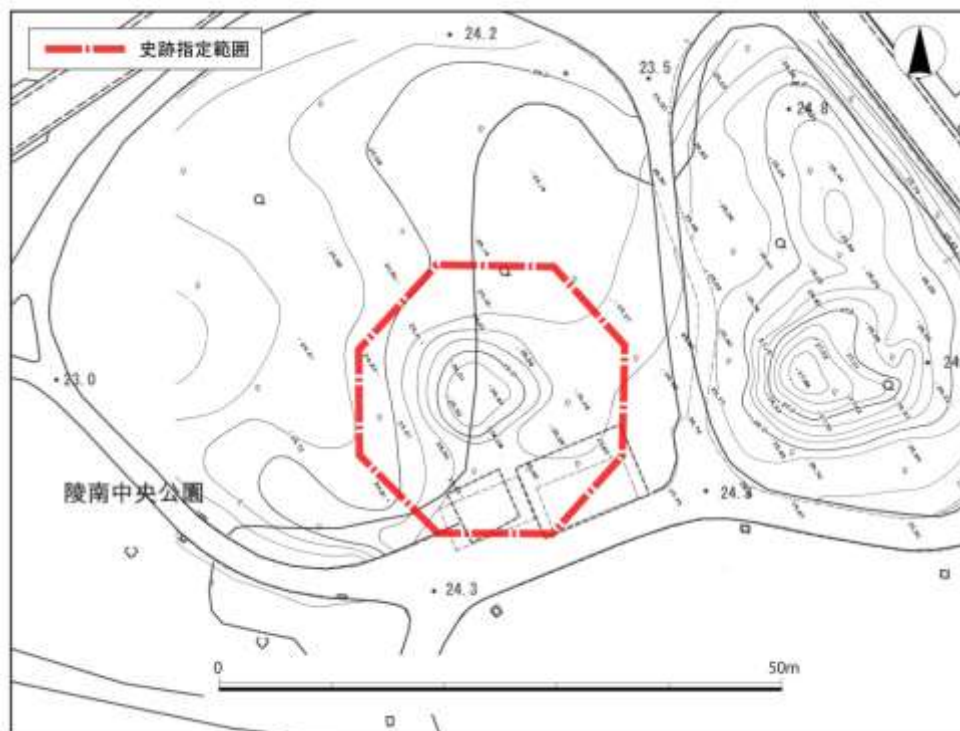
(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする A N0501 地点 (X=-161348.865m Y=-46458.714m)、A N0502 地点 (X=-161355.752m Y=-46451.810m)、A N0503 地点 (X=-161365.504m Y=-46451.799m)、A N0504 地点 (X=-161372.408m Y=-46458.686m)、A N0505 地点 (X=-161372.419m Y=-46468.438m)、A N0506 地点 (X=-161365.532m Y=-46475.342m)、A N0507 地点 (X=-161355.780m Y=-46475.353m)、A N0508 地点 (X=-161348.876m Y=-46468.466m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号

指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。

指 定 面 積 : 459.17 m<sup>2</sup>



⑪ <sup>かがみづか</sup>鏡塚古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 鏡塚古墳  
所 在 地 : 堺市北区百舌鳥赤畑町 2 丁 90-1 , 90-2, 91-1, 91-5

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする A H0202 地点 (X=-159469.617m Y=-46739.480m)、K O0215 地点 (X=-159469.002m Y=-46737.418m)、K O0216 地点 (X=-159468.749m Y=-46737.258m)、A H0203 地点 (X=-159472.322m Y=-46732.072m)、A H0204 地点 (X=-159474.472m Y=-46729.874m)、A H0205 地点 (X=-159477.332m Y=-46728.720m)、A H0206 地点 (X=-159481.301m Y=-46728.306m)、A H0207 地点 (X=-159485.182m Y=-46730.195m)、A H0208 地点 (X=-159487.717m Y=-46732.318m)、K O0213 地点 (X=-159487.989m Y=-46732.723m)、A H0209 地点 (X=-159489.444m Y=-46734.895m)、A H0210 地点 (X=-159490.448m Y=-46738.382m)、A H0211 地点 (X=-159488.713m Y=-46742.773m)、K O0211 地点 (X=-159487.861m Y=-46744.693m)、A H0201 地点 (X=-159486.234m Y=-46746.177m)、K O0212 地点 (X=-159483.161m Y=-46744.938m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 251.36 m<sup>2</sup>



⑫<sup>せん え もんやま</sup>善右エ門山古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 善右エ門山古墳  
所 在 地 : 堺市北区百舌鳥本町 3 丁 424-1, 430-1, 430-2

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする 432 地点 (X=-160458.625m Y=-47118.492m)、HE04395 地点 (X=-160445.679m Y=-47119.910m)、KO0415 地点 (X=-160416.178m Y=-47093.812m)、AH0404 地点 (X=-160432.323m Y=-47090.130m)、AH0403 地点 (X=-160431.839m Y=-47088.029m)、AH0402 地点 (X=-160437.811m Y=-47082.911m)、KO0413 地点 (X=-160441.533m Y=-47080.437m)、KO0403 地点 (X=-160446.334m Y=-47077.247m)、KO0414 地点 (X=-160454.016m Y=-47088.548m)、KO0412 地点 (X=-160455.747m Y=-47091.093m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年 月 日 及 び 告 示 番 号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指 定 当 時 の 説 明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 967.09 m<sup>2</sup>

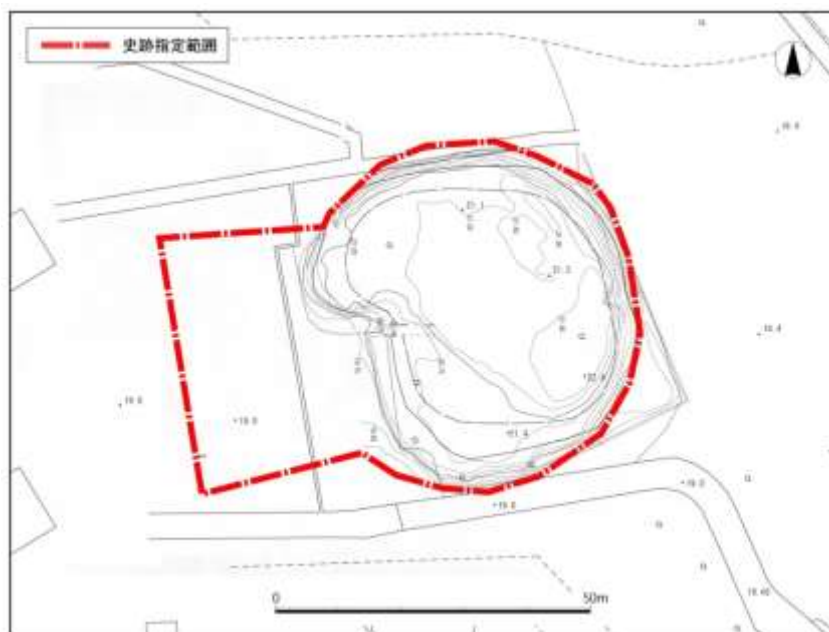


⑬<sup>せにづか</sup>銭塚古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 銭塚古墳  
所 在 地 : 堺市堺区東上野芝町 1 丁 71-1

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする A H0302 地点 (X=-160172.995m Y=-47365.990m)、E N0364 地点 (X=-160153.199m Y=-47368.963m)、E N0363 地点 (X=-160150.891m Y=-47369.181m)、A H0301 地点 (X=-160131.012m Y=-47370.986m)、E N0334 地点 (X=-160130.993m Y=-47346.058m)、K O0302 地点 (X=-160123.901m Y=-47340.119m)、K O0303 地点 (X=-160119.234m Y=-47332.134m)、K O0304 地点 (X=-160117.760m Y=-47323.002m)、K O0305 地点 (X=-160119.649m Y=-47313.948m)、K O0306 地点 (X=-160124.456m Y=-47306.045m)、K O0307 地点 (X=-160131.639m Y=-47300.217m)、K O0308 地点 (X=-160140.344m Y=-47297.089m)、K O0309 地点 (X=-160149.592m Y=-47297.285m)、K O0310 地点 (X=-160158.224m Y=-47300.611m)、K O0311 地点 (X=-160165.213m Y=-47306.670m)、K O0312 地点 (X=-160169.706m Y=-47314.755m)、K O0313 地点 (X=-160171.222m Y=-47323.880m)、K O0314 地点 (X=-160169.650m Y=-47332.996m)、E N0348 地点 (X=-160164.977m Y=-47340.988m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指 定 当 時 の 説 明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 3031.51 m<sup>2</sup>



⑭グワシヨウ坊古墳<sup>ほう</sup>

種 別 : 史跡 (古墳)  
 名 称 : 百舌鳥古墳群 グワシヨウ坊古墳  
 所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁 508, 510, 511, 512-1, 522, 537,  
 538, 539, 540, 541, 543, 544, 545, 546, 603 (ほかり道・水路)

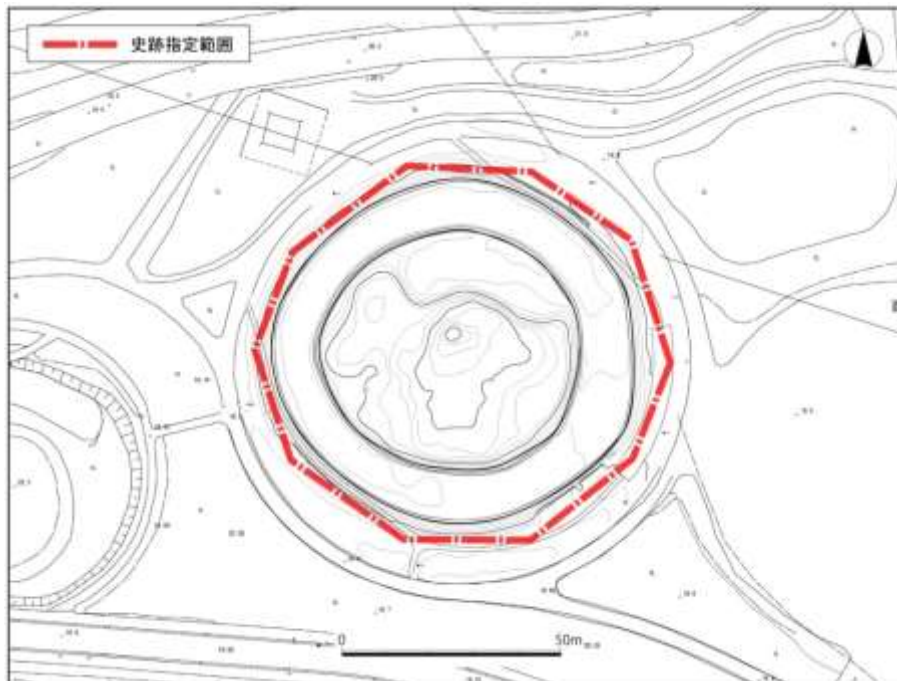
(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするA2-1 地点(X=-159913.731 m Y=-47386.084m)、A3-1 地点(X=-159931.110m Y=-47410.576m)、96 H地点(X=-159951.087m Y=-47419.354m)、A4-1 地点(X=-159952.699m Y=-47420.093m)、124H地点(X=-159975.869m Y=-47413.122m)、A5-1 地点(X=-159978.432m Y=-47412.350m)、A6-1 地点(X=-159996.984m Y=-47385.373m)、109H地点(X=-159996.909m Y=-47380.650m)、108H地点(X=-159996.835m Y=-47375.989m)、107H地点(X=-159996.746m Y=-47370.379m)、A7-1 地点(X=-159996.537m Y=-47357.225m)、106H地点(X=-159987.913m Y=-47345.285m)、131H地点(X=-159986.761m Y=-47343.691m)、A8-1 地点(X=-159979.751m Y=-47333.985m)、105H地点(X=-159976.091m Y=-47332.653m)、104H地点(X=-159975.094m Y=-47332.290m)、103H地点(X=-159970.617m Y=-47330.661m)、102H地点(X=-159961.730m Y=-47327.428m)、A9-1 地点(X=-159956.286m Y=-47325.446m)、A10-1 地点(X=-159929.327m Y=-47334.205m)、98H地点(X=-159924.078m Y=-47341.507m)、A11-1 地点(X=-159911.935m Y=-47358.397m)、97H地点(X=-159913.502m Y=-47382.555m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
 年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号

指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。

指 定 面 積 : 6,049.07 m<sup>2</sup>

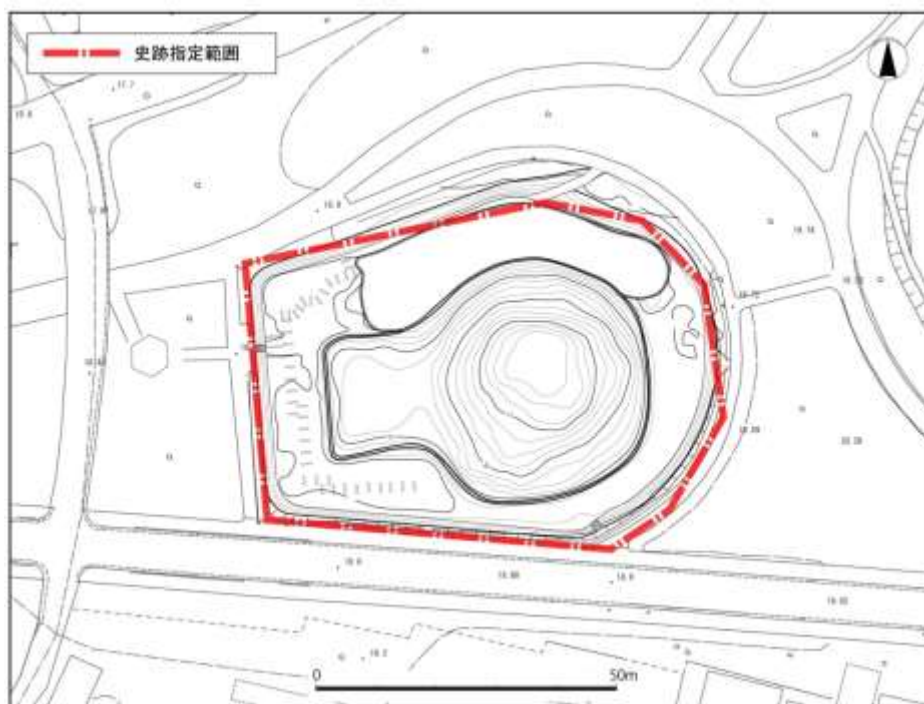


⑮<sup>はたづか</sup>旗塚古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 旗塚古墳  
所 在 地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町 3 丁 530, 526-1, 528, 529, 531

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする 03H地点(X=-159964.766m Y=-47525.332m)、02H地点(X=-159999.209m Y=-47522.175m)、01H地点(X=-160009.267m Y=-47521.253m)、47H地点(X=-160013.087m Y=-47468.209m)、12H地点(X=-160013.375m Y=-47464.216m)、11H地点(X=-160007.105m Y=-47454.363m)、10H地点(X=-160000.279m Y=-47450.613m)、09H地点(X=-159994.871m Y=-47447.647m)、08H地点(X=-159991.062m Y=-47445.558m)、07H地点(X=-159970.515m Y=-47449.047m)、06H地点(X=-159964.394m Y=-47456.213m)、05H地点(X=-159958.170m Y=-47463.499m)、04H地点(X=-159956.101m Y=-47477.047m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 3,759.14 m<sup>2</sup>





てらやまのみやま  
⑩ 寺山南山古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
 名 称 : 百舌鳥古墳群 寺山南山古墳  
 所 在 地 : 堺市西区上野芝町 1 丁 314-1, 309-1, 318-1, 338-4 (ほか水路)

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするK O 0101 地点 (X=-160062.748 m Y=-47759.462 m)、K O 0102 地点 (X=-160058.352 m Y=-47754.195 m)、K O 0103 地点 (X=-160055.894 m Y=-47751.250 m)、K O 0104 地点 (X=-160052.805 m Y=-47747.549 m)、K O 0105 地点 (X=-160052.033 m Y=-47746.624 m)、A N 0102 地点 (X=-160021.415 m Y=-47709.938 m)、K O 0106 地点 (X=-160025.809 m Y=-47706.265 m)、K O 0107 地点 (X=-160028.359 m Y=-47704.134 m)、A N 0103 地点 (X=-160065.354 m Y=-47673.214 m)、K O 0108 地点 (X=-160092.987 m Y=-47706.061 m)、K O 0109 地点 (X=-160096.253 m Y=-47709.943 m)、K O 0110 地点 (X=-160116.385 m Y=-47733.874 m)、K 8106 X 地点 (X=-160103.018 m Y=-47740.538 m)、K 8107 X 地点 (X=-160088.394 m Y=-47747.829 m)、K 8108 X 地点 (X=-160074.925 m Y=-47754.545 m)、K 8001 P 地点 (X=-160067.768 m Y=-47758.113 m)、K 8002 K 地点 (X=-160062.962 m Y=-47759.413 m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
 年月日及び告示番号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号

指 定 基 準 : 史跡 1

指定当時の説明 : 百舌鳥古墳群と同じ。

指 定 面 積 : 4,154.75 m<sup>2</sup>

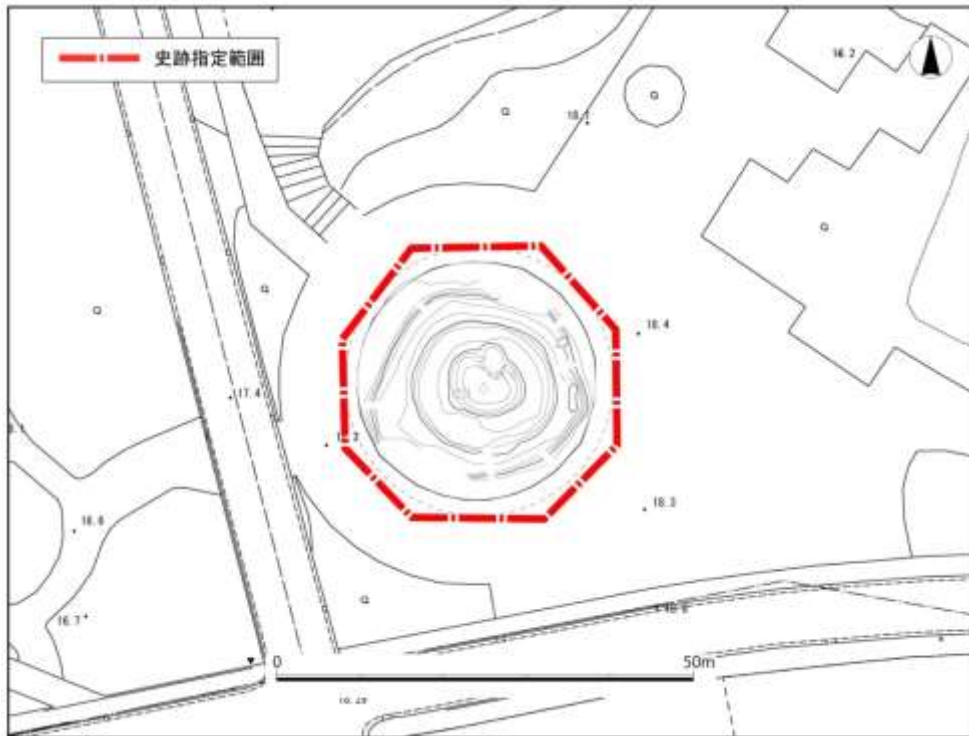


⑰<sup>しちかんのん</sup>七観音古墳

種 別 : 史跡 (古墳)  
名 称 : 百舌鳥古墳群 七観音古墳  
所 在 地 : 堺市堺区旭ヶ丘北町 5 丁 226, 220-4, 220-5

(国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする S 2-1 地点 (X = -159961.829 m Y = -47748.764 m)、S 3-1 地点 (X = -159961.829 m Y = -47762.562 m)、S 4-1 地点 (X = -159970.953 m Y = -47771.684 m)、S 5-1 地点 (X = -159985.002 m Y = -47771.684 m)、S 6-1 地点 (X = -159994.016 m Y = -47762.670 m)、S 7-1 地点 (X = -159994.016 m Y = -47748.015 m)、S 8-1 地点 (X = -159985.148 m Y = -47739.147 m)、K S 9-1 地点 (X = -159971.445 m Y = -47739.147 m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。)

指 定 等 種 別、  
年 月 日 及 び 告 示 番 号 : 平成 26 年 3 月 18 日 史跡指定 文部科学省告示第 34 号  
指 定 基 準 : 史跡 1  
指 定 当 時 の 説 明 : 百舌鳥古墳群と同じ。  
指 定 面 積 : 879.46 m<sup>2</sup>



(2) 指定地の現状

①歴史的調査

これまでの史跡百舌鳥古墳群に関する発掘調査の履歴は以下のとおりである。

昭和 60 年代までは周濠調査を中心に実施し、平成 12 年頃からは周濠調査に加えて、墳丘を調査し、近年は地中レーダ探査を実施している。

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴 1 (2000年以前)

調査年	調査対象	調査概要	(報告書刊行年)
昭和 47 年	乳岡古墳	埋葬施設調査(発掘)	(2010)
昭和 56・57 年	銭塚古墳	墳丘裾・前方部調査(試掘)	(2009)
昭和 58 年	七観音古墳	周濠調査(発掘)	(2008)
	ドンチャ山古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
	正楽寺山古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
昭和 60 年	乳岡古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
昭和 61 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(1989)
	旗塚古墳	周濠調査(発掘)	(1988)
昭和 62 年	御廟表塚古墳	周濠調査(発掘)	(1988)
平成 2 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)、外周・二重濠調査(試掘・立会)	(1996)
	塚廻古墳	外周・二重濠調査(試掘・立会)	(1996)
平成 5 年	長塚古墳	周濠調査(発掘)	(1994)
平成 6 年	長塚古墳	周濠調査(発掘)	(1995)
	御廟表塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(2008)
平成 6 年 平成 7 年	鏡塚古墳	墳丘・周濠調査(発掘)	(1996)
平成 9 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(1999)
平成 11 年	御廟表塚古墳	周濠調査(試掘・立会)、墳丘調査(試掘・立会)	(2008)
平成 11 年 平成 12 年	寺山南山古墳	墳丘調査(発掘)	(2002)

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴 2 (2001 年以降)

調査年	調査対象	調査概要	(報告書刊行年)
平成 12 年	善右エ門山古墳	範囲確認(発掘)	(2012)
平成 14 年	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2003)
平成 15 年	長塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(2005)
	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2004)
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2004)
平成 16 年	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2005)
	塚廻古墳	周濠調査(発掘)	(2005)
	善右エ門山古墳	墳丘調査(発掘)	(2005)
平成 17 年	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2006)
平成 18 年	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2008)
平成 19 年	長塚古墳 文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2008)
	旗塚古墳 グワシヨウ坊古墳	外周・二重濠調査(試掘・立会)	(2008)
	銭塚古墳	後円部墳丘・墳丘裾調査(発掘)	(2009)
	長塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2009)
平成 20 年	収塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)	(2009) 周濠のみ (2010) 墳丘・周濠
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2009)
	旗塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、地中レーダ探査	(2011)
	グワシヨウ坊古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、 地中レーダ探査、墳丘土質分析	(2009)
	乳岡古墳 長塚古墳 収塚古墳 文珠塚古墳 塚廻古墳 御廟表塚古墳	地中レーダ探査	(2010)
平成 21 年	寺山南山古墳 ドンチャ山古墳	墳丘調査(発掘)	(2011)
	寺山南山古墳	地中レーダ探査 墳丘調査(発掘)	(2012)

## ②自然的調査

### <地形・地質>

大阪府の中央南西部に位置する本市は、西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵に画されている。泉北丘陵地の標高は268.9mが最も高く、海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられる。

大阪湾に沿った平地は、砂堆及び海岸低地からなる。砂堆は堺砂堆と名付けられ標高3～5mの範囲でかまぼこ状をなし、北は難波砂堆に、南は高石砂堆に続いている。海岸低地から一段上がった部分は低・中位段丘である信太山台地が位置し、この台地の西端の標高6～26mの範囲に百舌鳥古墳群が築造されるとともに、古墳築造に関連する集落、生産遺跡などが数多く存在する。

古墳は、信太山台地の地形を利用して築造された。反正天皇陵古墳(田出井山古墳)、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)は、台地の西端に沿うように南北に並んでいる。また、大仙公園のどら池を通る東西の谷に沿うように、北側に狐山古墳、竜佐山古墳、孫太夫山古墳などがあり、南側には収塚古墳、長塚古墳、グワシヨウ坊古墳、旗塚古墳などが点在する。

### <水辺>

本市域内における主な水辺としては、河川、水路、池などがある。なかでも河内、泉州の水辺を特色づけるため池は、本市域内に639ヶ所(満水面積100㎡以上)残っている。これらの大半は農業灌漑用であり、現在約946haの水田を灌漑している。

百舌鳥古墳群の西側には石津川が流れ、その支流として御廟山古墳の南側に百舌鳥川が、ニサンザイ古墳の南側に美濃川が流れる。百舌鳥川の南岸斜面には百舌鳥梅町窯跡や埴輪片の集積がみられた百舌鳥高田下遺跡があり、古墳時代には埴輪生産が行われていた。更に美濃川には、百舌鳥古墳群築造とのつながりが深い集落である土師遺跡があり、当時、貴重な水源であったと考えられる。

百舌鳥古墳群の周辺では、中世に耕作地の開発が始まり、近世になると「夕雲開」などの新田開発が行われ、更に、狭山池の水を仁徳天皇陵古墳(大山古墳)の濠まで引くことで、灌漑用水としての利用が高まり、古墳の周辺に田畑が広がる景観が形成された。古墳の濠はため池として貴重な水源となっており、戦後まで近隣の田畑を潤していた。かつては、信濃池から御廟山古墳、いたすけ古墳、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)へとつながる水路が存在していた。

その後、市街化の進行に伴い、古墳の濠の大半はため池としての役割を終えたが、豪雨の際の水量調整池、防火用貯留池としての利用、あるいは防災空間や都市における貴重な自然空間として市民に憩いの場を提供するなど重要な役割を果たしている。一方、用水路の遮断や、下水・雨水管の整備により、水の出入りが減少するようになり、水質悪化を引き起こしている濠もみられる。

### <動植物>

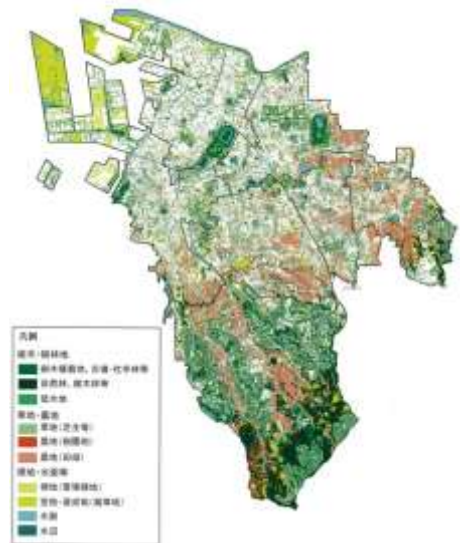
本市の緑は、都市の発展過程とともに姿を変えつつも、その自然特性や歴史文化特性と深く結びつき市民の手でこれまで守り育まれてきたもので、その現況は、市域の約 44%が緑地であり、その内訳は、樹林地や植栽地などの「樹林・樹木」が約 15%、芝生地や田畑などの「草地・農地」が約 14%、また、グラウンドや造成地、ため池や河川などの「裸地・水面」が約 15%である。分布は、南区の丘陵地には二次林などの樹林地、市の中央以南には農地、堺区の北西の臨海部には広大な埋立地（裸地）がある。百舌鳥古墳群が分布する堺区や西区、北区は市街地で緑地が少ないが、大規模な公園緑地と古墳が市街地の貴重な緑になっている。

百舌鳥古墳群及びその周辺は、古くから人が居住し、森を拓いて農地化したり、樹木を伐採し燃料としたため、もともとの森林は全て伐採されている。平地は古くから開発され、現在ではほとんど宅地化されている。陵墓においても明治時代に立ち入りを禁止されるまでは、地域の貴重な山林資源として薪炭利用されていた歴史を持つ。その後立ち入りが禁止され、樹木の伐採も保全以外になされておらず、常緑樹を主とした状態が確認される。古墳の植生は、主にアラカシ、ナナミノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林となっている。

史跡指定地の植生は、その土地利用の相違や時間的経過によって発達段階に差異が認められる。乳岡古墳の墳頂部や丸保山古墳の前方部は、史跡指定前において公有化まで建造物が建っていたため樹林密度は低い。また、いたすけ古墳は指定後環境整備事業により墳丘樹林を全て伐採し、その後人の手がほとんど加えられていない。一般に、伐採などによって更新された林は、その年代によって松林であったりカシやサカキなどの林であったりと発達初期や中期の林相が見られ、古くから人手が入らずよく発達した林ではシイ・クスなどの常緑樹が良く茂った林の様子が見られる。古墳の緑は、自然の姿が最も良く保たれているとともに、植生の状況は人との関わりをも示すものである。

多くの古墳は人々の立ち入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地として、カルガモ、コサギ、モズなどの留鳥、ツバメ、コアジサシなどの夏鳥、カモ、ツグミ、アオジなどの冬鳥が観察されている。また、史跡指定地内の墳丘や濠にはタヌキやフナ・モツゴなどの魚類が生息し、更に外来生物アライグマ・ブルーギルなどが観察されている。

市街地に立地する百舌鳥古墳群は、歴史文化遺産であるとともに、市街地の環境を守る貴重な緑の役割を果たしている。



緑の分布図



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右工門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

### 凡例

- 41, 270200 アラカシ群落
- 46, 271102 カナメモチーコジイ群落
- 58, 300104 ケヤキムクノキ群落
- 60, 320100 ヤナギ高木群落(VI)
- 66, 400100 シイ・カシニ次林
- 69, 410105 アバマキーコナラ群落
- 70, 420102 モチツツジアカマツ群落
- 75, 440200 クズ群落
- 79, 460000 伐採跡地群落(VII)
- 82, 470400 ヨシクラス
- 91, 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 95, 541000 その他植林
- 96, 550000 竹林
- 99, 580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等

- 110, 470900 河辺一年生草本群落(タウコギクラス)
- 113, 470403 セイタカヨシ群落
- a, 570300 畑雑草群落
- b, 570400 水田雑草群落
- d, 570500 放棄水田雑草群落
- e, 570200 果樹園
- f, 570100 路傍・空地雑草群落
- h, 560100 ゴルフ場・芝地
- l, 580101 緑の多い住宅地
- k, 580100 市街地
- L, 580300 工場地帯
- m, 580400 造成地
- r, 580700 自然裸地
- w, 580600 開放水域

植生図

## 4. 古墳群を取巻く社会的状況

### (1) 関連法規制

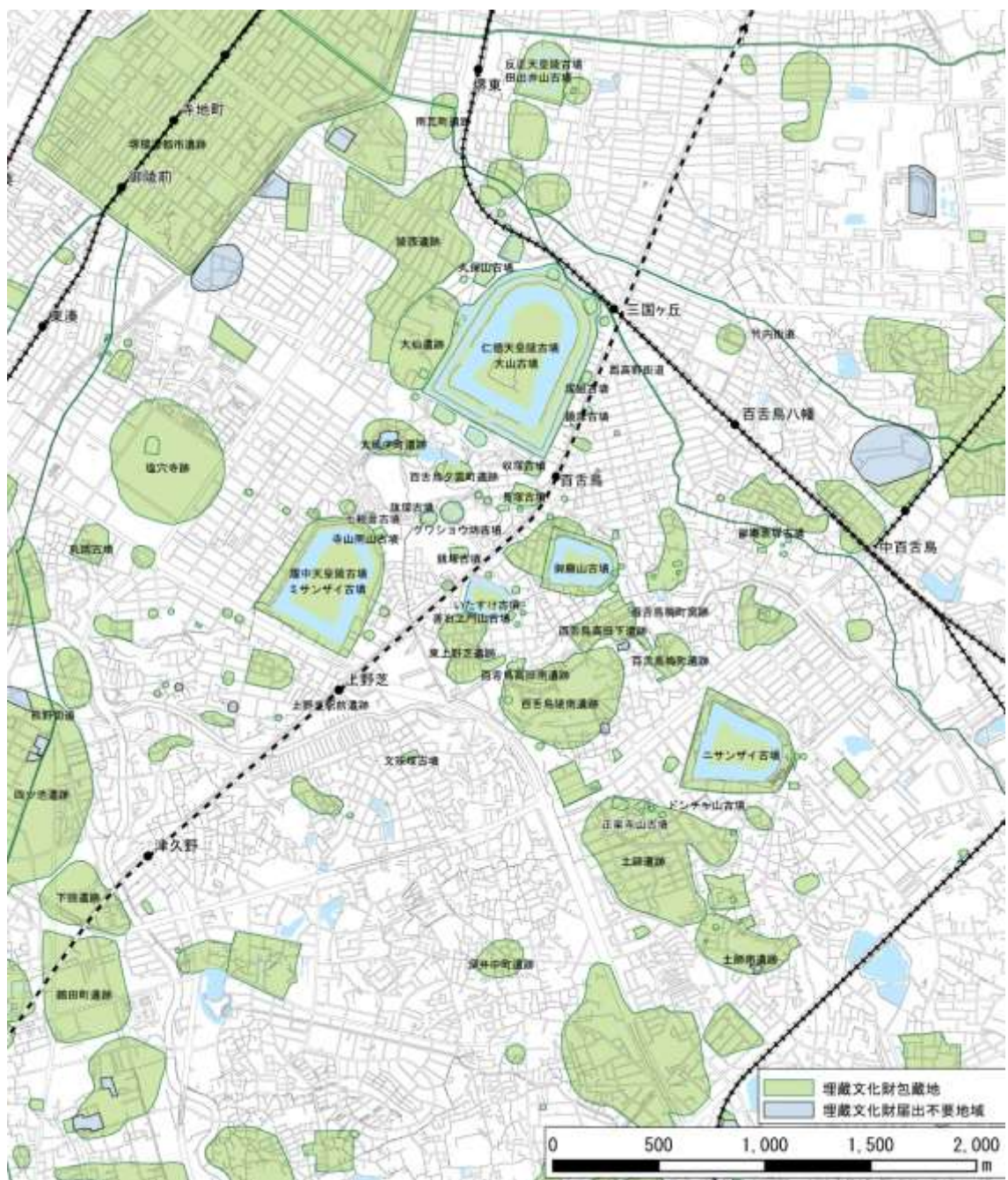
#### ①文化財保護法

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第 125 条に基づき文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為内容等については別途本計画書第 3 章 5 に定める。

史跡の周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が分布する。これらのなかには、百舌鳥古墳群に関連した遺跡がある。百舌鳥古墳群築造以前の 4 世紀に営まれた集落は、石津川流域において、四ッ池遺跡、下田遺跡、鶴田町遺跡などがある。また、百舌鳥古墳群内には、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥高田下遺跡、百舌鳥陵南遺跡、土師遺跡などで 5 世紀の集落を確認している。更に、南瓦町遺跡、塩穴寺跡では漆が付着した須恵器が、陵西遺跡、百舌鳥夕雲町遺跡、大仙中町遺跡では、祭祀に用いられた滑石製品と土器類が、百舌鳥陵南遺跡では多量の木製品が、土師遺跡では鉄滓が出土しており、これらは古墳の築造を支えた集落と考えられる。集落以外の遺跡については、百舌鳥梅町窯跡で埴輪窯を、上野芝駅前遺跡や土師南遺跡で古墳の周濠の可能性のある溝を確認している。

これら史跡に密接に関係する遺跡をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際には、掘削に着手する前に文化財保護法第 93 条第 1 項、第 94 条第 1 項に基づき文化庁長官に届け出なければならない。更に、工事中、若しくは試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見が生じた際においても、文化財保護法第 96 条、97 条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。





史跡百舌鳥古墳群周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

## ②都市計画法

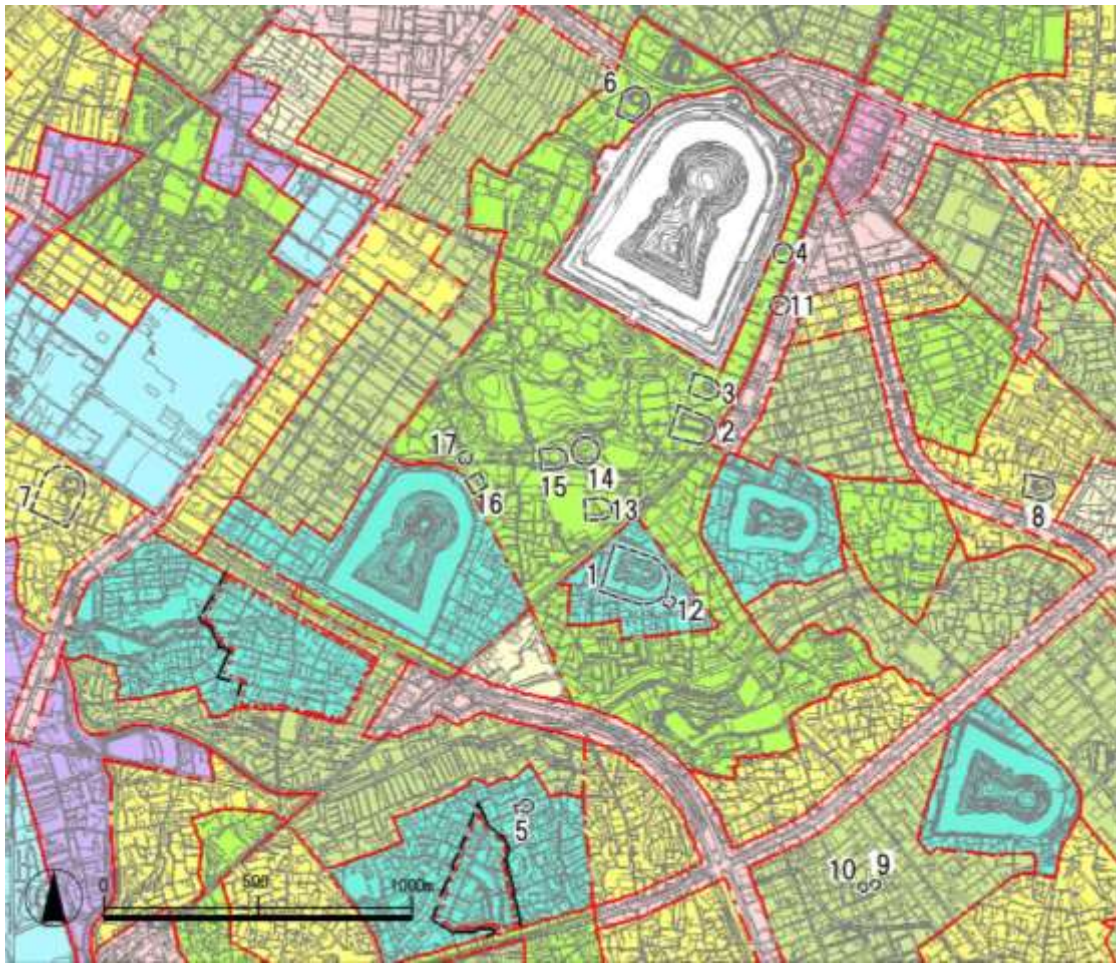
各古墳は市街化区域となっており、用途地域等が定められている。各古墳の地域地区（用途地区等）及び都市施設の位置づけについては以下のとおりである。

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地区等）の内容	都市計画施設
1	いたすけ古墳	用途地域 : 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 : 50% 容積率 : 100% 高度地区 : 第1種 その他 : 建築物の高さの限度 10m	都市計画公園（いたすけ公園）
2	長塚古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 容積率 : 200% 高度地区 : 第2種 その他 : 大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
3	収塚古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 容積率 : 200% 高度地区 : 第2種 その他 : 大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
4	塚廻古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 容積率 : 200% 高度地区 : 第2種 その他 : 大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
5	文珠塚古墳	用途地域 : 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 : 50% 容積率 : 100% 高度地区 : 第1種 その他 : 建築物の高さの限度 10m	—
6	丸保山古墳	用途地域 : 第一種中高層住居専用地域 容積率 : 200% 高度地区 : 第2種 その他 : 大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	一部都市計画公園（大仙公園）
7	乳岡古墳	用途地域 : 第一種住居地域 建ぺい率 : 60% 容積率 : 200% 防火・準防火地域 : 準防火地域	—

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地区等）の内容	都市計画施設
8	御廟表塚古墳	用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 防火・準防火地域：準防火地域	—
9	ドンチャ山古墳	用途地域：第二種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度地区：第2種 防火・準防火地域：準防火地域	都市計画公園（陵南中央公園）
10	正楽寺山古墳	用途地域：第二種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 高度地区：第2種 防火・準防火地域：準防火地域	都市計画公園（陵南中央公園）
11	鏡塚古墳	用途地域：近隣商業地域 建ぺい率：80% 容積率：300% 防火・準防火地域：準防火地域	—
12	善右エ門山古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50% 容積率：100% 高度地区：第1種 その他：建築物の高さの限度10m	—
13	銭塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率：200% 高度地区：第2種 その他：大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
14	グワシヨウ坊古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率：200% 高度地区：第2種 その他：大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
15	旗塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率：200% 高度地区：第2種 その他：大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
16	寺山南山古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率：200% 高度地区：第2種 その他：大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）
17	七観音古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率：200% 高度地区：第2種 その他：大仙風致地区 (建ぺい率40%以下 高さ15m以下)	都市計画公園（大仙公園）



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

内容	アイコン
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

都市計画図1 (用途地域)



1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右工門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワシヨウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

内容	アイコン
高度地区(第1種)	[Yellow box]
高度地区(第2種)	[Light yellow box]
高度地区(第3種)	[Green hatched box]
高度利用地区	[Blue hatched box]
防火地域	[Red hatched box]
準防火地域	[Red diagonal hatched box]
風致地区	[Light blue hatched box]
公園・緑地	[Green box]
道路、河川等の地形・地物による地域界 (容積率等界線については黒色表示)	[Red dashed line]
道路・鉄軌道等からの後退線、その他 (容積率等界線については黒色表示)	[Red dashed line]
外壁の後退距離(1m)	[Red dashed line]

都市計画図2 (その他地域地区)

### ③都市公園法

史跡百舌鳥古墳群の17基のうち8基の古墳が、公園内及び隣接して位置している。いたすけ古墳はいたすけ公園に隣接し、グワシヨウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳は大仙公園内にあり、収塚古墳・寺山南山古墳は大仙公園予定地にある。また、正楽寺山古墳・ドンチャ山古墳は陵南中央公園内にある。大仙公園内には図書館・博物館・日本庭園の施設をはじめ、グワシヨウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳を含む約10haに都市緑化植物園が開設されている。都市緑化植物園は昭和52年から着手され、グワシヨウ坊古墳・旗塚古墳は、樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されている。

これらの公園は、都市公園法により施設の規格化、管理の適正化を図り、適切な維持が効果的に運用されている。本市における公園管理は、同法、同法に基づく施行令、堺市公園条例、同施行規則等により運用されている。

都市公園法に定める都市公園に存する史跡百舌鳥古墳群一覧

公園名称	古墳名称	区分	開設年	面積 (ha)	沿革
いたすけ公園	①いたすけ古墳	近隣公園	昭和46	0.35	昭和42年百舌鳥本町土地区画整理事業
陵南中央公園	⑨ドンチャ山古墳 ⑩正楽寺山古墳	近隣公園	昭和56	1.30	昭和56年百舌鳥陵南土地区画整理事業
大仙公園	⑭グワシヨウ坊古墳 ⑮旗塚古墳 ⑰七観音古墳	総合公園	昭和42	36.28	昭和22年都市計画決定 昭和38年事業着手 昭和52年都市緑化植物園整備に着手 昭和61年都市緑化センター開館
大仙公園予定地	②長塚古墳 ③収塚古墳 ④塚廻古墳 ⑥丸保山古墳 ⑬銭塚古墳 ⑯寺山南山古墳				

\*近隣公園1ha以上4ha未満、総合公園10ha以上50ha未満を標準とする。

#### ④堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例

大仙公園周辺は「都市の風致を維持するため定める地区」として大仙風致地区に指定されており、次のいずれかの行為を行う場合は、許可が必要になる。

##### ○許可が必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転
- (2) 建築物等の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積

##### ○許可基準

- (1) 建築物の新築、改築、増築又は移転行為
  - ① 高さが15メートル以下であること。
  - ② 建ぺい率が40パーセント以下であること。  
(防火地域内、街区の角地等 建築基準法と同等の緩和はありません。)
  - ③ 外壁、柱等の面から後退距離は道路境界から1.8メートル以上、その他の境界から1メートル以上であること。
  - ④ 位置、規模、形態、意匠及び色彩が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
  - ⑤ 緑化率及び、基準植栽密度を確保すること。

表. 緑化率

敷地面積	緑化率
500平方メートル未満	100分の20
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	100分の25
1,000平方メートル以上	100分の30

※基準植栽密度とは、「必要緑化面積」の10平方メートルあたり高木1本（中木2本で1本に換算することができる。）以上の植栽密度をという。小数点第2位以下切り捨て。第1位を0.5刻みで切り上げる。

$$\text{※必要緑化面積 (m}^2\text{)} = \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times \text{緑化率}$$

- (2) 工作物の新築等
  - ・道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが1.5メートル以上(最大5メートル以下とする。)の擁壁を設けようとする場合は、高さの2分の1以上の植栽空間を設けること。(最大1.8メートルの後退とする。)

### ⑤堺市景観条例

本市では市全域を景観計画区域として景観法に基づく景観計画をしており、景観条例に基づき、以下の行為については届出、許可が必要となる。

	行為の種別		対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※1)		次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (※2)	高架道路等	・地上からの高さが5mを超えるもの
		橋梁等	・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
		上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超えかつ建築物との合計高さが15mを超えるもの
広告物	広告物の表示、移転、若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが15mを超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが10mを超え、かつ建築物の高さとの合計が15mを超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるもの

※1) 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

※2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。



## (2) 上位計画と関連計画

### 上位計画

#### ①堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』

(平成23年3月策定)

本市では、将来像を「未来へ飛躍する自由・自治都市～安らぎ・楽しみ・活躍する場として「<sup>のぞ</sup>希まれるまち」へ～」とし、それに向けて重点的に取り組む3つのプロジェクト「堺・3つの挑戦」のひとつに「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！一誇りを持てるまち実現プロジェクト」を掲げ、「市民が「誇り」を感じ、全国・世界の人々が「憧れ」を抱くまち」の実現をめざしている。

このプロジェクトを推進するための先導的な取組として、誰もが「誇り」を感じる「趣き」があり、全国・世界の人々が「憧れ」を抱く「賑わい」があるまちを、市民とともに実現していくため、世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群をはじめとする豊かな歴史・文化資源を活かし、良好な都市景観の創出や文化・観光の振興を図ることにより、都市の魅力を上向きさせるとともに、積極的な内外への情報発信や、来訪者を迎え入れる「おもてなし」の環境づくりを進めることを位置づけている。

この取組を具現化するための実施方策として「歴史と文化を活かしたまちづくりの推進」を掲げ、地域との連携・協働で取り組む百舌鳥古墳群の保存活用事業、世界文化遺産登録の推進などの“歴史文化資源を「誇り」に感じる 仕組みづくり”と、行政主体で実施する環境整備として大仙公園の環境整備、百舌鳥古墳群周辺の道路環境等の整備などの“来訪者を迎える「おもてなし」の 周辺環境づくり”を位置づけている。

### 関連計画

#### ②堺市都市計画マスタープラン（平成24年12月策定）

本市では、都市づくりの基本姿勢として「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」を掲げ、めざすべき都市像として以下の4つを設定している。

- (1) 活力あふれる都市～賑わいと交流、産業活動を支える都市づくり
- (2) 居住魅力のある都市～やすらぎと歴史・文化が感じられる都市づくり～
- (3) 環境と共生する都市～自然と調和し、環境にやさしい低炭素都市づくり～
- (4) 安全で安心して暮らせる都市～災害に強く犯罪等が起こりにくい、誰もが安心して暮らせる都市づくり～

百舌鳥古墳群に関しては、都市づくりの基本姿勢のなかで、「地域の誇りとして歴史・文化資源を守り、活用することによって、国内外の多くの人々にとって訪れたい、また住民にとって暮らし続けたいという地域ひいては都市の魅力へと高めていくことが重要であるため、世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進める」ことがあげられている。

### ③堺市景観計画（平成 23 年 6 月策定）

景観計画では、景観形成の理念を「一共に守り、育み、創造する景観文化—古代から未来へ 輝くまち・堺」とし、これに基づく基本方針の一つとして、「“堺文化”の個性を守り育む」ことを掲げている。

本方針では、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする百舌鳥古墳群などの堺独自の歴史・文化資源を、市民の共有財産として再認識し、本市の、そして地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承するとともに、それらと調和し、またその要素を取入れて、まちなみをつくりあげていくこととしている。

また、百舌鳥古墳群周辺地域を、重点的に景観形成を図る地域のひとつとして位置づけしており、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討することとしている。

### ④緑の基本計画（平成 15 年策定・平成 25 年 3 月改訂）

緑の基本計画では、「緑が育む堺の未来」を基本理念とし、「1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます」「2. 堺を支える緑の骨格を育みます」「3. 身近なまちの緑を育みます」「4. とともに緑を育む絆をつくります」の 4 つの基本方針を定めている。

基本方針 1 の、堺らしさを象徴する 4 つの緑のシンボルエリアの 1 つとして、百舌鳥野エリアを位置付け、施策展開の方向性を「歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。」としている。

### ⑤堺市歴史的風致維持向上計画（平成 25 年 11 月認定）

歴史的風致とは、歴史上価値の高い建造物が存在する市街地において、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開する良好な市街地の環境のことであり、本市には「百舌鳥古墳群の周遊に見る歴史的風致」をはじめとする 7 つの歴史的風致が存在する。本市における、「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」の 2 つの区域には、歴史的風致が集積し、周辺地域の歴史文化の醸成に大きな影響を与える反面、歴史的風致の維持向上に関する課題を多く抱えている。このことから、両区域を本計画の重点区域として設定し、認定後 10 か年（平成 34 年度）を実施期間として歴史的風致の維持向上に繋がる取組みを実施する。

## 5. 各古墳の概要

### ①いたすけ古墳

所在地	： 堺市北区百舌鳥本町3丁
規模	： 墳丘長 146m の前方後円墳で周濠を有する
築造年代	： 5世紀前半
指定面積	： 24,183.00 m <sup>2</sup>
公有化面積	： 24,183.00 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	： 昭和30年 市民による保存運動 昭和31年 史跡指定、管理団体指定 昭和41・43年 雑木等伐採（環境整備事業） 昭和55年 公有化完了 昭和56・57年 周濠護岸工事 平成14年 周濠部堆積物測量調査

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

百舌鳥古墳群のほぼ中央にある前方部を西に向けた前方後円墳で、規模は、全長約146m、後円部径約90m、高さ約12.2m、前方部幅約99m、高さ約11.1mの3段築成で、南側のくびれ部に造出しを有する。古墳の周囲には盾形の周濠が巡り、濠の南側には堤が築かれている。周囲には善右エ門山古墳の他に、かつて播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳が存在していた。埋葬施設は未確認である。葺石と埴輪が確認されている。濠の堤には安全防犯対策上、フェンスと門扉を設けて管理している。この古墳は、昭和30年（1955）頃に住宅造成のため破壊の危機に瀕したが、市民運動によって保存された経緯を持つ。当時、後円部から出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルマークになっている。周濠は、水生植物の繁茂がみられる。この周濠の水については、防火用水として機能しており、水位の管理調整は文化財課が行っている。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

墳丘上の樹木は昭和40年代に実施した大規模な刈込と、近年の葛切りなどの環境整備により、墳形が良好に視認できる。西方J R阪和線、大仙公園への眺望も良い。

北隣のいたすけ公園に標柱・説明板を設置している。

【課題】

墳丘は、後円部東側の竹林が徐々に拡大しており、また南側墳裾部の竹が数多く転倒している。更に、墳丘外周部及び周濠東側の堤の樹木の成長が著しく、倒木の危険がある。墳丘にはタヌキが生息しており、営巣による遺構面への影響などの懸念がある。

周濠は、水の流入はなく雨水に頼っているため、水の流れは滞留したままとなり水質の悪化が近年顕著となってきた。更に、水際の墳丘裾の浸食が著しい。また、濠内には昭和30年頃に造成のためにかけられた橋の残骸が残っている。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

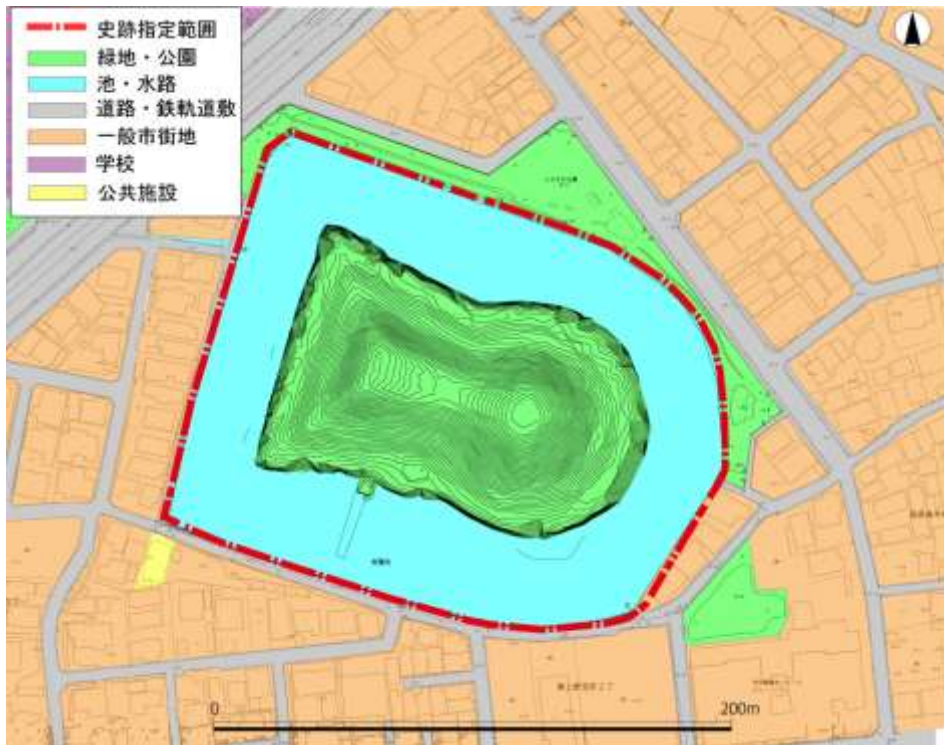


-----	都市計画区域界	■	工業地域
———	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
---	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)	▨	防火地域
—+—	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - -	外壁の後退距離(1m)	▩	高度地区(第1種)
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区(第2種)
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	▨	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
■	第一種住居地域	▨	都市計画道路
■	第二種住居地域	▨	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	▨	その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

都市計画図



いたすけ古墳土地所有区分図



いたすけ古墳土地利用状況図



墳丘上の樹木と浸食された墳丘裾



周濠に倒れ込む竹や樹木



史跡標柱と説明板



安全管理柵・門扉



開発時に架けられた橋の残骸  
現状と課題



2箇所に設置された樋(写真は東側)

## ②長塚古墳

所在地	：	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁
規模	：	墳丘長106.4mの前方後円墳
築造年代	：	5世紀中頃から後半
指定面積	：	5,099.62㎡
公有化面積	：	5,099.62㎡
調査と保存の経過	：	大正9年 旧法史蹟仮指定 昭和33年 史跡指定 昭和51年 公有化完了 平成19年 墳丘調査 平成20年 墳丘調査 平成21年 地中レーダ探査

史跡の現状：

### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

長塚古墳は、前方部を西に向けた、全長106.4m、後円部径59.4m、後円部高9.2m、前方部幅75.2mの前方後円墳である。JR阪和線百舌鳥駅の南西側、信太山台地上に位置し、かつては古墳の北・南側にそれぞれ谷が通っていたが、造成により埋められている。周濠は既に埋まり、墳丘に住宅が接している。かつては、長塚古墳の南側に狐塚古墳や茂右衛門山古墳が存在していた。平成19、20年に行われた調査により、墳丘は2段築成であり、南側の造出しは一段目のテラスより低い位置に設けていることが判明した。また、地中レーダ探査では、後円部の中央に石で築かれた埋葬施設の存在が推定された。出土した埴輪の特徴から、5世紀中頃から後半の築造である。

### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳は、後円部の一部が線路に沿って通る市道に接し、フェンスから墳丘斜面の形状を確認することができる。また、長塚古墳の標柱とともに、かつて百舌鳥駅付近にあった皇陵参拝の標柱が置かれている。墳丘にはアラカシやコナラなどの高木があり、墳丘裾には植栽されたビワやキョウチクトウなどがみられる。地被類はササ類の群落がある。

### 【課題】

史跡の周辺には、排水のための施設がなく、応急処置として植生土嚢を並べることで、民地への流入を緩和している。しかし、雨水による墳丘表土の流出で樹木の根茎が吐出している部分も見られ、枯損の要因の一つになるうえ、境界石が埋没している箇所も存在する。また、墳丘裾には公有化前に利用されていたコンクリートブロックの構造物が残る。公道への接道範囲が狭く、維持管理や古墳見学に支障が生じている。





平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



-----	都市計画区域界		工業地域
-----	市街化区域・市街化調整区域界		無指定地
- - - -	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）		防火地域
- + -	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界		準防火地域
- - - -	外壁の後退距離（1m）		高度地区（第1種）
	第一種低層住居専用地域		高度地区（第2種）
	第二種低層住居専用地域		風致地区
	第一種中高層住居専用地域		生産緑地地区
	第二種中高層住居専用地域		土地区画整理事業区域 （53条区域又は76条区域）
	第一種住居地域	-----	都市計画道路
	第二種住居地域		都市計画公園・緑地
	近隣商業地域		その他の都市計画施設 （道路・公園を除く）

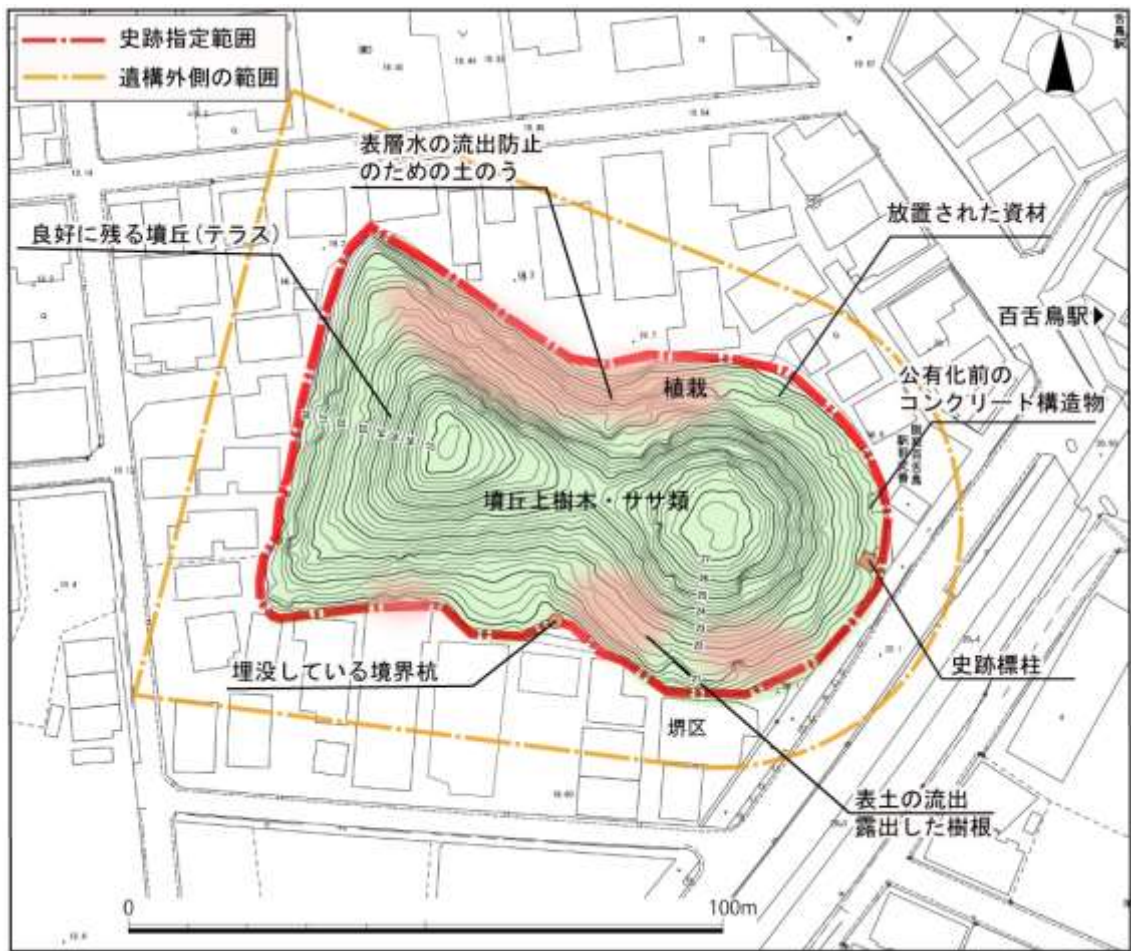
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



表層水の流出防止のための土のう



放置された資材



コンクリート構造物



史跡標柱



表土の流出



埋没している境界杭



埋没している境界杭



露出した樹根

現状と課題

### ③収塚古墳

所在地	： 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁
規模	： 墳丘長 57.7m の前方後円墳
築造年代	： 5世紀中頃
指定面積	： 743 m <sup>2</sup>
公有化面積	： 743 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	： 大正9年 旧法史蹟仮指定 昭和33年 史跡指定 昭和44年 公有化完了 平成14年 周濠発掘調査 平成15年 周濠発掘調査 平成19年 周濠発掘調査 平成20年 周濠発掘調査、墳丘調査 平成21年 地中レーダ探査

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東南隅付近にある古墳で、後円部のみ史跡指定されている。信太山台地上に位置し、かつては古墳の北側に谷が通っていたが、造成により埋められている。現在、周濠は既に埋まり、前方部は削平されているため、外観は円墳状を呈する。平成14年から同20年までに断続的に行われた周濠及び前方部の調査、及び平成20年度の史跡内での確認調査により、前方部を西に向けた、全長57.7m、後円部径42m、後円部高4.1m、前方部幅26mの帆立貝形前方後円墳であることが判明した。出土した埴輪や須恵器の特徴から、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）にやや遅れて築造された5世紀中頃の古墳であり、同古墳に付随する古墳と考えられている。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳及び周辺は、大仙公園の公園用地として民家1軒を除いて公有化されており、管理は大仙公園管理事務所が行っている。墳丘上にはアベマキ、ハゼノキなどがあり、地被類はササ類の群落が見られる。なお、古墳東側の道路上に周濠の範囲を明示している。仁徳天皇陵古墳（大山古墳）との間に眺望を遮るものが少なく、両者の位置関係の把握が容易である。

【課題】

史跡の周辺には、公有化前に設置されていたコンクリートブロックやフェンスの残骸、コンクリート製品などがあり、対応が必要である。また、フェンス内にある標柱と、東側道路に接する説明板が離れており、一体的な案内・解説が必要である。更に、古墳の公有化が完了した後は、史跡の範囲を、周濠を含めた範囲に拡大し、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）との相互の関係が把握できるような整備や修景が必要である。



平成 19 年 航空写真



仁徳天皇陵古墳（大山古墳）

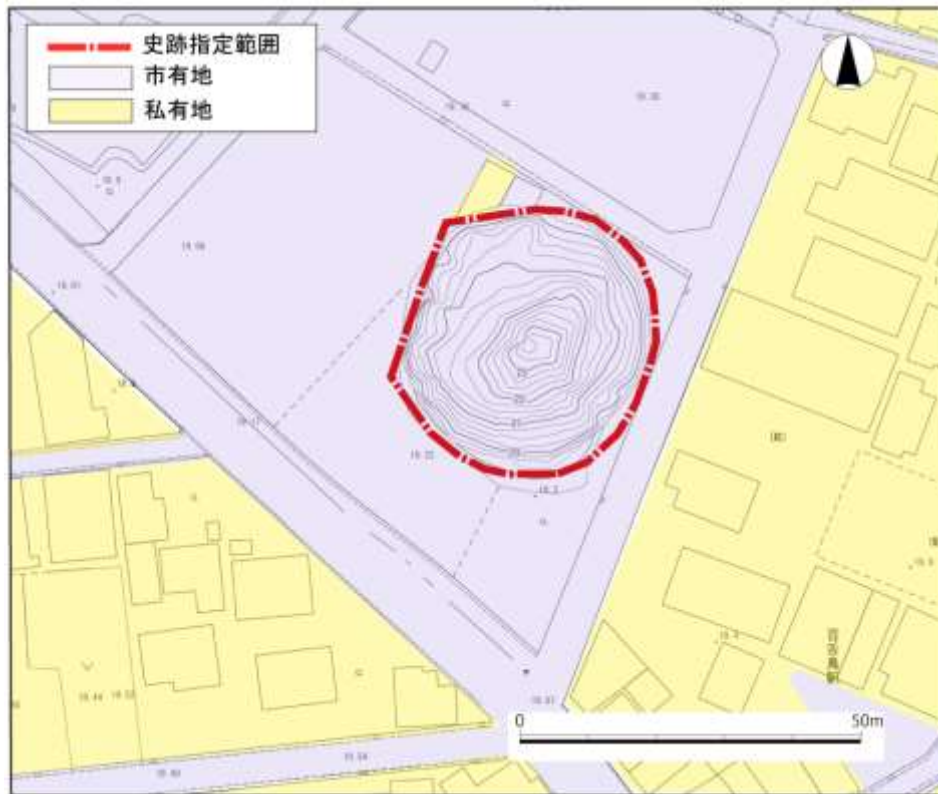
収塚古墳

昭和 17 年 航空写真



-----	都市計画区域界	■	工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
-----	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)	▨	防火地域
-----+	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▨	準防火地域
-----	外壁の後退距離(1m)	▨	高度地区(第1種)
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区(第2種)
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	▨	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
■	第一種住居地域	▨	都市計画道路
■	第二種住居地域	▨	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	▨	その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

都市計画図

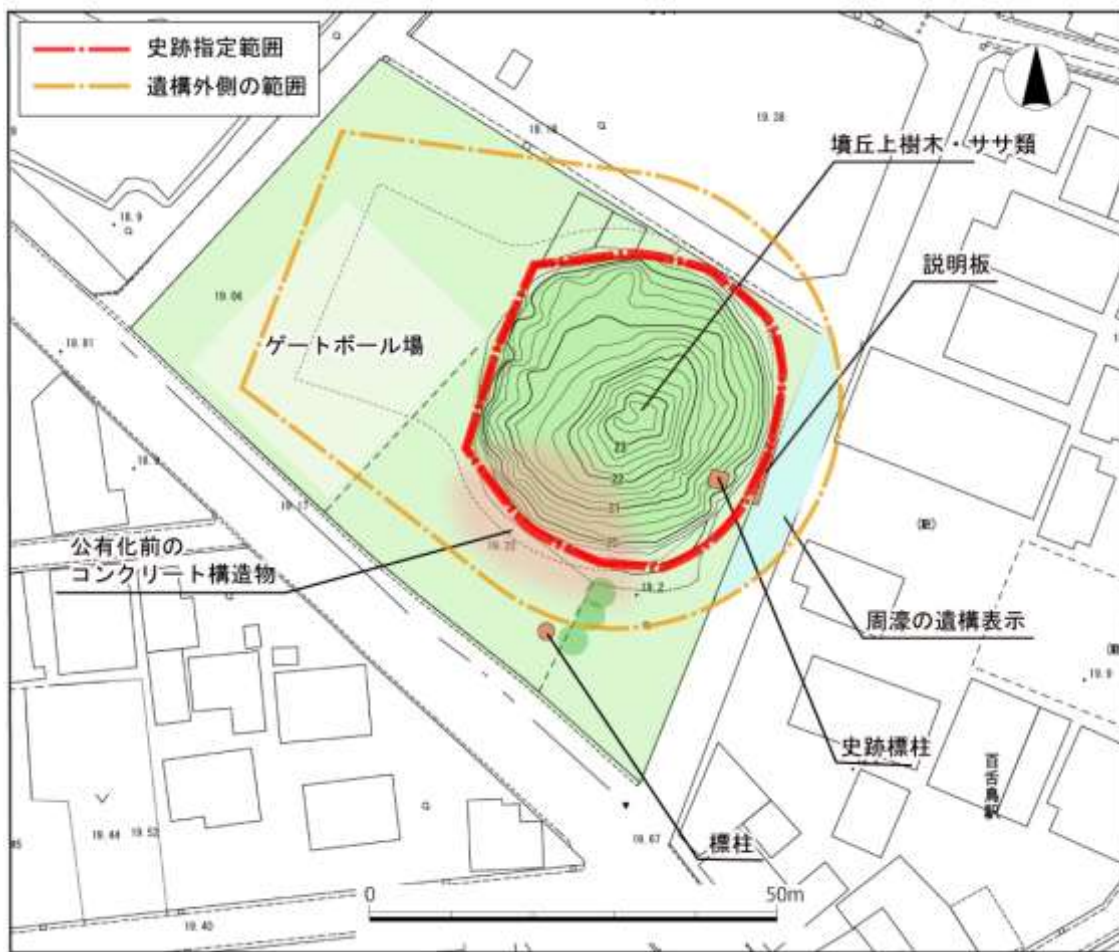


土地所有区分図



土地利用状況図





収塚古墳から見た仁徳天皇陵古墳  
(大山古墳)



墳丘上の樹木や下草のササ類



フェンスにかけられた説明板



フェンスと古墳周濠表示



史跡標柱



標柱



墳丘裾の公有化前のコンクリート構造物



現状と課題

#### ④塚廻古墳

所在地：堺市堺区百舌鳥夕雲町1丁  
規模：墳丘径32mの円墳  
築造年代：5世紀前半  
指定面積：704㎡  
公有化面積：704㎡  
調査と保存の経過：  
明治45年 発掘調査  
大正9年 旧法史蹟仮指定  
昭和33年 史蹟指定  
昭和55年 公有化完了  
平成21年 地中レーダ探査

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

直径32m、高さ4.2mの円墳で仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の外周にある。明治45年（1912）に調査が行われ、埋葬施設と埴輪列を確認した。埋葬施設からは、銅鏡2面や刀剣とともに硬玉・碧玉・ガラス玉のほか、滑石で作られた勾玉・管玉・白玉などの玉類が多数出土している。帆立貝形前方後円墳の可能性も指摘されていたが、その後の調査により円墳である可能性が高まった。平成21年（2009）に実施した地中レーダ探査では、明治45年調査時の調査区が確認された。

維持管理では草刈と枝打ち、危険木の伐採などを行っている。墳丘上はアラカシなどの広葉樹がある。また、墳丘裾にはビワやサルスベリなどの植栽がみられる。

【古墳並びに周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

昭和14年3月に大阪府が設置した標柱と、接道している門扉に説明板を架けている。

周濠は既に埋没し住宅や駐車場などになっているが、史跡西側の道路に、周濠の跡を舗装によって明示している。

【課題】

標柱は東方の鉄道線路を正面として配置され、西側接道からは見えない。史跡は半間程度の狭小な幅で接道しているのみで、重機や車両の利用にあたっては近隣駐車場の協力を得ている。

境界確定後の周辺地盤上昇に伴い、境界杭が地中に埋没するのを防止するために塩ビ管で保護されている。

墳丘斜面において表土の流出があり、一部で樹根の露出がみられる。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

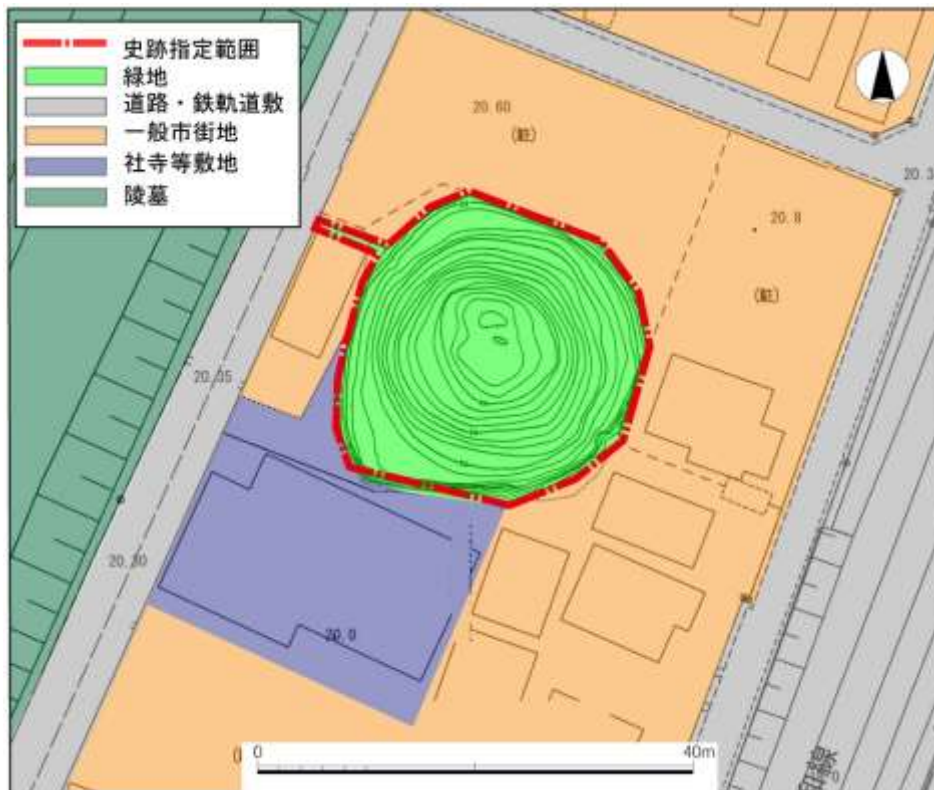


----- 都市計画区域界	工業地域
—— 市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
- - - 道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
- + - 道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
- - - 外壁の後退距離（1 m）	高度地区（第1種）
■ 第一種低層住居専用地域	高度地区（第2種）
■ 第二種低層住居専用地域	風致地区
■ 第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
■ 第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■ 第一種住居地域	都市計画道路
■ 第二種住居地域	都市計画公園・緑地
■ 近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

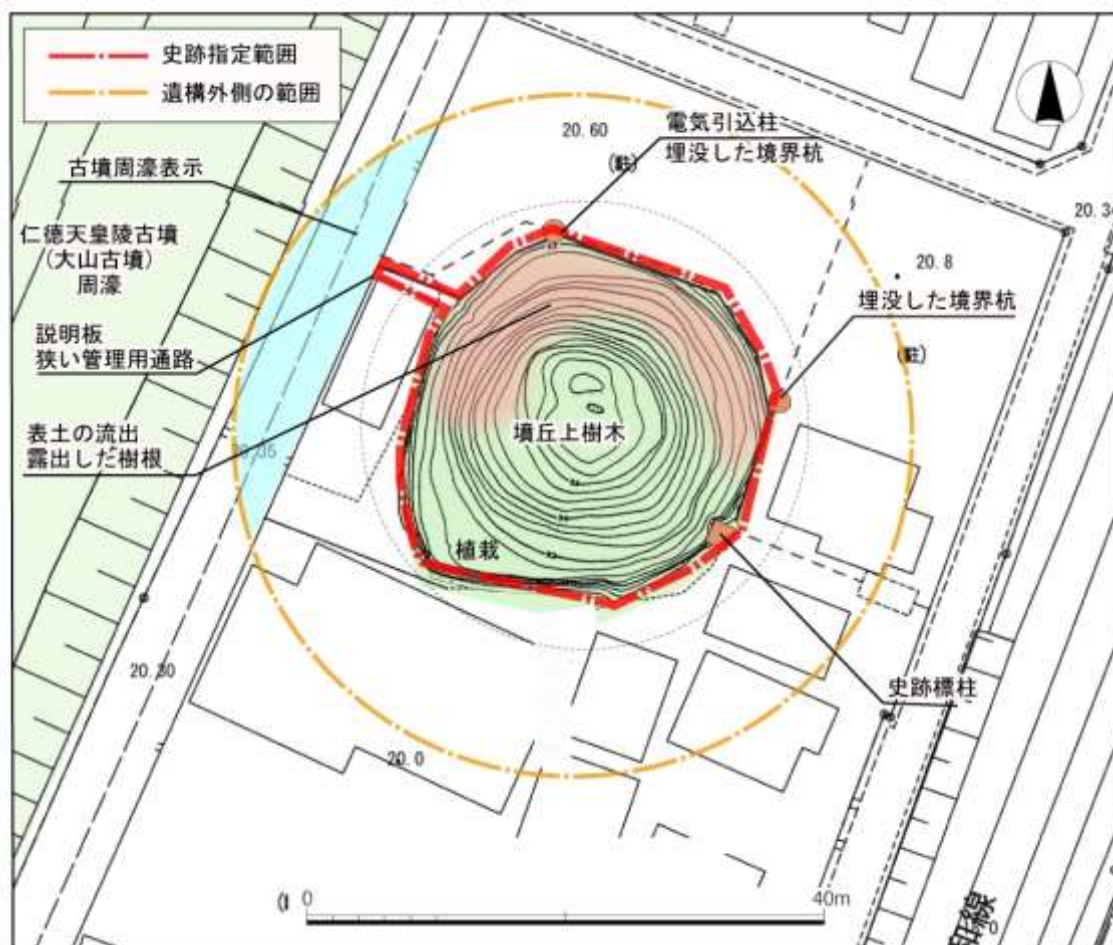
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



史跡標柱



説明板



史跡内の電気引込柱と埋没した境界杭



狭い管理用通路



古墳周濠表示



表土の流出による露出した樹根



塚廻古墳からみた仁徳天皇陵古墳 (大山古墳)

現状と課題

#### ⑤文珠塚古墳

所在地	： 堺市西区上野芝向ヶ丘町1丁
規模	： 墳丘長 59.1m の前方後円墳
築造年代	： 5世紀前半
指定面積	： 1,651.00 m <sup>2</sup>
公有化面積	： 1,651.00 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	： 昭和44年 公有化完了 昭和46年 史跡指定、説明板設置 平成16年 周濠発掘調査 平成17年 墳丘調査 平成18年 墳丘調査 平成19年 墳丘調査 平成21年 地中レーダ探査

史跡の現状：

#### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

文珠塚古墳は、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の位置する南方、石津川の支流百済川を隔てた丘陵上に独立して立地し、現在の標高で26mという古墳群でも最高所に築かれている。前方部を西に向けた前方後円墳で、墳丘の全長は59.1mあり、後円部の直径36.3m、高さ約5m、前方部の幅27.3m、高さ約4mの規模で濠は伴わない。その立地から、この地方の豪族の首長墓と考えられる。墳丘の前方部南面のくびれ部寄りの部分が大きく削平を受け、変形している。また、住宅地造成により史跡の外周は削られており、旧状をとどめていない。

#### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境

墳丘はアベマキやアラカシを中心とした落葉広葉樹が自生する。史跡の東・南・西の三面は忍び返し付の景観に配慮したフェンスが巡っており、北面は擁壁上にネットフェンスが設置されている。北方の履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)をみることができる。

#### 【課題】

墳丘の表土は流出し、樹根が露出している。そのため墳丘の一部で樹勢衰退がみられる。北から東斜面は、日当たりが悪く、地表は湿った状態で樹根周囲には苔が生育している。根元から折れたサクラや樹皮に割れが発生しているコナラ、上部の枝が枯損により完全に落ちてしまっているマツなどの危険木もみられる。また、南側斜面の地被類はわずかにササ類とどんぐりが芽を吹いた実生がある程度で、裸地部分が多い。

北側は、ブロック擁壁などの土留めが設置されているが、民地との段差が大きいため排水流末が確保できない。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



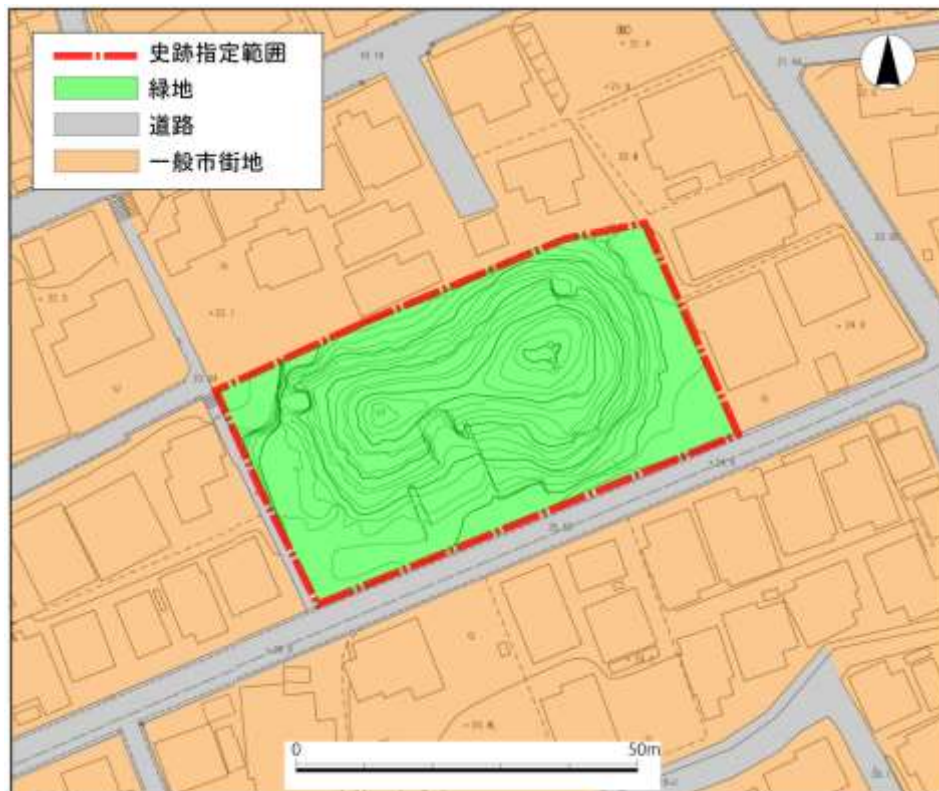


-----	都市計画区域界	■	工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
---	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)	▨	防火地域
-+---	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離(1m)	▩	高度地区(第1種)
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区(第2種)
■	第二種低層住居専用地域	▧	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
■	第一種住居地域	——	都市計画道路
■	第二種住居地域	□	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

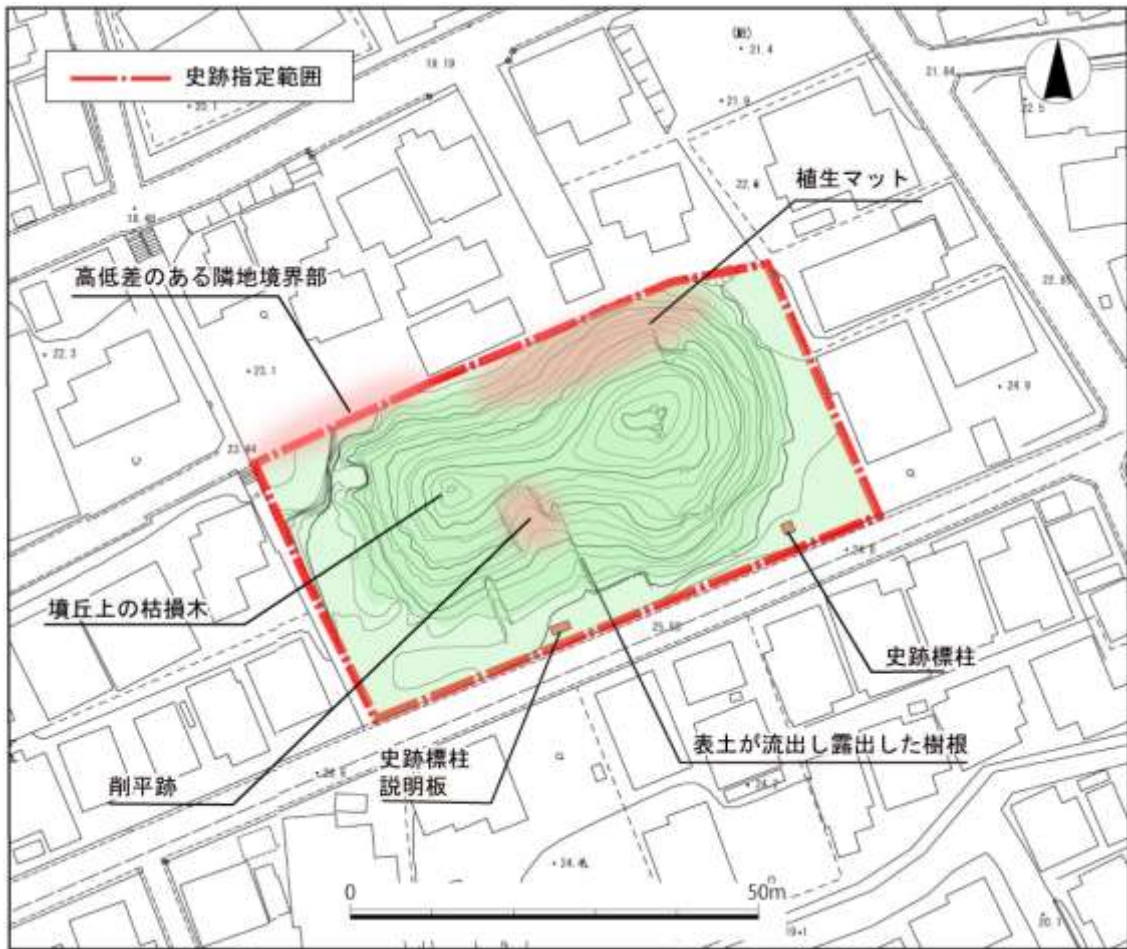
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



墳丘上の枯損木



高低差のある隣地境界部



植生マット



前方部の削平跡



表土が流出し露出した樹根



道路に面して設置されている説明板

現状と課題

## ⑥丸保山古墳

所在地： 堺区北丸保園  
規模： 墳丘長 87m の帆立貝形前方後円墳  
築造年代： 5 世紀中頃  
指定面積： 6,917.85 m<sup>2</sup>  
公有化面積： 6,917.85 m<sup>2</sup>  
調査と保存の経過： 昭和 47 年 史跡指定  
昭和 43 年 公有化完了

史跡の現状：

### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

丸保山古墳は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の北西側、信太山台地の西端に位置し、同古墳に付随する古墳の可能性を有する。墳丘は、全長 87m、後円部径 60m、後円部高 10.3m、前方部幅 40m の前方部を南に向けた帆立貝形前方後円墳である。同古墳の南西には菰山塚古墳が存在する。埴輪の特徴から、5 世紀中頃の築造である。史跡指定地の後円部及び東側の管理用通路は宮内庁が陵墓として管理している。周濠は、かつて溜池として利用されていたが、現在は用水などの流入はない。また、周濠南西隅に位置する祠が、濠の外肩と接している。

### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳の周囲には道路が通り、史跡指定地内はフェンスで囲まれている。更に、宮内庁管理用地についてはコンクリート柱に鉄線張の柵で囲まれている。古墳の南東隅に管理用の通路があり、入り口には標柱がある。

### 【課題】

周濠は、水面にはヨシなどの植物や藻類などが繁茂している。更に、排水の施設がなく降雨量によって水位の上下が著しいため、墳丘裾及び周濠の外肩が浸食されている。墳丘の植生は、前方部上にアキニレやクロマツなどがまばらにあり、宮内庁が管理する後円部にはアベマキやナナミノキなどが自生する。また、堤にはウメなどの植栽がみられる。

前方部は、公有化前に存在した建物のため上部が削平されている。更に、建物の基礎や配管、コンクリート枠の井戸などが残されている。これまで発掘調査を行っておらず、改変前の前方部の形状は明らかでない。また、雨水により盛土の流出がみられ、墳丘及び樹木の損傷への対策が必要である。

史跡の周囲は道路に接し、車の交通量が多いため、見学者への安全確保が必要である。

なお、丸保山古墳は、本市と宮内庁で古墳の管理を行っていることから、墳丘及び周濠の保全について、管理や対応を連携して行う必要がある。



平成 19 年 航空写真

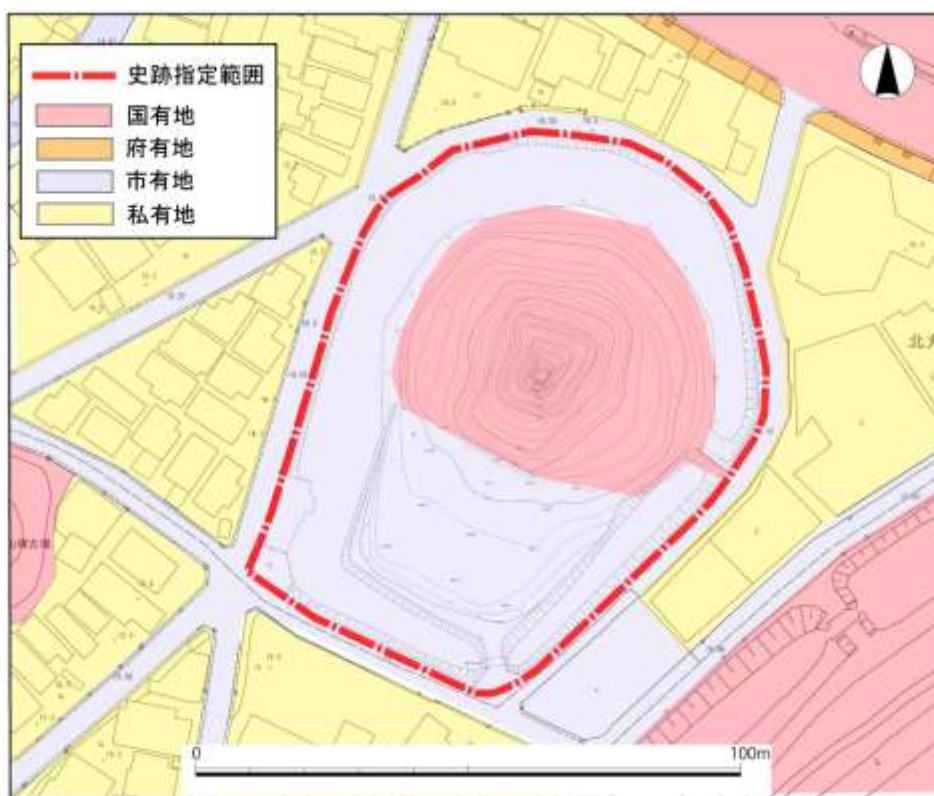


昭和 17 年 航空写真

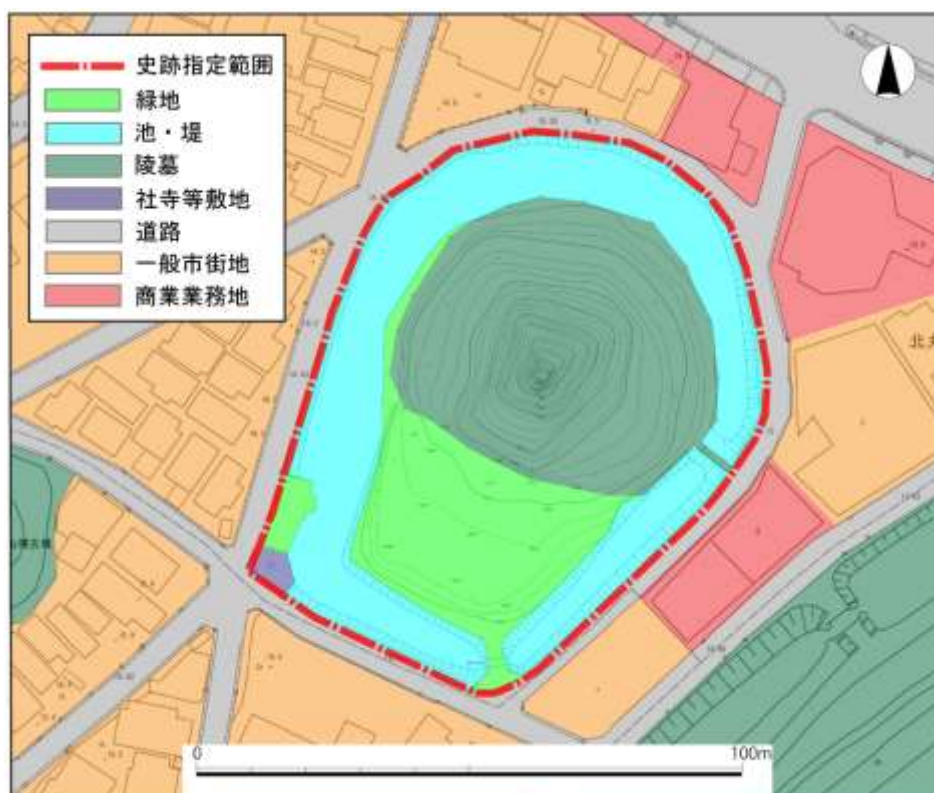


-----	都市計画区域界	■	工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
- - - -	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	▨	防火地域
- + - +	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離（1 m）	▨	高度地区（第1種）
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区（第2種）
■	第二種低層住居専用地域	■	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	■	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■	第一種住居地域	——	都市計画道路
■	第二種住居地域	■	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	■	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

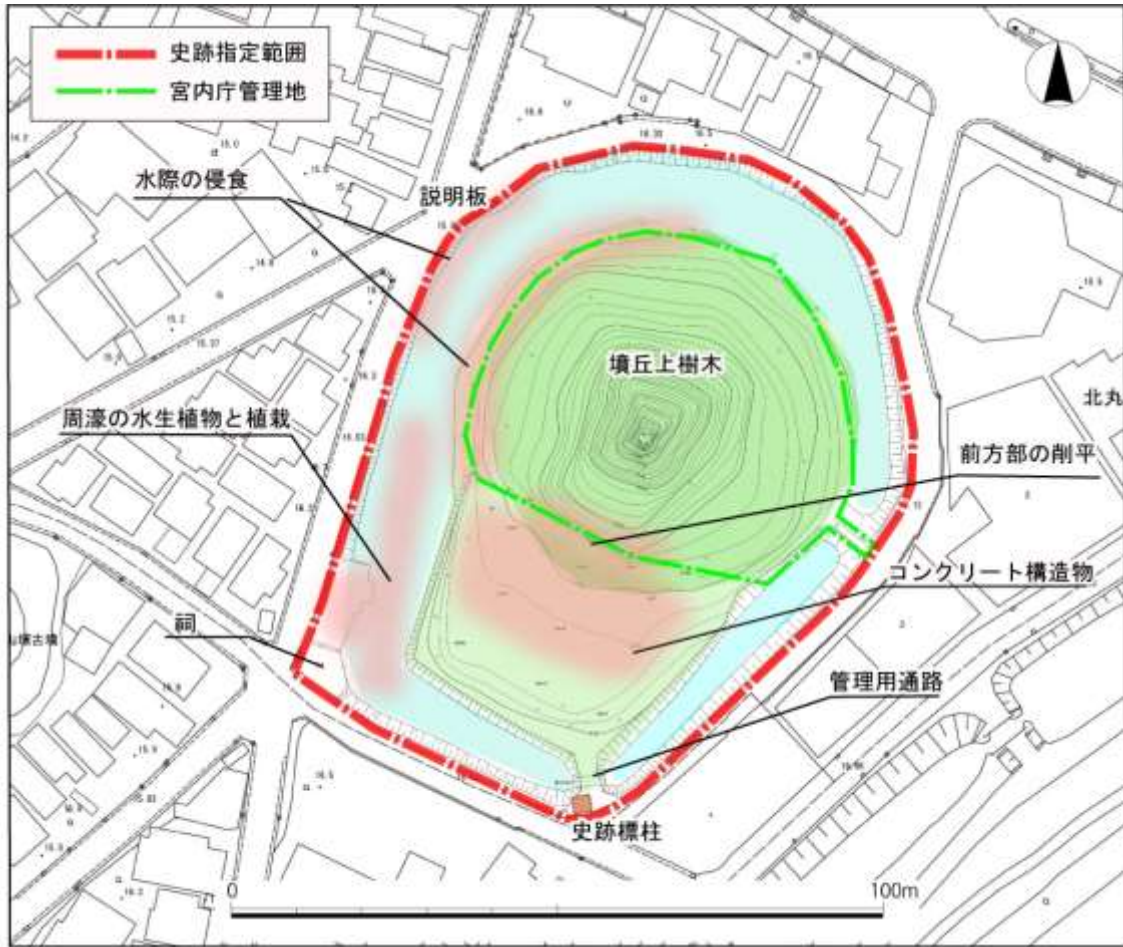
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



史跡標柱と説明板



滞水により生じた浸食



墳丘上樹木と前方部の削平



管理用通路



南西隅に位置する祠  
現状と課題



前方部上のコンクリート構造物



## ⑦乳岡古墳

所在地	： 堺市堺区石津町2丁
規模	： 墳丘長 155m の前方後円墳
築造年代	： 4世紀後半
指定面積	： 5,529.25 m <sup>2</sup>
公有化面積	： 5,529.25 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	： 昭和47年 埋葬施設発掘調査 昭和49年 史跡指定 昭和55年 公有化完了 平成21年 地中レーダ探査

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

百舌鳥古墳群の南西部、低地に位置する全長 155m、後円部径 94m、後円部高 14m の前方後円墳で、後円部は良好に残る。立地は信太山台地の西端に位置し、石津川に向かって開口する旧河谷あるいは流路の浸食から免れた微高地に築かれている。現在、前方部はわずかに細長い高まりが残るのみで、その大半は宅地や工場になっている。また、現在は埋没しているが、周濠の存在が確認されている。史跡指定前の昭和 47 年の発掘調査により、埋葬施設の被覆粘土の下から長持形石棺の埋葬施設が確認されている。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

墳丘上にはエノキやアキニレなどの落葉樹のほか、ヤブツバキなどの常緑樹も点在する。また、墳丘の大半は草地に覆われており、更に、寺院があった墳頂部にはイロハモミジなどが点在している。

墳頂部で確認した石棺は、現在、土留めブロックとコンクリートで覆うことで保護している。

前方部に古墳の標柱と説明板が設置されている。前方部の史跡境界はネットフェンスで囲まれている。

【課題】

前方部の史跡範囲内に電柱が設置されている。

接道が前方部南端に限られており、管理や見学に支障が生じている。

史跡指定前は墳丘上に寺院があり、現在も建物の礎石やアプローチの階段などが半壊状態で存在し、塩ビ管や井戸などが露出した状態で残っている。

石棺を覆っているモルタルや土留めブロックが経年劣化によりいたんでいる。

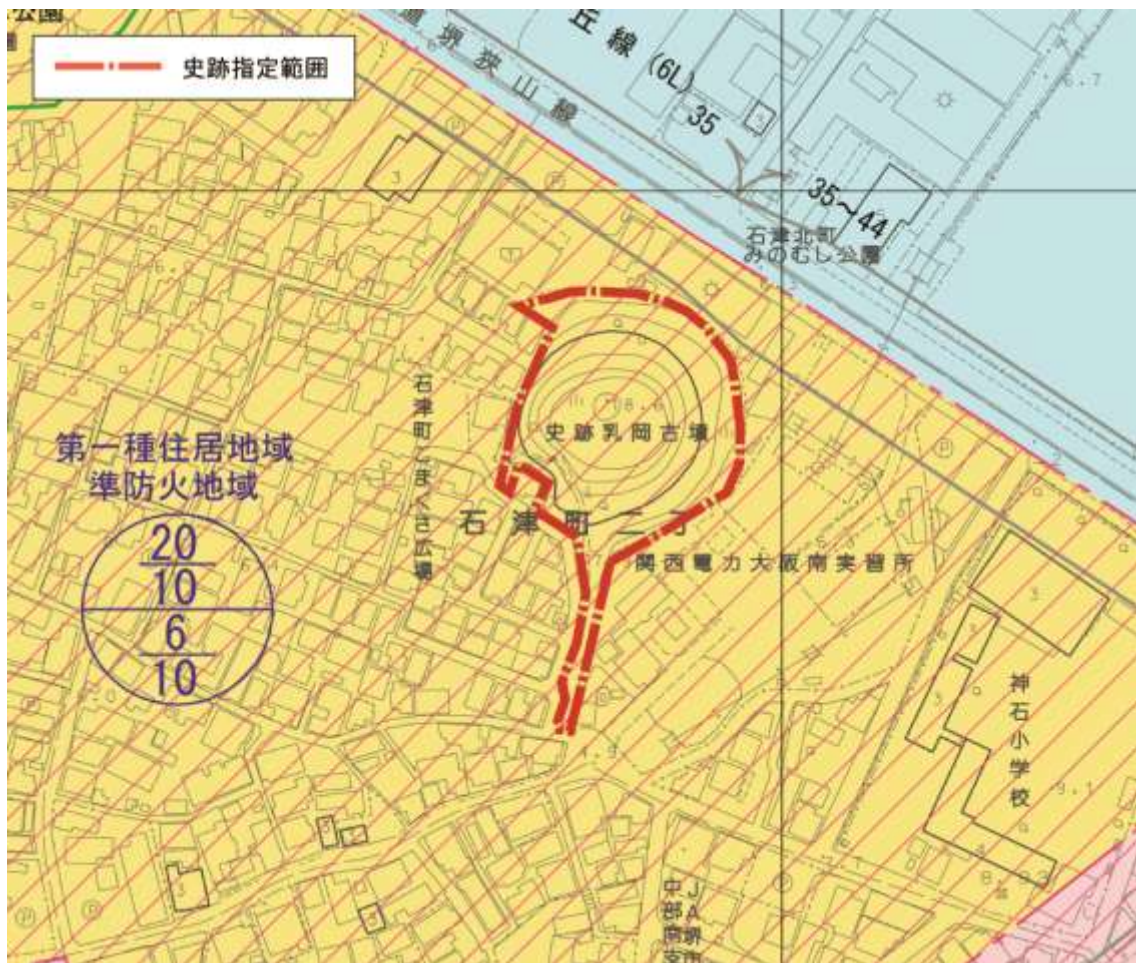
墳丘は裾の削平に伴う急斜面や崖面周辺で、土の流出が始まっている部分があり、これが進行するとすべりが生じる危険性があり、早急な対応が必要である。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

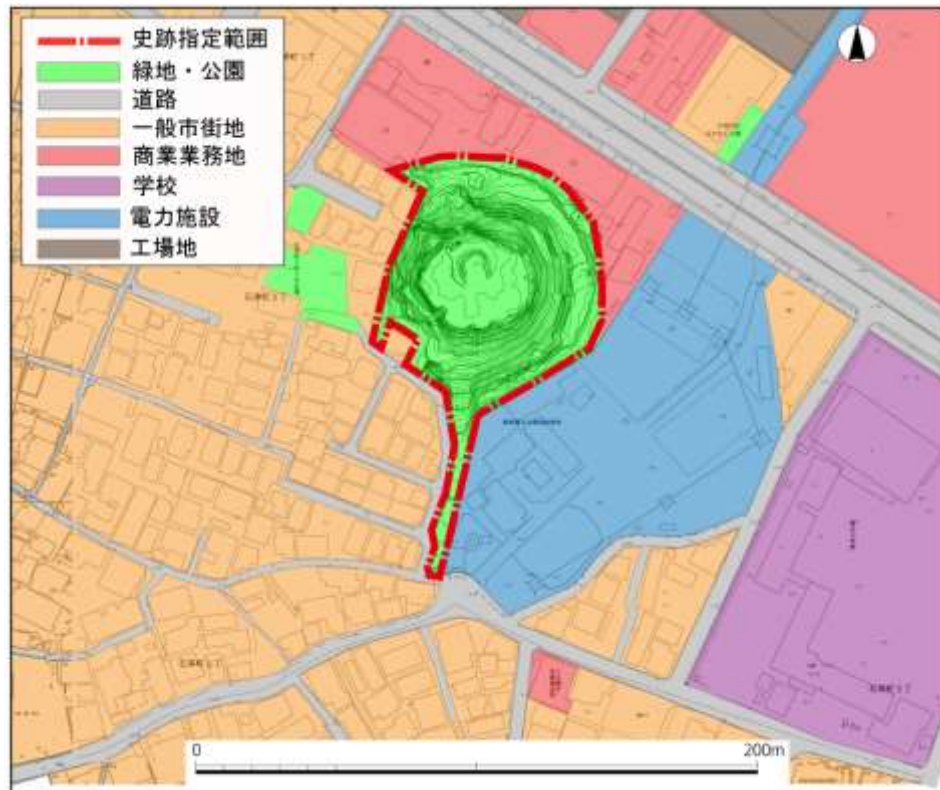


-----	都市計画区域界	■	工業地域
———	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
---	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	▨	防火地域
-+ -	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - -	外壁の後退距離（1 m）	▩	高度地区（第1種）
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区（第2種）
■	第二種低層住居専用地域	▧	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■	第一種住居地域	———	都市計画道路
■	第二種住居地域	■	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

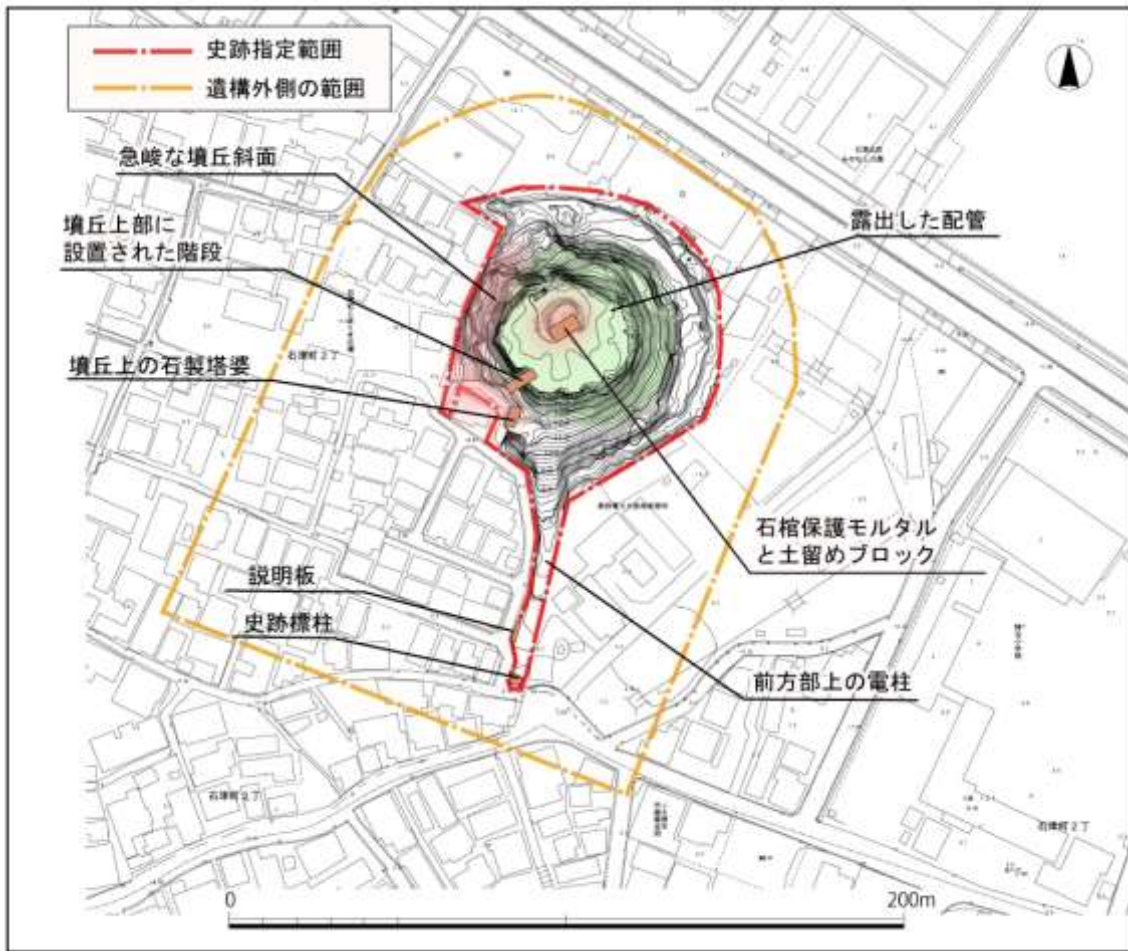
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



石棺保護モルタルと土留めブロック



墳丘に設置された階段



墳丘上の石製塔婆  
(1基は府古文化記念物等保存顕彰規則指定)



露出した配管



急峻な墳丘斜面



前方部上の電柱



説明板

現状と課題

#### ⑧御廟表塚古墳

所 在 地 : 北区中百舌鳥町4丁  
規 模 : 墳丘長 84.8m の帆立貝形前方後円墳  
築 造 年 代 : 5世紀後半  
指 定 面 積 : 3,269.26 m<sup>2</sup>  
公 有 化 面 積 : 0 m<sup>2</sup>  
調 査 と 保 存 の 経 過 : 平成20年 地中レーダ探査  
平成23年 墳丘・周濠調査  
平成26年 史跡指定

史 跡 の 現 状 :

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

御廟表塚古墳は、信太山台地上の百舌鳥川北岸に位置する。墳丘は、全長 84.8m、後円部径 67.6m、後円部高 6.5m、前方部幅 32.0mの帆立貝形前方後円墳だが、耕地開発や宅地開発により、周濠の大半が埋められ、前方部が失われている。史跡指定地は、後円部及び北東隅に残された周濠である。平成20年の地中レーダ探査では、後円部中央に埋葬施設が存在する可能性が高まった。また、平成23年度の発掘調査では、後円部は2段築成であり、テラスに埴輪列が並ぶことを確認した。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳は民有地であるが、堺市緑の広場として園路や木柵を設置し整備することで市民に公開されている。墳丘はアベマキを中心とした落葉広葉樹で形成しており、部分的にクロマツやシュロがみられる。また、北東の池及び堤は竹林となっている。北東隅の池は、水の出入りはなく湿地状となっている。

【課題】

後円部北側及び前方部は住宅地となっている。削平に伴うくびれ部の切断面付近には、防草シートが張られており、雨水が透水せず斜面を流れるため、排水の対策が必要である。濠周辺の竹林は、遺構を痛めるうえ、水質にも影響を与えるため対策が必要である。

更に、史跡の範囲は北東隅しか接道しておらず、今後、管理や見学に支障が生じる可能性がある。

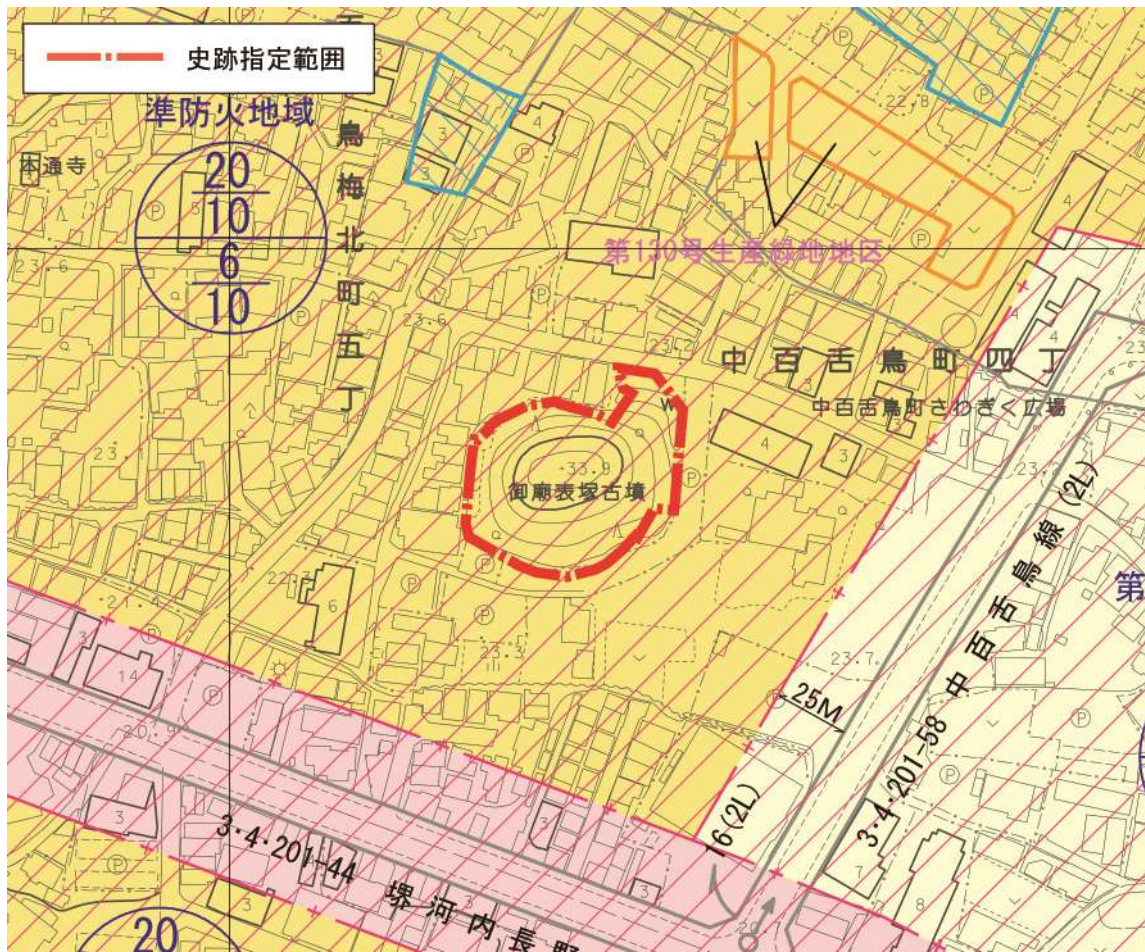


平成 19 年 航空写真



御廟表塚古墳

昭和 17 年 航空写真



- |       |                               |   |                          |
|-------|-------------------------------|---|--------------------------|
| ----- | 都市計画区域界                       | ■ | 工業地域                     |
| ————  | 市街化区域・市街化調整区域界                | □ | 無指定地                     |
| ---   | 道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心） | ▨ | 防火地域                     |
| —+—   | 道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界  | ▧ | 準防火地域                    |
| - - - | 外壁の後退距離（1 m）                  | ▨ | 高度地区（第1種）                |
| ■     | 第一種低層住居専用地域                   | ▨ | 高度地区（第2種）                |
| ■     | 第二種低層住居専用地域                   | ▨ | 風致地区                     |
| ■     | 第一種中高層住居専用地域                  | □ | 生産緑地地区                   |
| ■     | 第二種中高層住居専用地域                  | ▨ | 土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域） |
| ■     | 第一種住居地域                       | — | 都市計画道路                   |
| ■     | 第二種住居地域                       | □ | 都市計画公園・緑地                |
| ■     | 近隣商業地域                        | □ | その他の都市計画施設（道路・公園を除く）     |

都市計画図

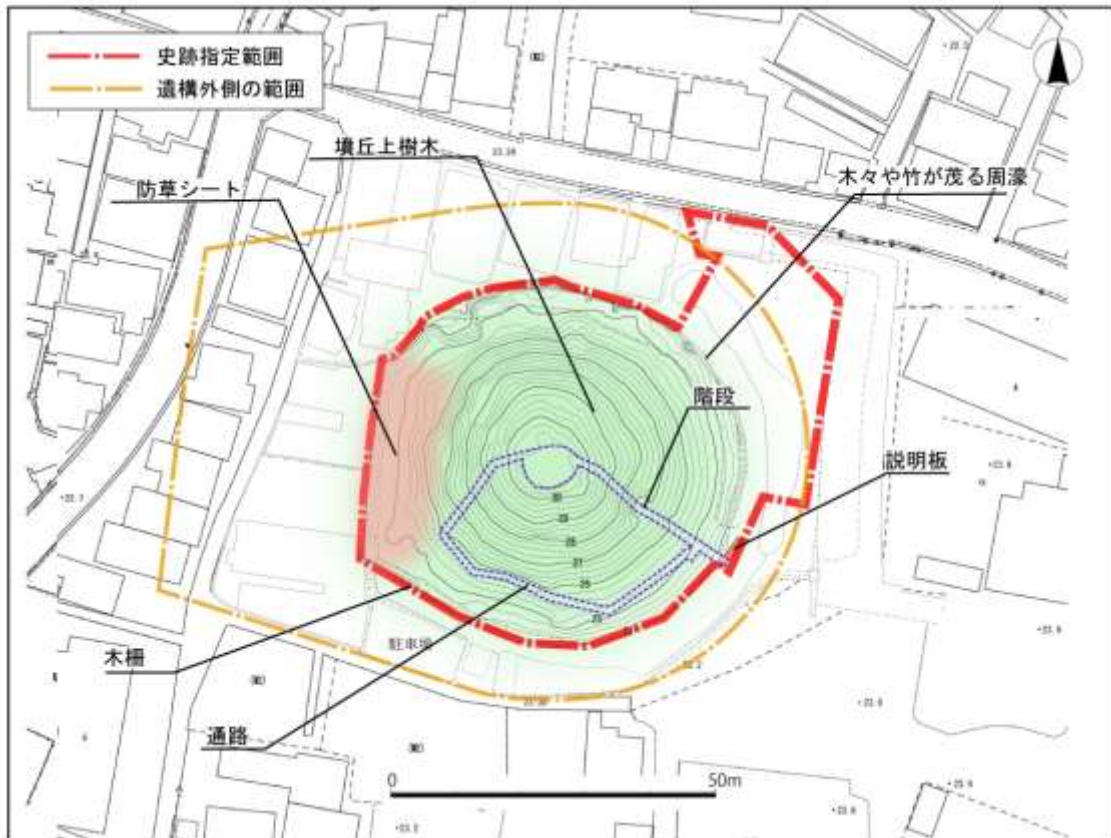




土地所有区分図



土地利用状況図



木製の縁石で整備された通路



境界部分に設置された木柵



防草シート



丸太で整備された階段



説明板



木々や竹が繁る周濠

現状と課題

### ⑨ドンチャ山古墳

所在地：北区百舌鳥陵南町3丁

規模：直径26mの円墳

築造年代：6世紀前半

指定面積：578.07 m<sup>2</sup>

公有化面積：578.07 m<sup>2</sup>

調査と保存の：平成21年 墳丘調査

経過 平成26年 史跡指定

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

ドンチャ山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径26m、現況高2.2mの円墳である。陵南中央公園にあり、正楽寺山古墳と接するように築造されている。また西側にはかつて平井塚古墳が存在していた。平成21年度の調査では、墳丘は2段築成であり、盛土の構築方法を確認した。古墳築造時期を示す遺物は確認できなかったが、盛土の工法から6世紀前半の築造である可能性が高い。

本墳は正楽寺山古墳やかつて存在したとされる平井塚古墳、文山古墳とともに美濃川に向かって下降を開始する傾斜変換点付近の段丘面に近接して一列に並ぶように配置され、独立した小さな群を形成しているかに見える。平井塚古墳は全長58mの前方後円墳で、この群の盟主的存在で6世紀前半の築造と考えられている。これらの古墳と美濃川を挟んだ対岸には百舌鳥古墳群の築造に関与した技術者集団の集落跡と考えられている、土師遺跡がある。土師遺跡は周辺で大型古墳が築造されなくなる6世紀前半まで存続し、その後急速に規模が縮小するもので、本墳や近接する古墳は古墳築造技術者集団が当地に集落を構えた終末期の古墳であろう。これらのことから本墳並びに正楽寺山古墳は百舌鳥古墳群の終焉を示す現存する古墳である。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

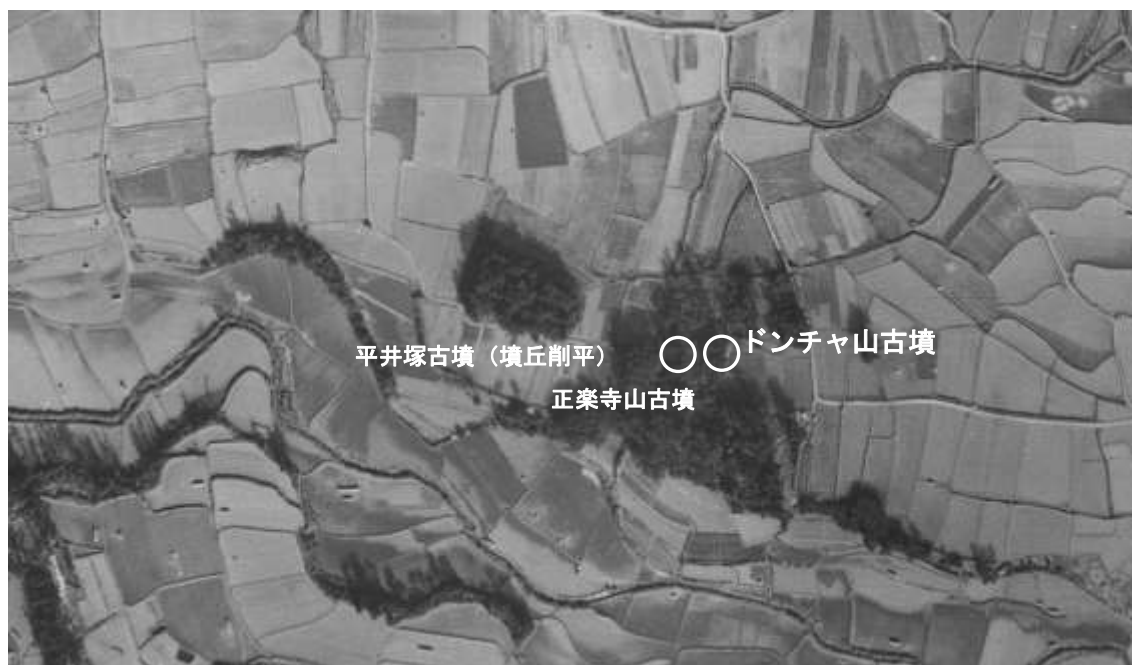
古墳は公園内にあり、墳丘西側及び南側には園路が設置されている。墳丘上及び周辺にはアラカシやクロガネモチをはじめとする樹木が生育する。なお、わずかな範囲であるが、正楽寺山古墳、ドンチャ山古墳の範囲は、区画整理の造成を受けず、旧状が保たれている。

【課題】

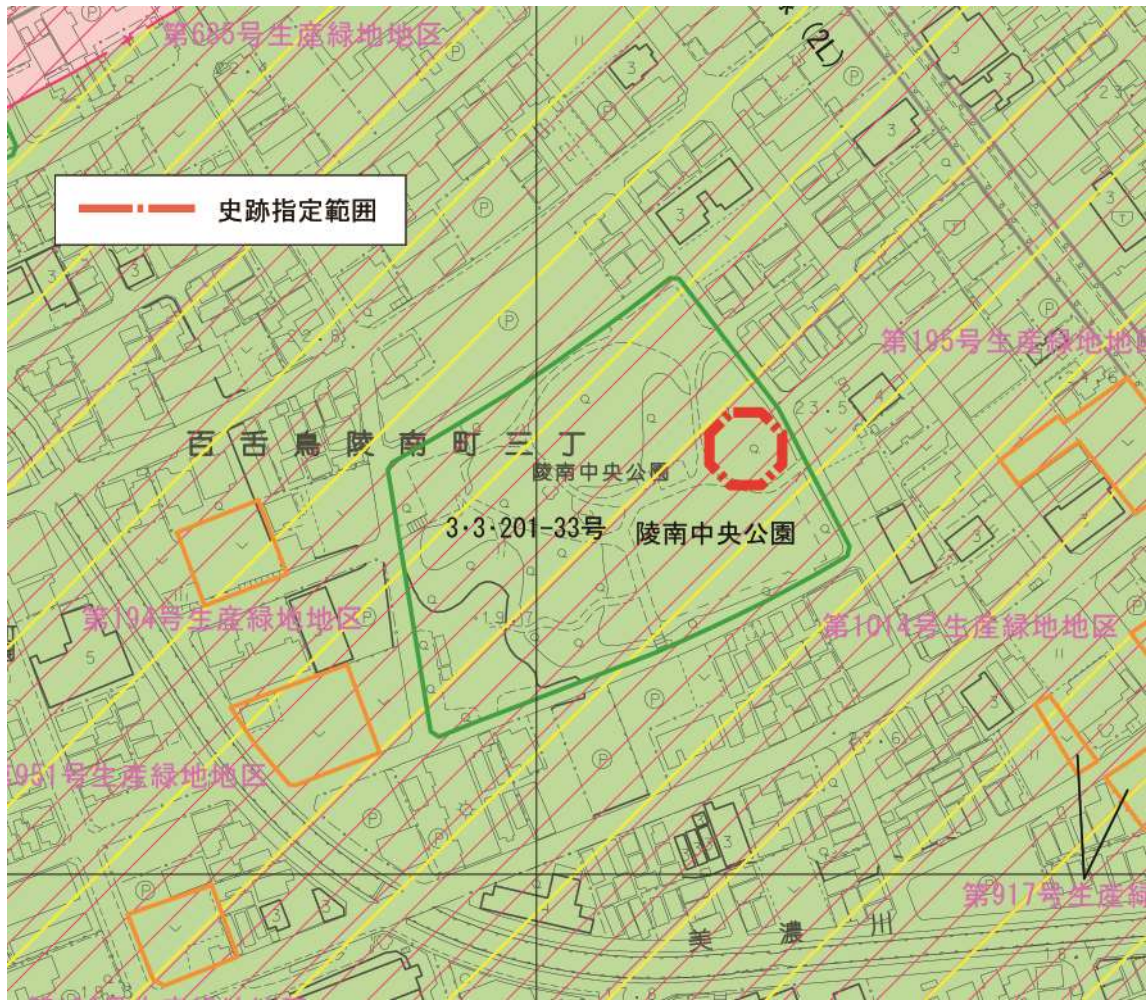
古墳南側のグラウンド、及び北側、西側の森は公園整備による盛土がなされ、旧地形の把握が困難となっている。また、古墳の周囲には園路があり、古墳整備に際しては関係部局との調整が必要である。更に、古墳の説明板がなく見学者が古墳を認識することが困難であり、見学に必要な施設の整備が必要である。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

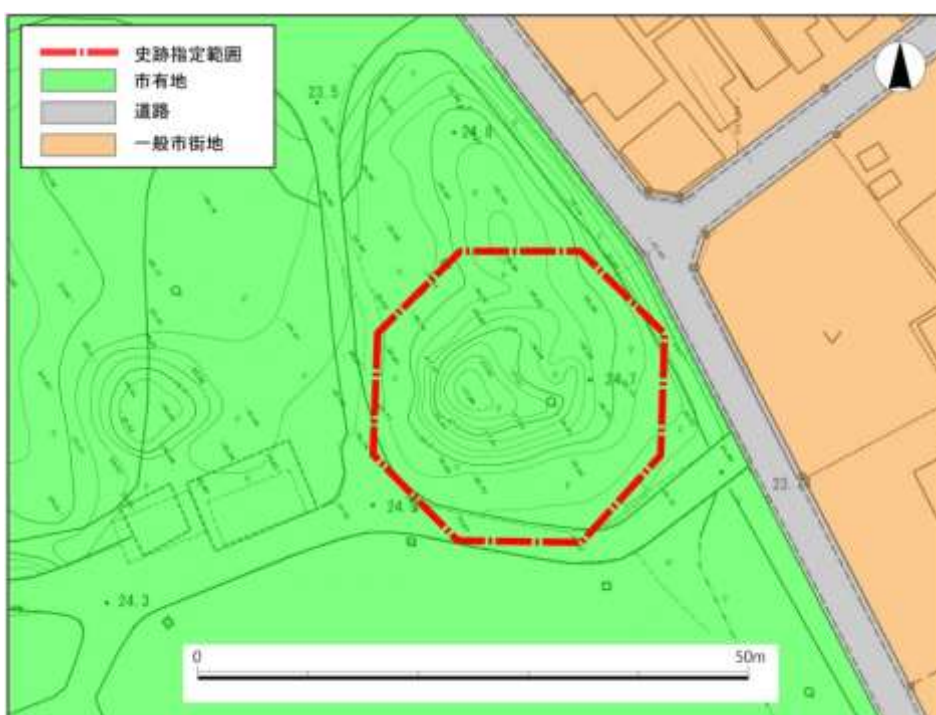


-----	都市計画区域界	■	工業地域
———	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
---	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	▨	防火地域
—+—	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
---	外壁の後退距離（1m）	▨	高度地区（第1種）
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区（第2種）
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■	第一種住居地域	—	都市計画道路
■	第二種住居地域	□	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

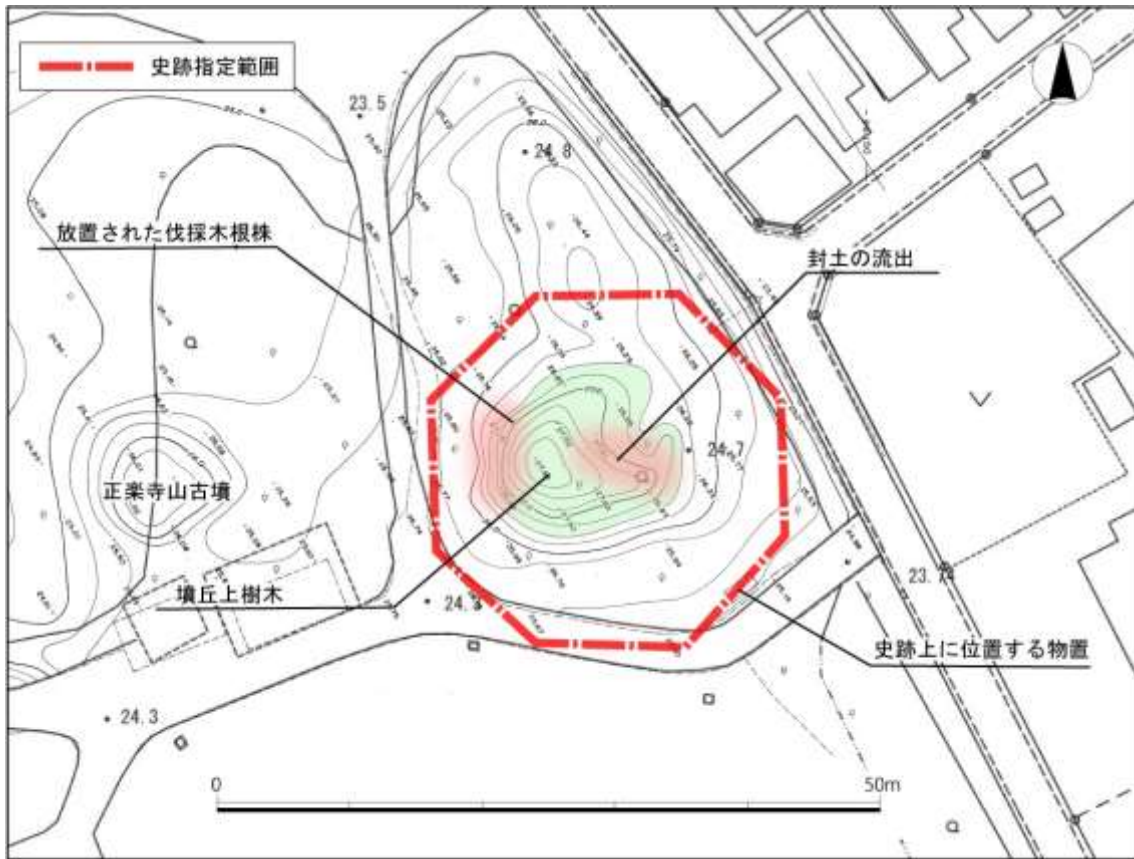
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



園路と墳丘



墳丘上樹木と伐採木根株



史跡境界上に位置する物置

現状と課題

#### ⑩正楽寺山古墳

所在地：北区百舌鳥陵南町3丁

規模：直径16mの円墳

築造年代：6世紀前半

指定面積：459.17 m<sup>2</sup>

公有化面積：459.17 m<sup>2</sup>

調査と保存の：平成21年 墳丘調査

経過 平成26年 史跡指定

史跡の現状：

##### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

正楽寺山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径16m、現況高1.4mの円墳である。陵南中央公園にあり、ドンチャ山古墳と接するように築造されている。また西側にはかつて平井塚古墳が存在していた。平成21年度の調査では、墳丘は2段築成で、盛土の状況から中央に埋葬施設が残されている可能性が高まった。出土した須恵器から、6世紀前半の築造である。

本墳は正楽寺山古墳やかつて存在したとされる平井塚古墳、文山古墳とともに美濃川に向かって下降を開始する傾斜変換点付近の段丘面に近接して一列に並ぶように配置され、独立した小さな群を形成しているかに見える。これらの古墳と美濃川を挟んだ対岸には百舌鳥古墳群の築造に関与した技術者集団の集落跡と考えられている、土師遺跡がある。本墳や近接する古墳は古墳築造技術者集団が当地に集落を構えた古墳であり、百舌鳥古墳群の終焉を示す現存する古墳である。

##### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳は公園内にあり、墳丘周辺には園路が、南側にはパーゴラが設置されている。墳丘上及び周辺にはウバメガシやアラカシをはじめとする樹木が生育する。なお、わずかな範囲であるが、正楽寺山古墳、ドンチャ山古墳の範囲は、区画整理の造成を受けず、旧状が保たれている。

##### 【課題】

古墳南側のグラウンド、及び北側、西側の森は公園整備による盛土がなされ、旧地形の把握が困難となっている。また、古墳南側の周濠部分にパーゴラが位置しており、古墳整備に際しては移転が必要である。更に、古墳の説明板がなく見学者が古墳を認識することが困難であり、見学に必要な施設の整備が必要である。





平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

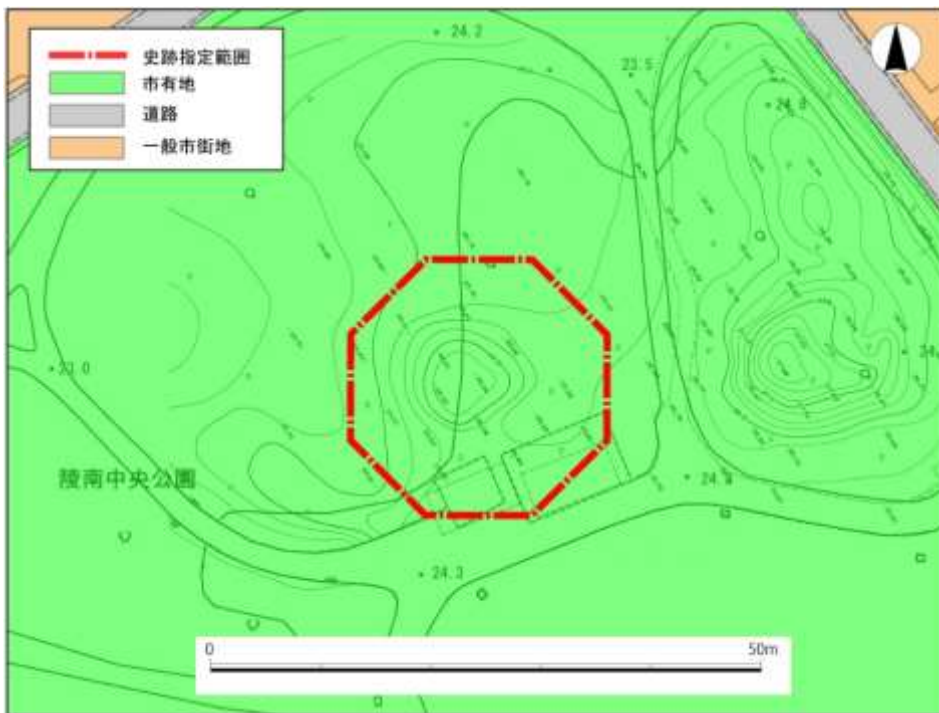


-----	都市計画区域界		工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界		無指定地
-----	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）		防火地域
-----+	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界		準防火地域
-----	外壁の後退距離（1m）		高度地区（第1種）
	第一種低層住居専用地域		高度地区（第2種）
	第二種低層住居専用地域		風致地区
	第一種中高層住居専用地域		生産緑地地区
	第二種中高層住居専用地域		土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
	第一種住居地域	————	都市計画道路
	第二種住居地域		都市計画公園・緑地
	近隣商業地域		その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



周辺よりやや小高い墳丘



墳丘の認識が困難



史跡内に位置するパーゴラ

現状と課題

## ⑪鏡塚古墳

所在地：北区百舌鳥赤畑町2丁

規模：墳丘長26mの円墳

築造年代：5世紀中頃

指定面積：251.36 m<sup>2</sup>

公有化面積：35.44 m<sup>2</sup>

調査と保存の経過：平成6年 周濠調査

平成7年 墳丘・周濠調査

平成26年 史跡指定

史跡の現状：

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

鏡塚古墳は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東側、信太山台地上に位置する、直径26m、現況高1.2mの円墳である。史跡指定地は、現存する墳丘の範囲であり、商業施設内に位置している。なお、周濠は駐車場や道路となっている。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳の墳丘裾に縁石と擁壁を設置し、周囲は舗装がなされている。古墳は商業施設内の緑地となっており、墳丘裾に説明板を設置する。

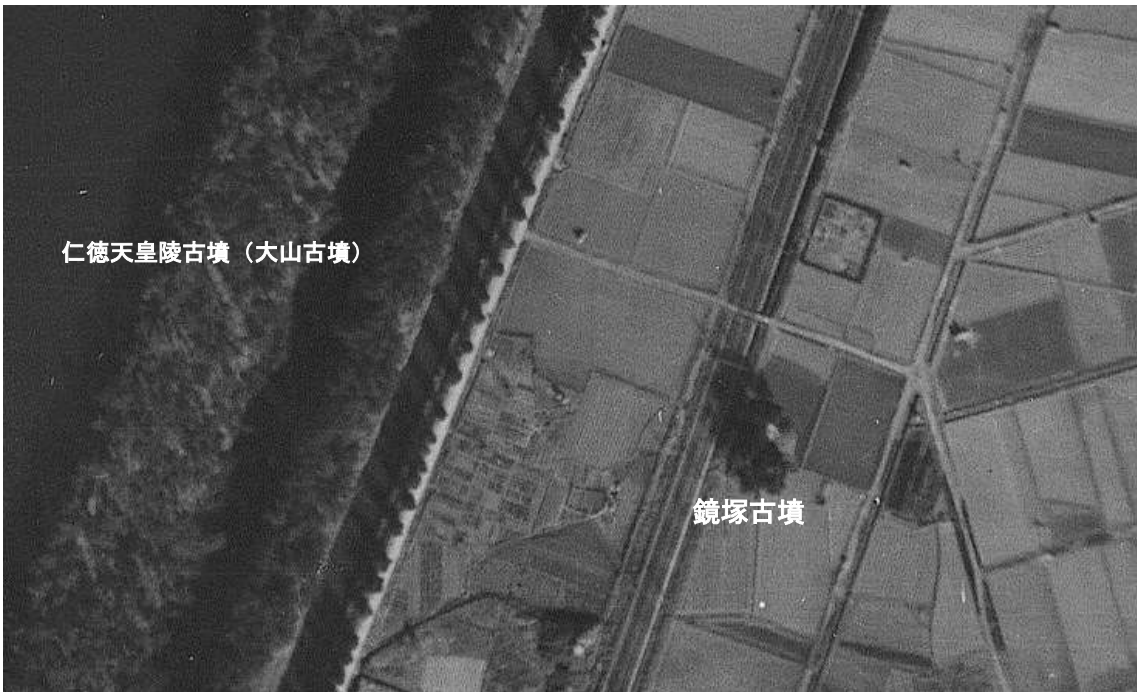
【課題】

周濠及び墳丘は、区画整理により約1m盛土がなされたため、墳丘頂部のみ露出していることから、古墳としての認識が困難となっている。

商業施設内に位置することから、見学方法や解説方法などの検討が必要である。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真

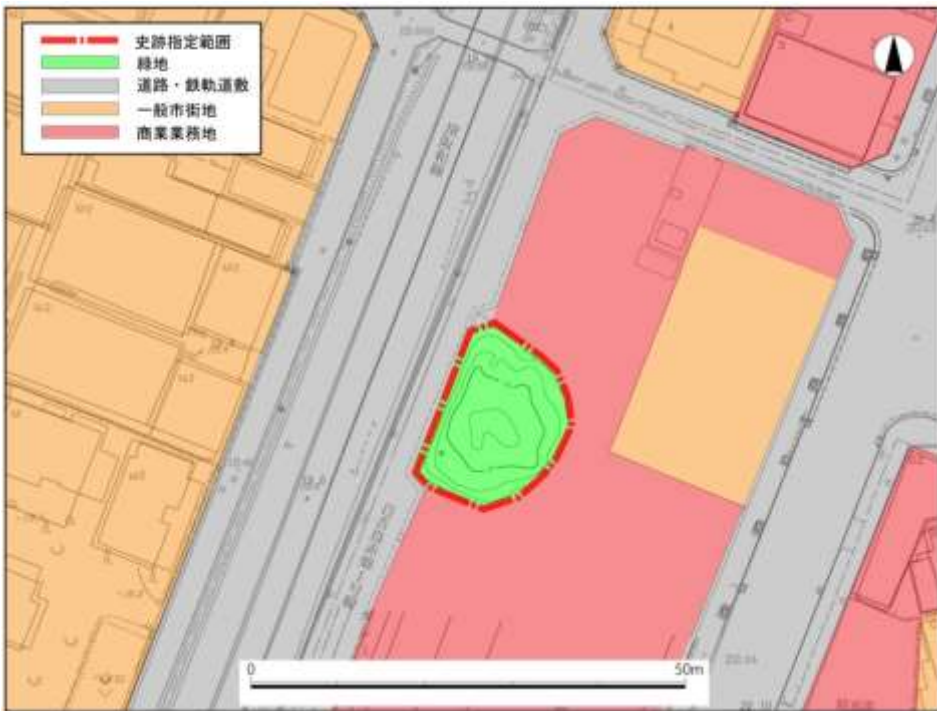


-----	都市計画区域界	■	工業地域
———	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
- - - -	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)	▨	防火地域
- + - -	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離(1m)	▨	高度地区(第1種)
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区(第2種)
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
■	第一種住居地域	———	都市計画道路
■	第二種住居地域	■	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

都市計画図

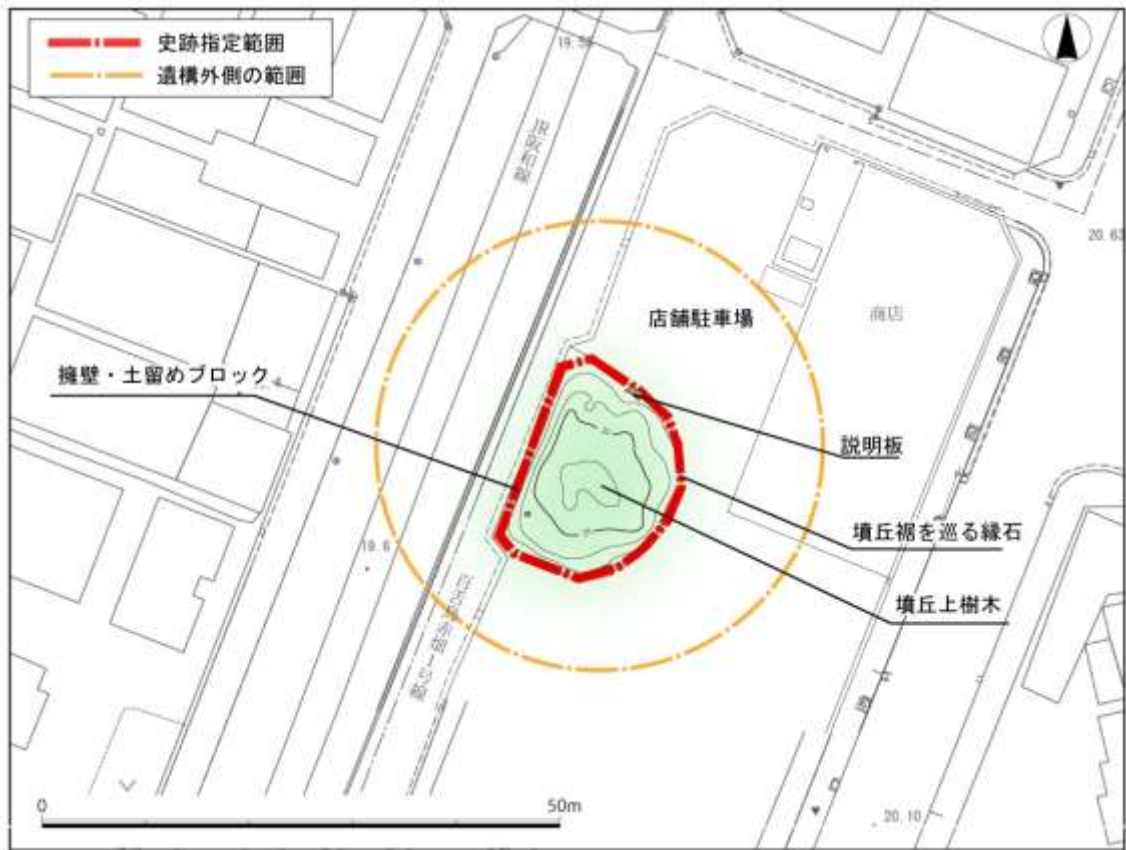


土地所有区分図



土地利用状況図





墳丘に接する道路や線路



周辺の店舗駐車場



説明板



墳丘上の高木



墳丘裾を巡る縁石



道路際の擁壁と土留めブロック

現状と課題

## ⑫善右エ門山古墳

所在地：北区百舌鳥本町3丁  
規模：一辺28mの方墳  
築造年代：5世紀前半  
指定面積：967.09 m<sup>2</sup>  
公有化面積：0 m<sup>2</sup>  
調査と保存の経過：平成12年 墳丘調査  
平成15年 墳丘調査  
平成26年 史跡指定

史跡の現状：

### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

善右エ門山古墳は、信太山台地上の百舌鳥川北岸に位置する、一辺28m、現況高2.4mの方墳である。いたすけ古墳の外堤と接するように築造されていることから、かつて存在していた播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳とともに同古墳に付随する古墳と考えられる。古墳北側及び西側は道路により、南側は造成により墳丘が削平されている。

平成12・15年度の調査では、墳丘は2段築成で、テラス上に埴輪列を確認した。また、墳丘の周囲には明確な周濠を設けない。出土した埴輪から、5世紀前半の築造である。

### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

現存する墳丘は、特別養護老人ホームの緑地として残されている。墳丘上はナナミノキ、アラカシ、クロガネモチをはじめとする樹木が茂る。また北側の道路に接して説明板が設置されている。

### 【課題】

善右エ門山古墳といたすけ古墳の間には道路と住宅があり、景観の遮断が生じている。更に、古墳が、特別養護老人ホーム内に位置することから、道路から古墳を見学するための工夫が必要である。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



-----	都市計画区域界	■	工業地域
———	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
- - - -	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)	▨	防火地域
- + - +	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▧	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離(1m)	▩	高度地区(第1種)
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区(第2種)
■	第二種低層住居専用地域	▧	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
■	第一種住居地域	———	都市計画道路
■	第二種住居地域	□	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



フェンス・擁壁



説明板



墳丘上の樹木



隣接した駐車場



表土の流出

現状と課題

### ⑬ 銭塚古墳

所在地	： 堺市堺区東上野芝町 1 丁	
規模	： 墳丘長 72m の前方後円墳	
築造年代	： 5 世紀後半	
指定面積	： 3031.51 m <sup>2</sup>	
公有化面積	： 3031.51 m <sup>2</sup>	
調査と保存の経過	昭和 56・57 年	確認調査
	平成 19 年	周濠・墳丘調査
	平成 26 年	史跡指定

古墳の現状：

#### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

百舌鳥古墳群の中央部、いたすけ古墳の北西方にあり、全長 72m、現況高 2.0m、後円部径 54m、前方部幅約 44m の前方部を西に向けた帆立貝形前方後円墳である。墳丘は後円部二段目上方並びに前方部が削平されているために、現状では扁平な円墳のような外観を呈している。明治 18 年から大正 4 年までの間に前方部が削平された。大阪府教育委員会の行った調査で、一段目テラスと考えられる部分で原位置を保つ円筒埴輪列が検出された。また、前方部南西隅のコーナーと推測される地山の段差が検出され、規模が判明した。埋葬施設は未確認で副葬品は不明確である。なお、濠は確認されていない。出土した埴輪より、5 世紀後半の築造と推測できる。

#### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

平成 19 年度の調査成果によって復元範囲をコンクリート製の擁壁で囲み明示するとともに説明板を設置している。墳丘上にはアベマキやナナミノキをはじめとする樹木が生育する。

#### 【課題】

学校の敷地内に所在するため、古墳の至近で見学することはできず存在並びに形状が認識されにくい。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真





-----	都市計画区域界	■	工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
— · — · —	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	▨	防火地域
— + —	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▨	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離（1 m）	▨	高度地区（第1種）
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区（第2種）
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	□	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■	第一種住居地域	—	都市計画道路
■	第二種住居地域	□	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	□	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

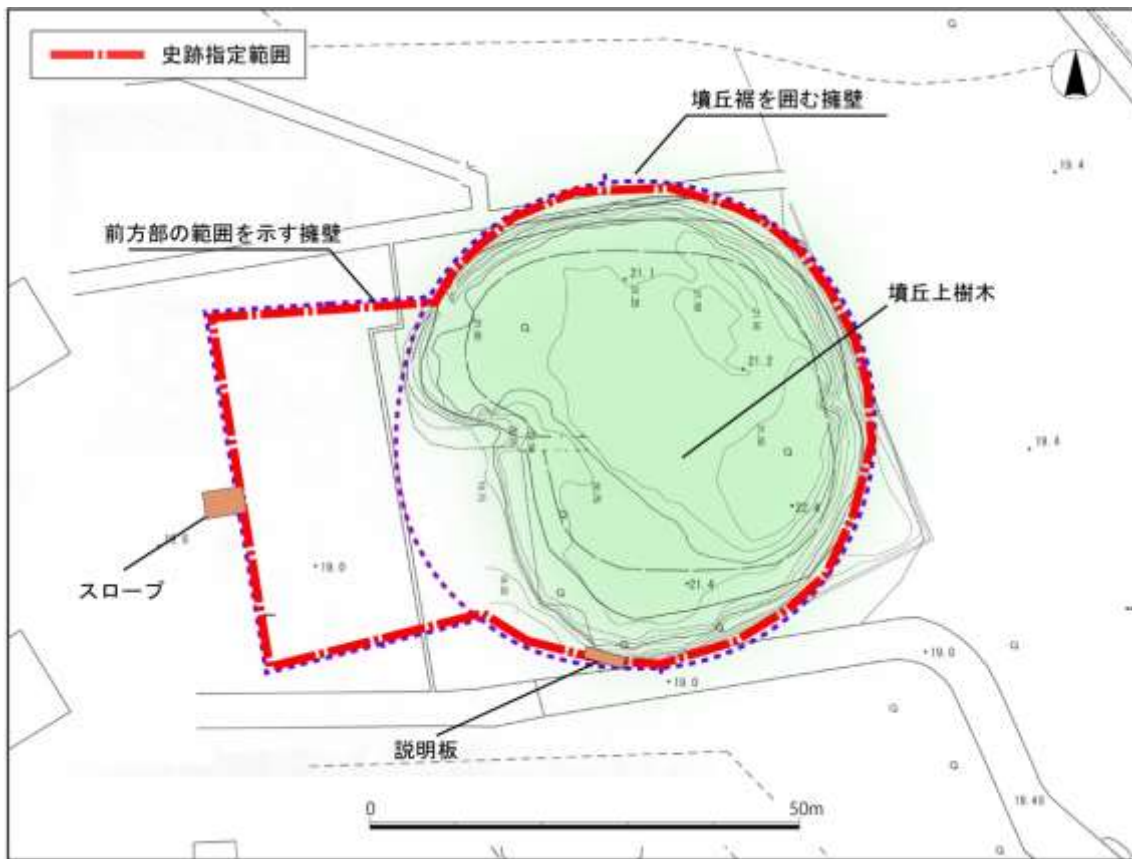
都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



裾を擁壁で囲まれた後円部の墳丘



説明板



墳丘上の高木



範囲を擁壁で示した前方部



前方部端のスロープ

現状と課題

#### ⑭グワシヨウ坊古墳

所在地 : 堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁  
規模 : 長軸(東西)61m、短軸(南北)56mの円墳  
築造年代 : 5世紀後半  
指定面積 : 6,049.07 m<sup>2</sup>  
公有化面積 : 6,049.07 m<sup>2</sup>  
調査と保存の経過 : 平成19年 地中レーダ探査、範囲確認調査  
平成20年 墳丘・周濠調査  
平成26年 史跡指定

古墳の現状 :

##### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

大仙公園内、旗塚古墳の東側にある長軸(東西)61m、短軸(南北)56m、現況高3.5mの卵形の円墳で、墳丘は2段築成と考えられる。周囲には濠が巡り、葺石と埴輪が検出されているが、埋葬施設の構造や副葬品は不明である。昭和50年代の公園造成時には、既に墳丘上部は削平され平らであった。現状は、公園整備がなされ公園の一部となっている。

円墳で径約61mという大きさは、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)に接する径62mの大安寺山古墳に次ぐ大きさで、全国でも有数である。同古墳の西側には旗塚古墳が位置し、更に、谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳、原山古墳が存在していた。

発掘調査では、西側が張り出した卵形を呈する墳形であること、濠から外側における削平が顕著であるものの古墳の濠埋土は比較的良好に残存する可能性が高いこと、墳丘には、天地返しとも呼ばれる鱗状層序<sup>うろこじょうそうじょ</sup>による盛土を採用していることが判明した。更に、盛土の土壌分析により古墳築造前は周辺に水田耕作地が存在する可能性があること、盛土は採土前に火入れを行うなどの準備がなされていたことが判明した。遺物は原位置を留めない円筒埴輪、形象埴輪、須恵器、ミニチュア鉄鍬が出土した。これらの出土遺物から5世紀後半の築造と考えられる。

##### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

古墳は大仙公園内に位置し、開発等に伴う破損や滅失の危険はない。一帯は昭和44年頃に公有化され、公園の一部として保存され、本墳を含む七観音古墳・旗塚古墳一帯の約10haは都市緑化植物園とし樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されている。濠の周囲には園路が巡り、史跡の東端にはパーゴラが設置されている。墳丘上はシャシャンボやアラカシが自生するほか、発掘調査範囲にはササの群落がみられる。

##### 【課題】

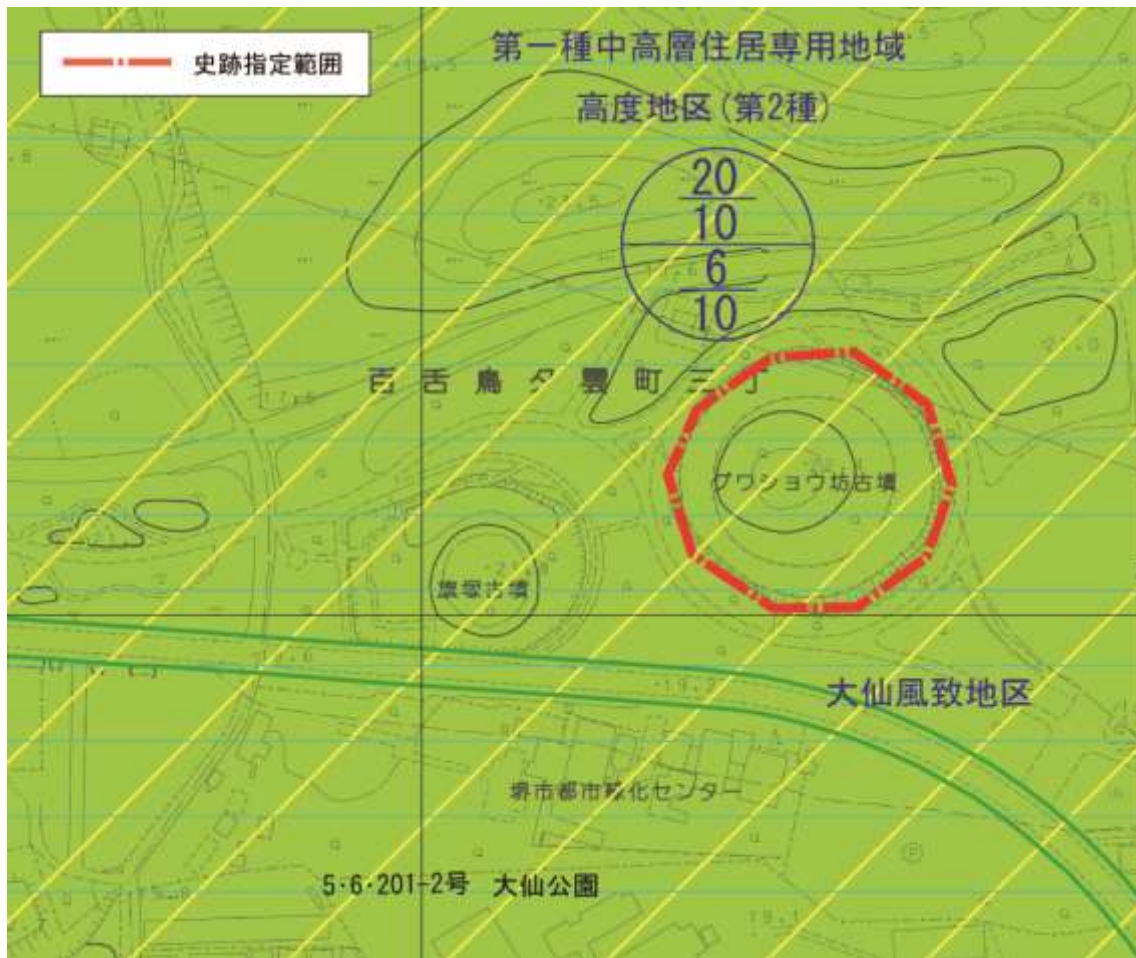
都市公園としての整備が先行しているため、本来の史跡復元整備と、それを踏まえた適切な保存措置ができておらず、墳丘は森林推移実験見本園として、樹木が密生している。また、周濠の東側にパーゴラが位置しており、古墳整備に際しては移転が必要である。今後、墳丘の保護や活用の際に関係部局との連携が不可欠である。



平成 19 年 航空写真

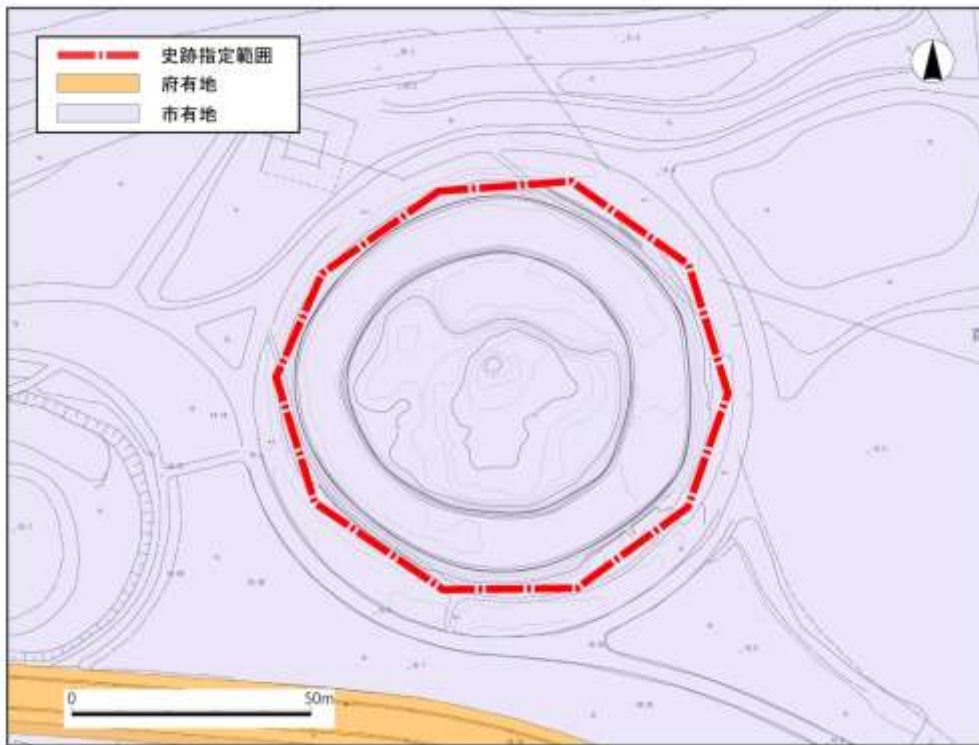


昭和 17 年 航空写真

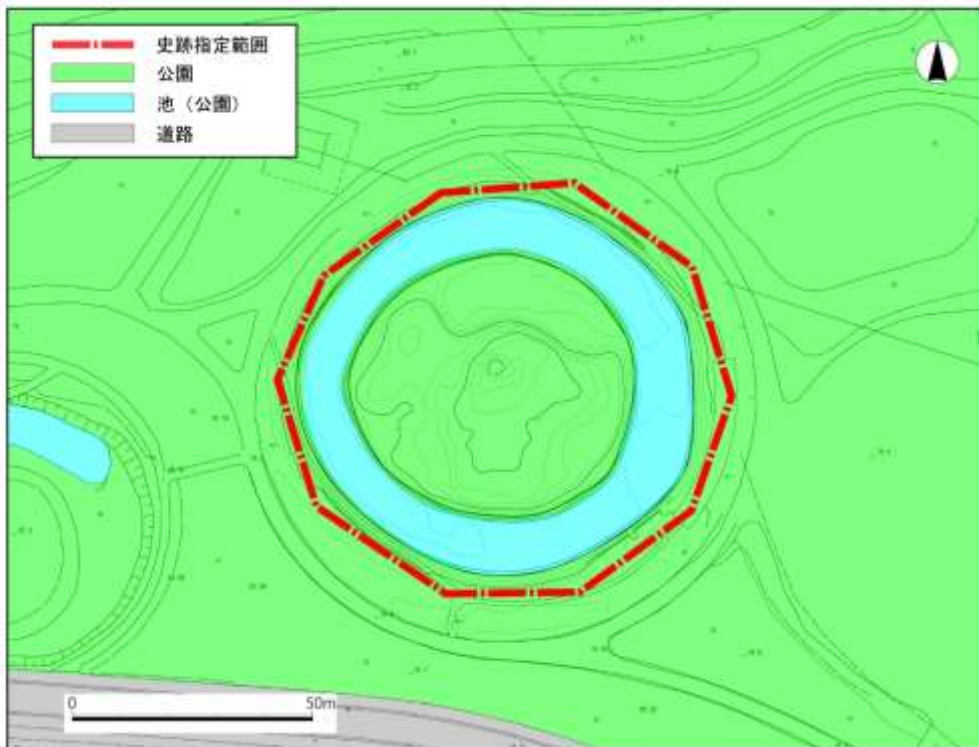


-----	都市計画区域界		工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界		無指定地
-----	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)		防火地域
-----+	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界		準防火地域
-----	外壁の後退距離(1m)		高度地区(第1種)
	第一種低層住居専用地域		高度地区(第2種)
	第二種低層住居専用地域		風致地区
	第一種中高層住居専用地域		生産緑地地区
	第二種中高層住居専用地域		土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
	第一種住居地域	————	都市計画道路
	第二種住居地域		都市計画公園・緑地
	近隣商業地域		その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

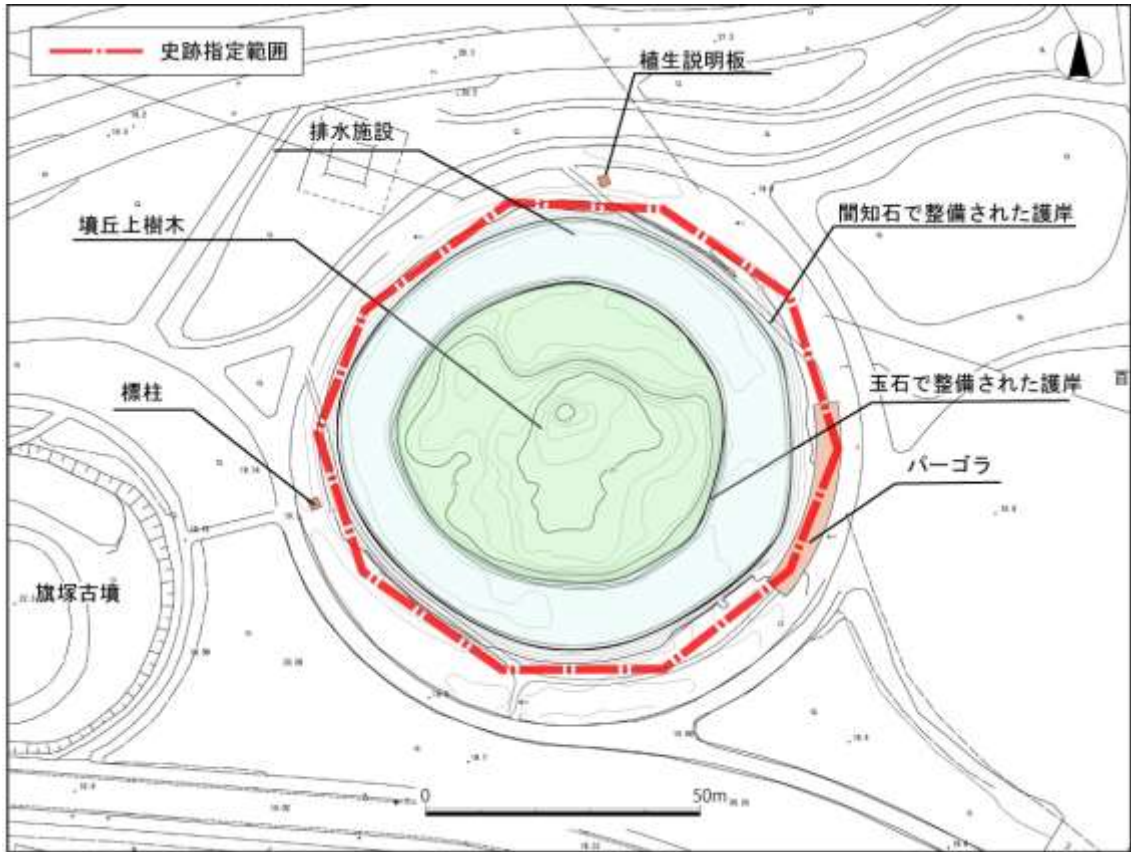
都市計画図



土地所有区分图



土地利用状况图



標柱



墳丘上の樹木



植生説明板



間知石で整備された護岸



排水施設



パーゴラ

現状と課題



#### ⑮旗塚古墳

所在地	: 堺区百舌鳥夕雲町3丁
規模	: 墳丘長 57.9m の前方後円墳
築造年代	: 5世紀中頃
指定面積	: 3,759.14 m <sup>2</sup>
公有化面積	: 3,759.14 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	: 平成19年 確認調査 平成20年 墳丘・周濠調査 平成21年 レーダ探査 平成26年 史跡指定

古墳の現状:

【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

百舌鳥古墳群の中央部、信太山台地上に位置する帆立貝形前方後円墳である。墳丘は2段築成で、墳丘長 57.9m、現況高 3.7m、後円部径 41.5m、前方部長 24.7mの規模を有する。くびれ部後円部寄り約 12.5mの幅で外方へ 3m張り出す造り出しをもつ。濠は、盾形に巡り周囲に葺石と埴輪列を備えた幅 3.4mの堤が存在する可能性が高い。埋葬施設の構造や副葬品の内容は不明であるが、円筒埴輪と石見型埴輪から、5世紀中頃の築造である。同古墳の西側にはグワショウ坊古墳が位置し、更に、谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳、原山古墳が存在していた。

墳丘上には樹木が密生し、墳形を確認することはできない。大仙公園都市緑化植物園として位置づけられ、植物の自然の生態系を観察する森林推移実験見本園として修景されている。

【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

大仙公園として公有化され、公園の一部として周囲を盛土で造成し、墳丘裾を玉石により墳丘整備し、墳丘は保存されている。植物観察を主体とする説明板が設置されている。周囲は盾形周濠に合わせた園路が巡っている。復元された北側の周濠の水のコントロールを目的に導水・取水施設を有する。

墳丘はアラカシやアベマキなどの樹木が生育する。

【課題】

整備時に配置された八つ橋の基礎の飛石状のコンクリートブロックや導水施設、墳丘裾の石積などが存在するが、古墳本来の遺構の位置や形状、仕様とは異なっている。

周囲の盛土により、古墳築造時の景観とかけはなれている。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



-----	都市計画区域界		工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界		無指定地
-----	道路・河川等の地形・地物による地域界(原則としてその中心)		防火地域
-----+	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界		準防火地域
-----	外壁の後退距離(1m)		高度地区(第1種)
	第一種低層住居専用地域		高度地区(第2種)
	第二種低層住居専用地域		風致地区
	第一種中高層住居専用地域		生産緑地地区
	第二種中高層住居専用地域		土地区画整理事業区域(53条区域又は76条区域)
	第一種住居地域	————	都市計画道路
	第二種住居地域		都市計画公園・緑地
	近隣商業地域		その他の都市計画施設(道路・公園を除く)

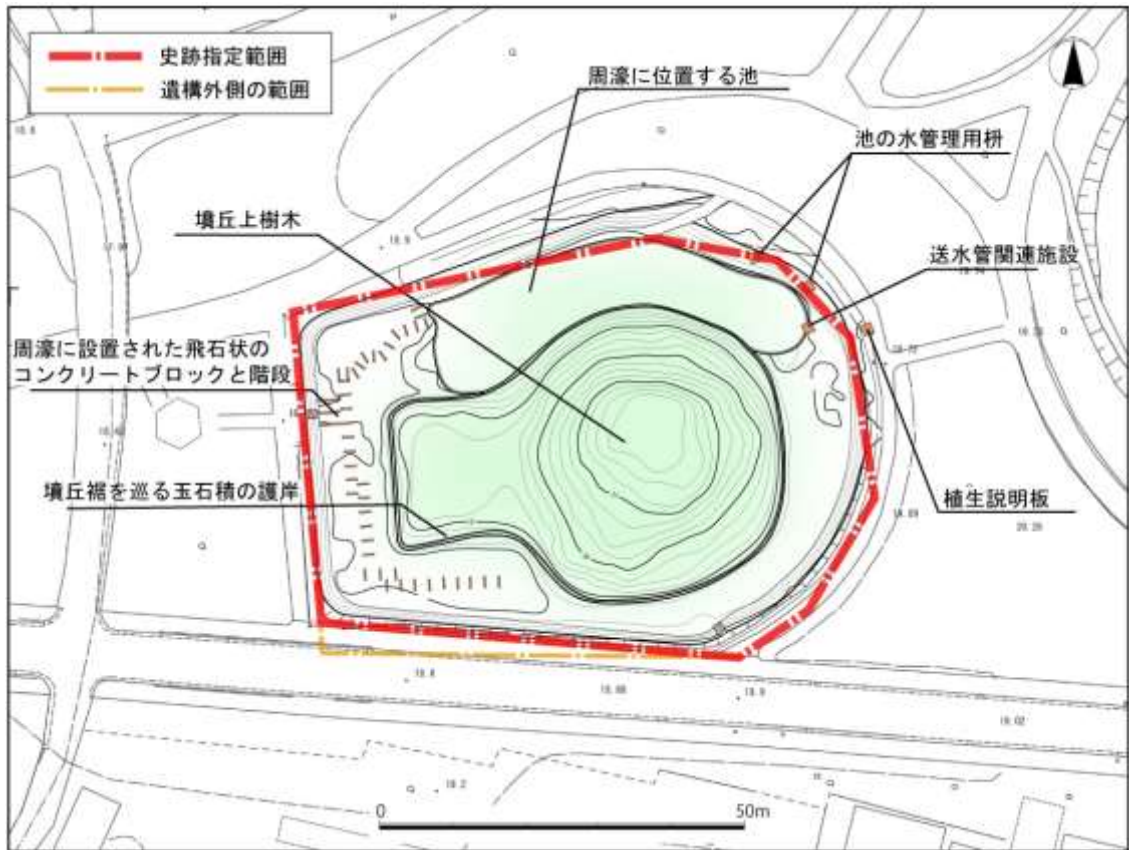
都市計画図



土地所有区分图



土地利用状况图



墳丘上樹木と墳丘裾護岸



周濠に設置された飛石状コンクリートブロックと階段



周濠に位置する池と排水施設



周濠の水管理のために設置された柵



送水管に関連する施設



植生説明板

現状と課題

## ⑩寺山南山古墳

所在地	規	堺市西区上野芝町1丁
模		墳丘長辺44.8mの方墳
築造年代		5世紀初頭
指定面積		4,154.75 m <sup>2</sup>
公有化面積		4,154.75 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過		平成7年 公有化
		平成11年 周濠調査
		平成12年 墳丘調査
		平成20年 墳丘調査
		平成22年 レーダ探査
		平成23年 墳丘・周濠調査
		平成26年 史跡指定

### 古墳の現状

#### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

百舌鳥古墳群の中央部、履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の後円部側外周にあり同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘は二段築成の方墳で、現況高は3.0mである。発掘調査により、墳丘は長辺44.8m、短辺36.3mの長方形の方墳であることが判明している。築造時期はわが国で最古段階の須恵器が出土していることから、5世紀初頭頃と推測できる。南西側の濠は履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の外周溝と共有していた可能性が高い。七観音古墳やかつて存在していた七観山古墳とともに履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）に付随する古墳と考えられる。墳丘は天地返しによる鱗状層序からなる盛土をなし、葺石とその基底石を検出している。

昭和36年頃に墳丘上に住宅が建設された際に、比高差4m以上は残存していた墳丘は削平を受け約半分の墳丘高になった。現在、当古墳を含めた周囲は、公有化され大仙公園予定地として保存されている。古墳の周囲には一部ネットフェンスが設置されている。また、古墳の南西側はフェンスに沿って植栽がある。

#### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

墳丘上は樹木が茂るが、その大半はアカメガシワを中心とした落葉樹である。

#### 【課題】

墳丘上に所在した住宅により削平された墳頂部の復元が困難である。また、古墳の周囲に残された公園残土や、樹木の繁茂により古墳としての認識が困難である。更に、古墳の説明板がなく見学者が古墳を認識することが困難であり、見学に必要な施設の整備が必要である。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



-----	都市計画区域界	■	工業地域
————	市街化区域・市街化調整区域界	□	無指定地
— · — · —	道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	▨	防火地域
— + —	道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	▨	準防火地域
- - - -	外壁の後退距離（1 m）	▨	高度地区（第1種）
■	第一種低層住居専用地域	▨	高度地区（第2種）
■	第二種低層住居専用地域	▨	風致地区
■	第一種中高層住居専用地域	▨	生産緑地地区
■	第二種中高層住居専用地域	▨	土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域）
■	第一種住居地域	▨	都市計画道路
■	第二種住居地域	▨	都市計画公園・緑地
■	近隣商業地域	▨	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図





土地所有区分図



土地利用状況図



墳丘上樹木とネットフェンス



墳丘裾の用水路跡



古墳としての認識が困難



史跡境界付近の柵



寺山南山古墳から見た  
履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)

現状と課題

### ⑰七観音古墳

所在地	: 堺市堺区旭ヶ丘北町5丁
規模	: 墳丘径 32.5mの円墳
築造年代	: 5世紀前半
指定面積	: 879.46 m <sup>2</sup>
公有化面積	: 879.46 m <sup>2</sup>
調査と保存の経過	: 昭和58年 墳丘調査 平成26年 史跡指定

古墳の現状:

#### 【古墳の状況】 立地・規模・残存状況・管理状況

履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の外周にあり、同古墳に付随する現況高3.0mの円墳と考えられる。履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の北側、大仙公園の南入口にあり、墳丘裾に鉢巻状の土留めが巡っているが、本来の古墳の形状とは異なる。寺山南山古墳やかつて存在していた七観音古墳とともに履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）に付随する古墳と考えられる。埋葬施設は未調査のため不明であるが、碧玉製の琴柱形石製品が出土したといわれている。公園整備に伴う測量及び発掘調査では、墳丘盛土と墳丘裾の可能性のある地山の立ち上がりを確認し、直径32.5mの円墳に復元できる。濠の明瞭な肩や堆積層は検出されていないことから古墳築造当初から明瞭な濠は設けられなかった可能性がある。

#### 【古墳周辺の整備状況】 整備利用状況・周辺の景観や環境等

大仙公園として昭和50年度に公有化され、公園の一部として保存されている。墳丘は、一面つつじが植栽されている。近年、ササ類が目立ち、標柱を覆い隠している。

#### 【課題】

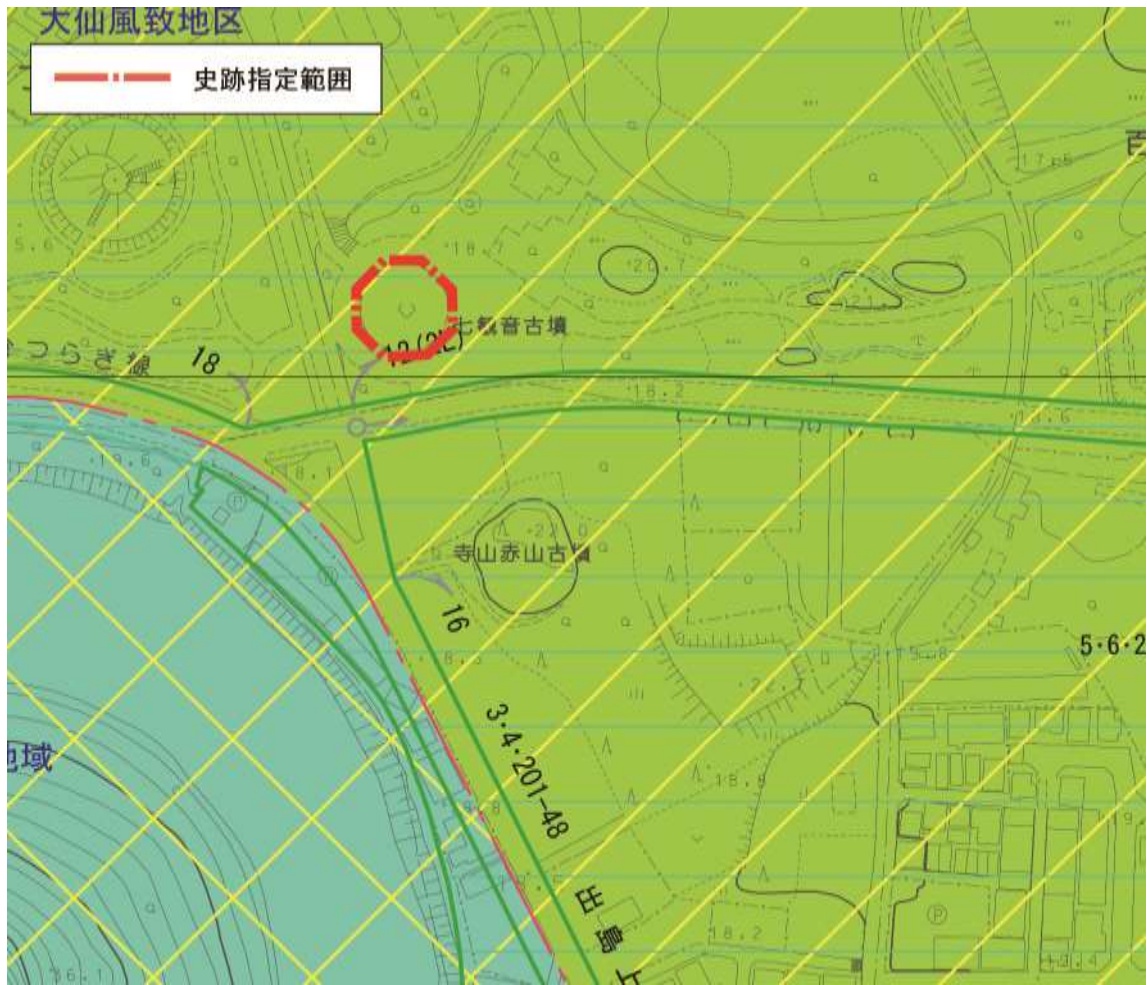
墳丘裾の土留石積や外側の縁石・皿型側溝と、墳丘の規模との相関関係がわかりにくい。説明板の板面はさび色が目立ち老朽化が著しい。



平成 19 年 航空写真



昭和 17 年 航空写真



- |       |                               |    |                          |
|-------|-------------------------------|----|--------------------------|
| ----- | 都市計画区域界                       | ■  | 工業地域                     |
| ——    | 市街化区域・市街化調整区域界                | □  | 無指定地                     |
| ---   | 道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心） | ▨  | 防火地域                     |
| —+    | 道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界  | ▧  | 準防火地域                    |
| - - - | 外壁の後退距離（1m）                   | ▩  | 高度地区（第1種）                |
| ■     | 第一種低層住居専用地域                   | ▨  | 高度地区（第2種）                |
| ■     | 第二種低層住居専用地域                   | ▧  | 風致地区                     |
| ■     | 第一種中高層住居専用地域                  | ▩  | 生産緑地地区                   |
| ■     | 第二種中高層住居専用地域                  | ▨  | 土地区画整理事業区域（53条区域又は76条区域） |
| ■     | 第一種住居地域                       | —— | 都市計画道路                   |
| ■     | 第二種住居地域                       | ■  | 都市計画公園・緑地                |
| ■     | 近隣商業地域                        | □  | その他の都市計画施設（道路・公園を除く）     |

都市計画図



土地所有区分図



土地利用状況図



石積などで整備された墳丘裾



史跡内に設置された照明灯



ササ類に埋もれた標柱



植栽(つつじ)の説明板



古墳の説明板



七観音古墳から見た履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)

現状と課題

## 第3章 保存管理

### 1. 保存管理の基本方針

#### (1) 史跡の特性

百舌鳥古墳群は、国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有するとともに単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模、墳形の古墳で構成されており、かつては100基あまりの古墳が存在していたが、現存する古墳は44基にすぎない。

また、これまでの発掘調査で長持形石棺や木棺などの埋葬施設が確認され、古墳の規模及び墳形や埋葬施設などの違いは、当時の政治や社会的な階層差を示していると考えられる。墳丘長200mを超える前方後円墳4基を含む古墳群には、水をたたえた濠と周囲に付随する古墳をもつものがあり、国際色豊かな副葬品が納められている。濠の水は農業用水として利用されるとともに、墳丘の樹木は地域の貴重な緑地空間となっており、古墳は水と緑が一体をなす景観として住民の生活に密接に関わっている。

史跡百舌鳥古墳群は、住宅が密集する都市部にあって残されてきた前方後円墳9基、円墳6基、方墳2基の計17基が史跡に指定されており、広域に分布し、民間所有地を含む。その保存管理には所有者、市民などとの協議・調整が欠かせない。なお、百舌鳥古墳群は、史跡の他には、陵墓が宮内庁により管理され、保全が図られている。

#### (2) 保存管理の目標

史跡百舌鳥古墳群は、遺跡としての性質上、掘削などにより現状が変えられてしまうと、元に戻すことができないことから、史跡の本質的価値を損なうことのないよう確実に保存することが必要である。また、史跡の保存管理については、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全も必要である。百舌鳥古墳群の指定地は点在しており、個々の古墳の情報を伝達するだけでなく、古墳相互の関連性、群の一体性が十分に理解されるような情報伝達や景観的配慮が必要である。さらに、古墳が築かれた当時の周辺の集落や生産遺跡の情報についても伝達する必要がある。

したがって、史跡百舌鳥古墳群の指定地の適切な保存管理を実施することはいうに及ばず、5世紀を中心とする古墳時代中期における国内最大規模の古墳群であるという歴史環境の保全、各種の保存整備活用に取り組むことにより、史跡の価値を保存継承する。更に地域の貴重な自然環境としての保全も図ることを目標とする。

#### (3) 保存管理の基本方針

保存管理の目標に基づき、史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定めるとともに、所有者の意向を尊重しつつ公有化、追加指定に取り組み、周辺環境の保全につとめる。



環境については、今後、関係部局と連携して植生調査、水質調査、生息調査などの周辺環境調査を継続し、現状の課題を明らかにする。

古墳の植生については、史跡指定までに行われた伐採や植栽などにより、古墳ごとに状況が異なる。古墳が現在までに伝え守られてきた状況を示す重要な要素であるが、一方で墳丘を損壊する原因ともなっている。そのため、植生調査を実施したうえで、剪定、伐採、除去すべきものを適切に判断し、保存管理を行う。

濠については、いたすけ古墳を除く古墳は水深が浅く、冬季や渇水期には干上がるため、水質は一定に保たれている。一方、いたすけ古墳は毎年行っている水質調査を継続することで、水質悪化を防止するための対策を検討する。更に、水と緑が一体となった景観を保つため、水際で墳丘の浸食を受けている古墳については、景観に配慮しつつ護岸の設置もしくは水位の管理による保存管理の方法を検討する。水質改善などについては、具体的方策を関係部局と連携し検討する。

具体的には、下記のとおり保存管理を行う。

#### ①本質的価値の保存

○学術的調査を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を図る。

○史跡指定地は、所有者の意向を尊重しながら順次公有化を進める。特に、遺構や遺物が遺存する範囲は、早期かつ優先的に公有化することをめざす。

○確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する方策を確立し、施策を進める。

○史跡に与える周辺開発等人為的な影響や自然の脅威を想定し、保全方法を定める。

○関係諸機関、地域との連携を図り、中世から現代に付加された様々な利用形態などとの調和を図りつつ史跡としての価値を維持する。

○現状変更等の取扱い基準に従い保存管理を行う。

#### ②日常的な維持管理の方針

○史跡の保存を優先し良好な状態で継承するとともに、安全面にも配慮した適切な維持管理を行う。

○貴重な緑地空間や水辺空間、憩いの場としての風致、景観を踏まえて、継続して水質の観測を行い、史跡指定地内の環境保全に努める。

○水際で墳丘の浸食をうけている古墳については、景観の大きな変化がないよう配慮しつつ、保存管理の方法を検討する。

#### ③周辺環境との一体的保全

○史跡を構成する個々の古墳の保存に加え、古墳間の見通しを良くするなどの古墳群としての景観形成を図る。

○史跡指定地周辺にあり史跡と一体となった環境を形成している範囲においては、史跡に相応しい環境を維持するため、景観の適切な保全に努める。

#### ④出土遺物の保存と公開

○史跡指定地より出土した埴輪などの出土遺物は、史跡の歴史的位置づけや社会構造を解明する上で非常に重要なものであり、種類や出土状況に応じて、適切な保存や収蔵を図るとともに、展示公開施設の整備を含め、適切な保護を図る。

○情報発信では、インターネットをはじめ様々な情報機器を利用し、個々の史跡の本質的価値を構成する諸要素だけでなく群としての位置づけや保存の経緯などを加味するとともに周辺の遺跡等文化財を意識した内容とする。

⑤保存管理体制の方針

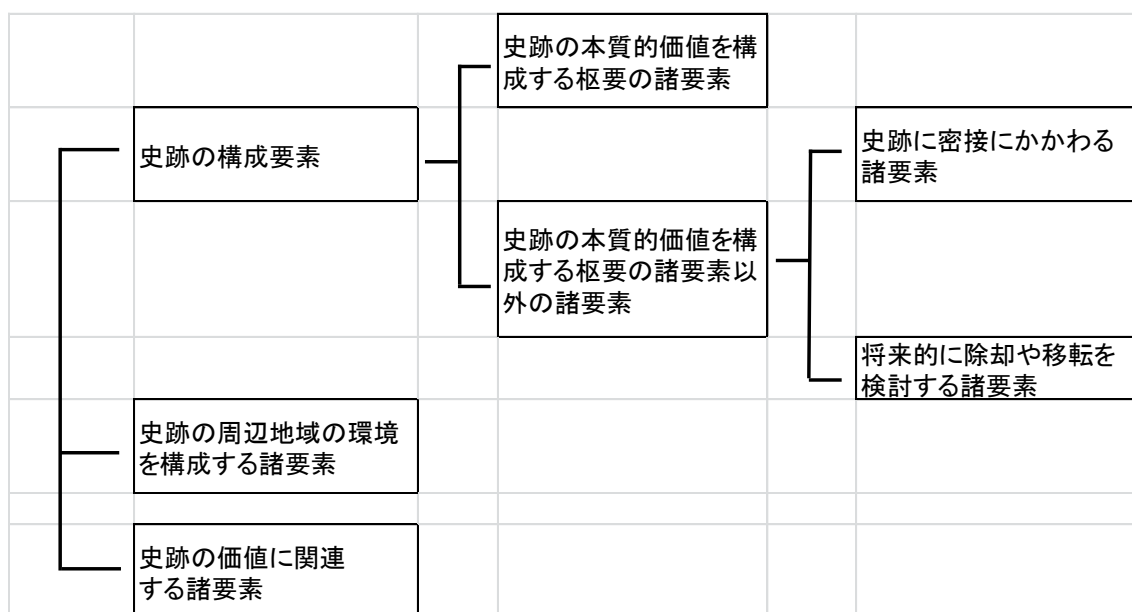
○史跡指定地の保存管理は、本市並びに所有者が、それぞれ適切に実施する。

○公有化された史跡は、文化財保護部局が主体となって維持管理しながら、地域の人々や関係部局と協働・連携をし、一体的な維持管理の方策も検討する。

## 2. 史跡を構成する諸要素

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達することであり、史跡を構成する諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡百舌鳥古墳群に関する諸要素は、次のとおり分類される。史跡の構成要素は、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素とそれ以外の諸要素に分けられる。後者は、史跡に密接に関わる諸要素と将来的に除却や移転を検討する諸要素に細分される。この他に、史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素と、史跡の価値に関連する諸要素がある。



### 史跡を構成する諸要素

#### (1) 史跡の構成要素

##### ① 史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存するもの。

古墳を構成している墳丘や周濠など、墳丘の外装施設である葺石や埴輪、地下に埋蔵された埋葬施設である石棺などの遺構や副葬品などの遺物は、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素である。

##### ② 史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素

###### ア) 史跡に密接にかかわる諸要素

時間の経過の中で、史跡指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡の

本質的価値を現在に伝える上で欠くことのできないもの、古墳に先行する集落などの遺跡、史跡指定地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、今後も適切な維持管理を行い保全に努めるべき対象となるものである。今後、維持管理や整備公開において形状や仕様を変更する必要があるときには、適切に対応する。

古墳に先行する住居址、水濠の保持に関わる要素（樋や排水施設など）、墳丘の流土防止とともに景観構成要素となっている墳丘上樹木や墳丘上地被類、遺構の保存や史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵、土留めのため設置された擁壁などは、史跡に密接にかかわる諸要素である。

#### イ) 将来的に除却や移転を検討する諸要素

将来的に除却や移転を検討する諸要素は、史跡指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素のうち、遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか又は将来的にその可能性があるもので、除却や移転を検討すべき要素である。

史跡と関わりのない工作物、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木、枯損木や竹などは、将来的に除却や移転を検討する諸要素である。

#### (2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡指定地の周辺において史跡の本質的価値と密接に関わる諸要素で、史跡の活用を図る上で有効な施設や、史跡の立地や成立の基盤となっている地形や自然環境、周辺に所在する関連遺跡などがある。また、景観として史跡指定地と連続し、又は一体となっている地域環境やこれを構成するものも含まれる。

未指定の周濠などの遺構、史跡の周辺に位置する古墳、公園などにおける散策路などの施設が周辺地域の環境を構成する諸要素である。

#### (3) 史跡の価値に関連する諸要素

古墳から出土した副葬品や埴輪などの遺物で、現在は史跡から移動して収蔵施設などで保存や展示が行われているが、本来は本質的価値を構成する枢要の諸要素を構成するものであり、史跡と切り離すことのできない要素が、史跡の価値に関連する諸要素である。

これらは、古墳の年代を決定する手がかりであるだけでなく、副葬品の内容から、百舌鳥古墳群のなかの位置づけを示すことのできる貴重な資料である。

表 諸要素一覧表

分類	古墳名		①いたすけ古墳	②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳
	史跡指定地	史跡の本質的価値を構成する 主要の諸要素		墳丘	墳丘	墳丘	墳丘
周濠							
葺石				葺石	葺石		
埴輪列				埴輪列	埴輪列	埴輪列	埴輪列
				埋葬施設		埋葬施設	
地下に埋蔵されている遺構・遺物		地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物		
史跡の本質的価値を構成する 主要の諸要素以外の諸要素		史跡に密接に関わる 諸要素	墳丘上地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木
			墳丘裾・外堤樹木	蘚苔類	墳丘上地被類	墳丘上地被類	蘚苔類
			水生植物		ササ類		植生マット
			史跡標柱	史跡標柱	史跡標柱、標柱	史跡標柱	史跡標柱
			説明板	説明板	説明板	説明板	説明板
		周遊路表示板					
		ネットフェンス	ネットフェンス	ネットフェンス	ネットフェンス	フェンス	
		門扉	門扉	門扉	門扉	門扉	
		周濠の護岸、樋			土留めブロック	擁壁	
	将来的に除却や移転を検討する 諸要素	傾斜木、竹林	植栽			枯損木	
校区掲示板		植生土のう			削平跡		
橋		資材					
		コンクリート構造物	コンクリート構造物				
指定地外	史跡の周辺地域の環境を構成する要素	善右エ門山古墳		仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	
		いたすけ公園		孫太夫山古墳			
				古墳周濠表示	古墳周濠表示		
			周濠	周濠	周濠		
				墳丘(前方部)			
	史跡の価値に関連する諸要素	衝角付冑型埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	
		円筒埴輪	形象埴輪	形象埴輪	形象埴輪	形象埴輪	
		須恵器		須恵器、鉄製品			

分類		古墳名		⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳	⑩正楽寺山古墳	⑪鏡塚古墳	
史跡指定地	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素			墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	墳丘	
				周濠		周濠				
				葺石		葺石			葺石	
				埴輪列	埴輪列	埴輪列			埴輪列	
					石棺	埋葬施設		埋葬施設		
			地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	
	史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木		墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木	墳丘上樹木
			墳丘上地被類		墳丘上地被類					墳丘上地被類
			史跡標柱		史跡標柱					
			説明板		説明板	説明板	説明板			説明板
			管理用通路		石製塔婆、階段					
			ネットフェンス		ネットフェンス	防草シート				
			門扉		門扉、擁壁	擁壁				擁壁
					土留めブロック	木柵、園路				縁石
宮内庁管理用柵		石棺保護モルタル		木製階段						
将来的に除却や移転を検討する諸要素		傾斜木、植栽	植栽	竹						
		祠	井戸、配管		園路	園路				
		コンクリート構造物	電柱		物置	パーゴラ				
指定地外	史跡の周辺地域の環境を構成する要素	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)				府指定天然記念物(百舌鳥のくす)	正楽寺山古墳	ドンチャ山古墳		
						西高野街道	陵南中央公園	陵南中央公園		
				墳丘	墳丘				墳丘	
			周濠	周濠				周濠		
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	須恵器	須恵器	円筒埴輪	形象埴輪		
			腕輪形石製品	形象埴輪						

分類		古墳名		⑫善右エ門山古墳	⑬銭塚古墳	⑭グワショウ坊古墳	⑮旗塚古墳	⑯寺山南山古墳	⑰七観音古墳	
史跡指定地	史跡の本質的価値を構成する主要の諸要素			墳丘	墳丘	墳丘 周濠	墳丘 周濠、堤	墳丘 周濠 履中天皇陵古墳 (ミサンザイ古墳) 外周溝	墳丘	
				葺石 埴輪列	葺石 埴輪列	葺石 埴輪列	葺石 埴輪列	葺石 埴輪列	葺石 埴輪列	
				地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物	
							造出し			
	史跡の本質的価値を構成する主要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木		墳丘上樹木	墳丘上樹木 水生植物	墳丘上樹木 水生植物	墳丘上樹木 植栽	墳丘上樹木	つつじ ササ類
			説明板		説明板	標柱 植生説明板 墳丘裾護岸	標柱 植生説明板 墳丘裾護岸			標柱 説明板
			フェンス 擁壁			周濠護岸 排水施設	周濠護岸 池、柵 送水管関連施設、排水施設			
		将来的に除却や移転を検討する諸要素		特定外来生物 (ナルトサワギク)		園路 パーゴラ	飛び石状コンクリートブロック	公園残土、植栽 旧住宅フェンス ネットフェンス ブロック塀 用水路跡		照明灯
		史跡の周辺地域の環境を構成する要素		いたすけ古墳		旗塚古墳	グワショウ坊古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)
				いたすけ公園	学校	大仙公園	大仙公園	七観音古墳 大仙公園	寺山南山古墳 大仙公園	七観音古墳 七観音古墳跡展望台
指定地外	史跡の価値に関連する諸要素	円筒埴輪		円筒埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪 形象埴輪	円筒埴輪	円筒埴輪	
		須恵器			鉄製品	須恵器	須恵器			

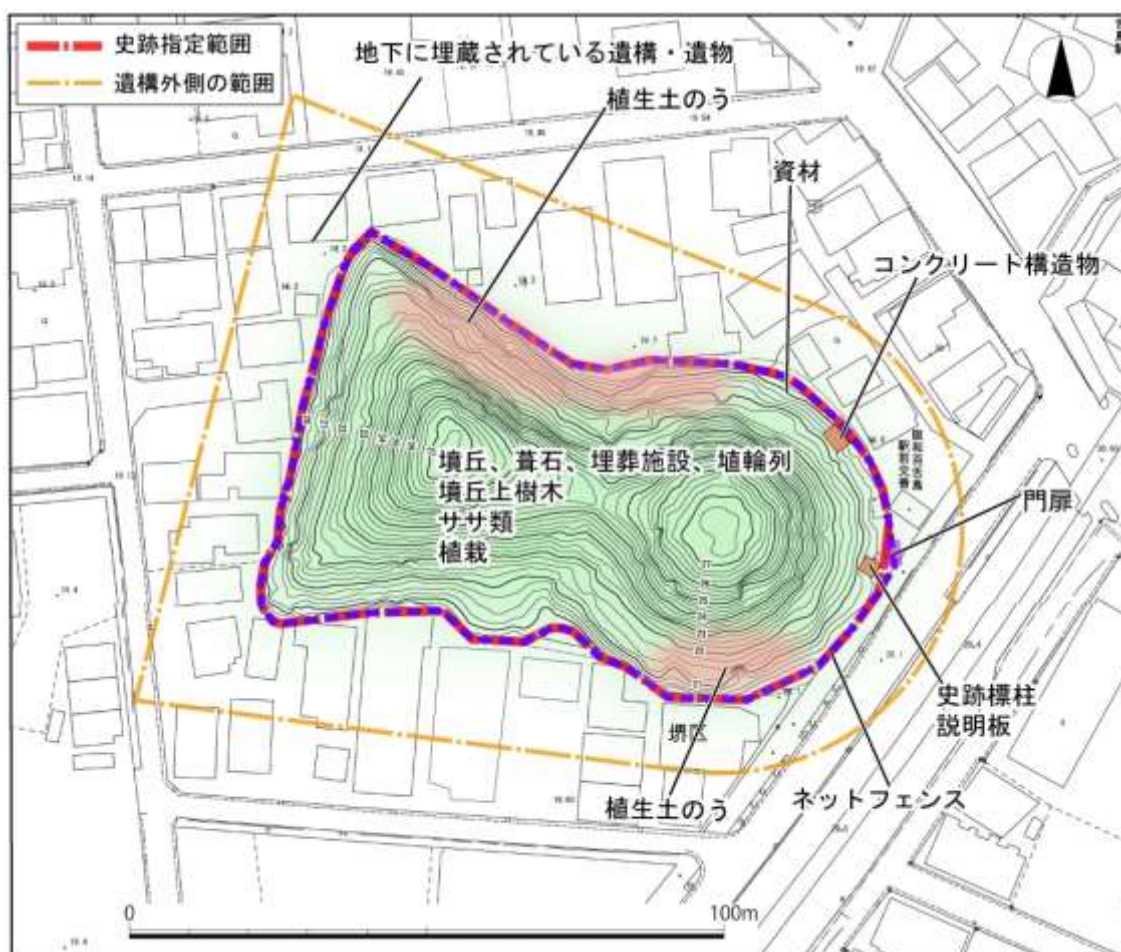
①いたすけ古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上地被類、墳丘裾・外堤樹木 水生植物
		説明施設等	史跡標柱、説明板、周遊路表示板
		管理施設	ネットフェンス、門扉、周濠の護岸 樋(2か所)、
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	植生等	傾斜木、竹林
工作物		橋、校区揭示板	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		善右工門山古墳、いたすけ公園	
史跡の価値に関連する諸要素		衝角付冑型埴輪、円筒埴輪、須恵器	



②長塚古墳



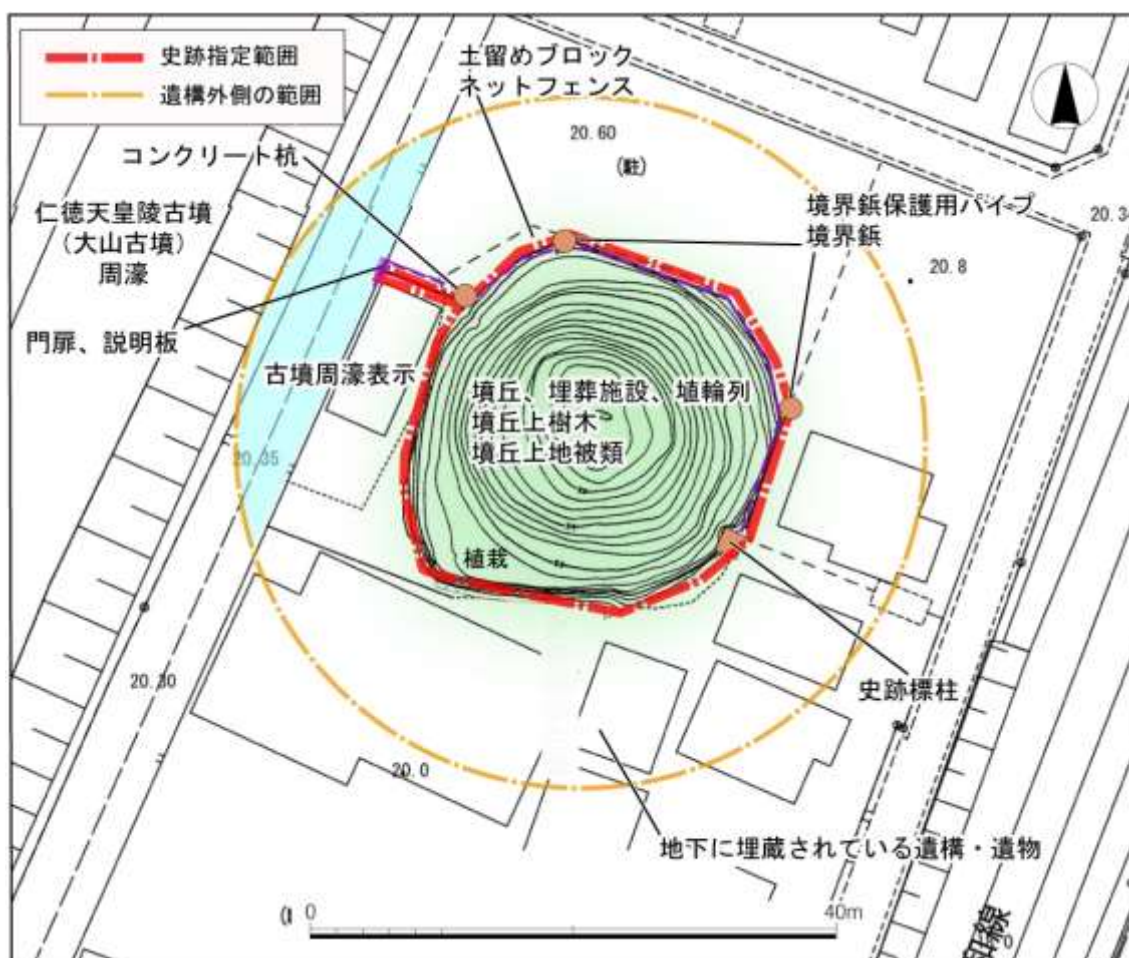
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素 以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、蘚苔類
		説明施設等	史跡標柱、説明板
		管理施設	ネットフェンス、門扉
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	植生等	植栽
		工作物	コンクリート構造物、植生土のう、資材
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		周濠	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪	

③収塚古墳



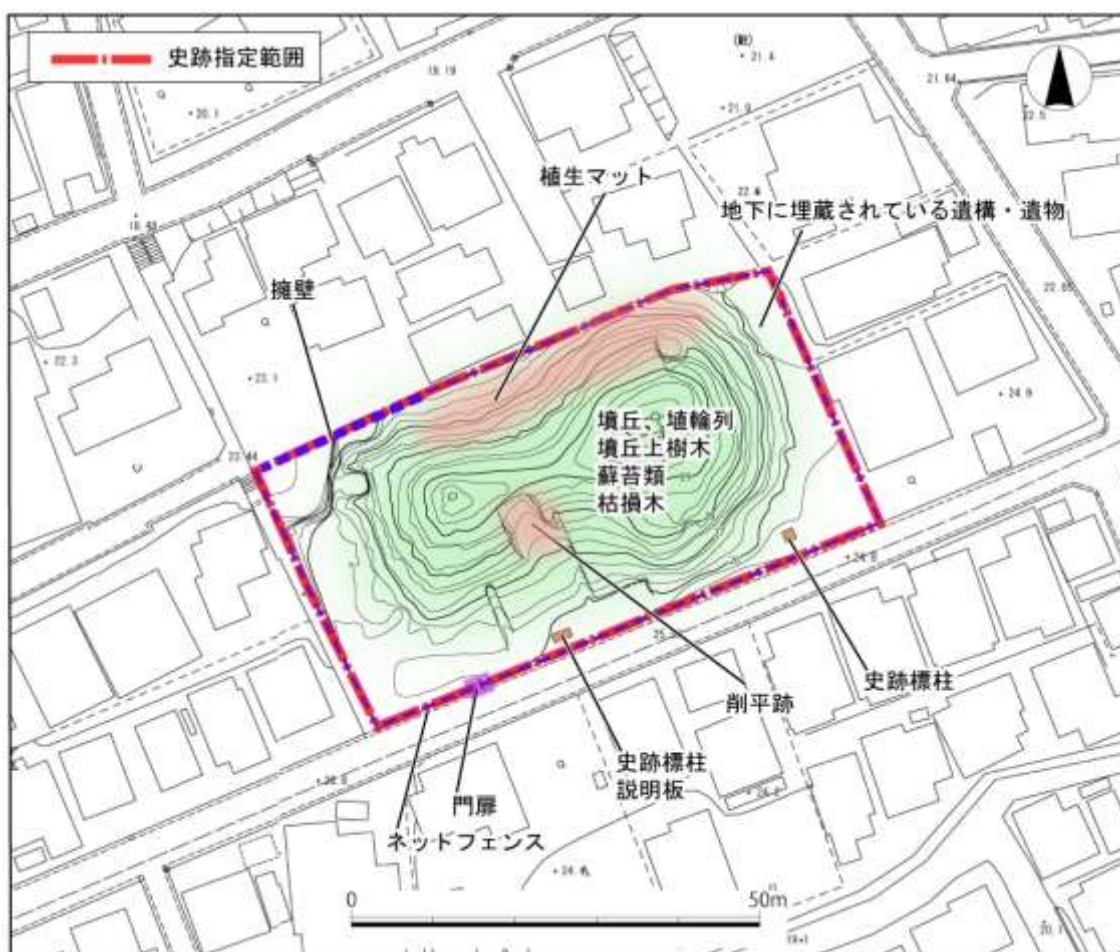
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、墳丘上地被類、ササ類
		説明施設等	史跡標柱、説明板
	管理施設	ネットフェンス、門扉	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	コンクリート構造物
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		仁徳天皇陵古墳(大山古墳)、孫太夫山古墳 古墳周濠表示、墳丘、周濠	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪、須恵器、鉄製品	

④塚廻古墳



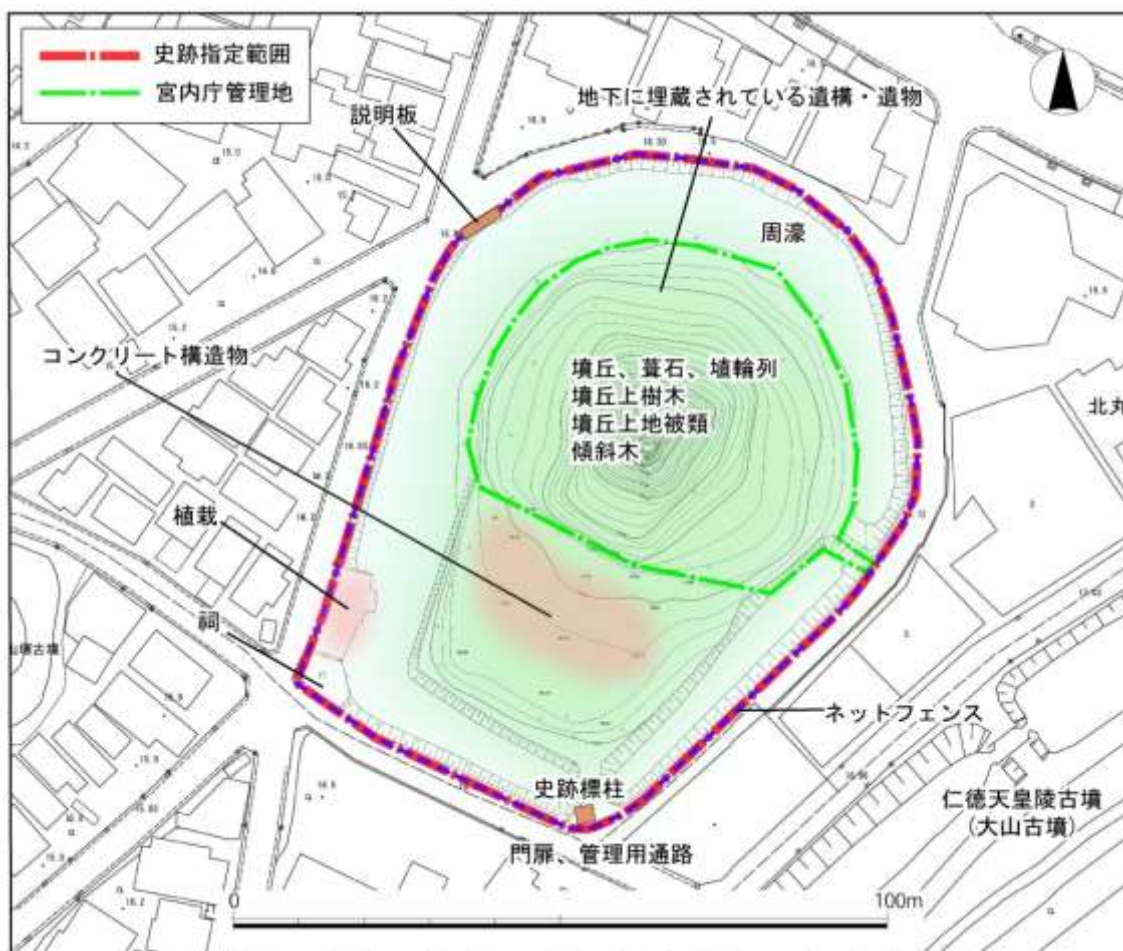
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、埋葬施設、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素 以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、墳丘上地被類
		説明施設等	史跡標柱、説明板
	管理施設	土留めブロック、ネットフェンス、門扉	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		仁徳天皇陵古墳(大山古墳)、古墳周濠表示、周濠	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪	

⑤文珠塚古墳



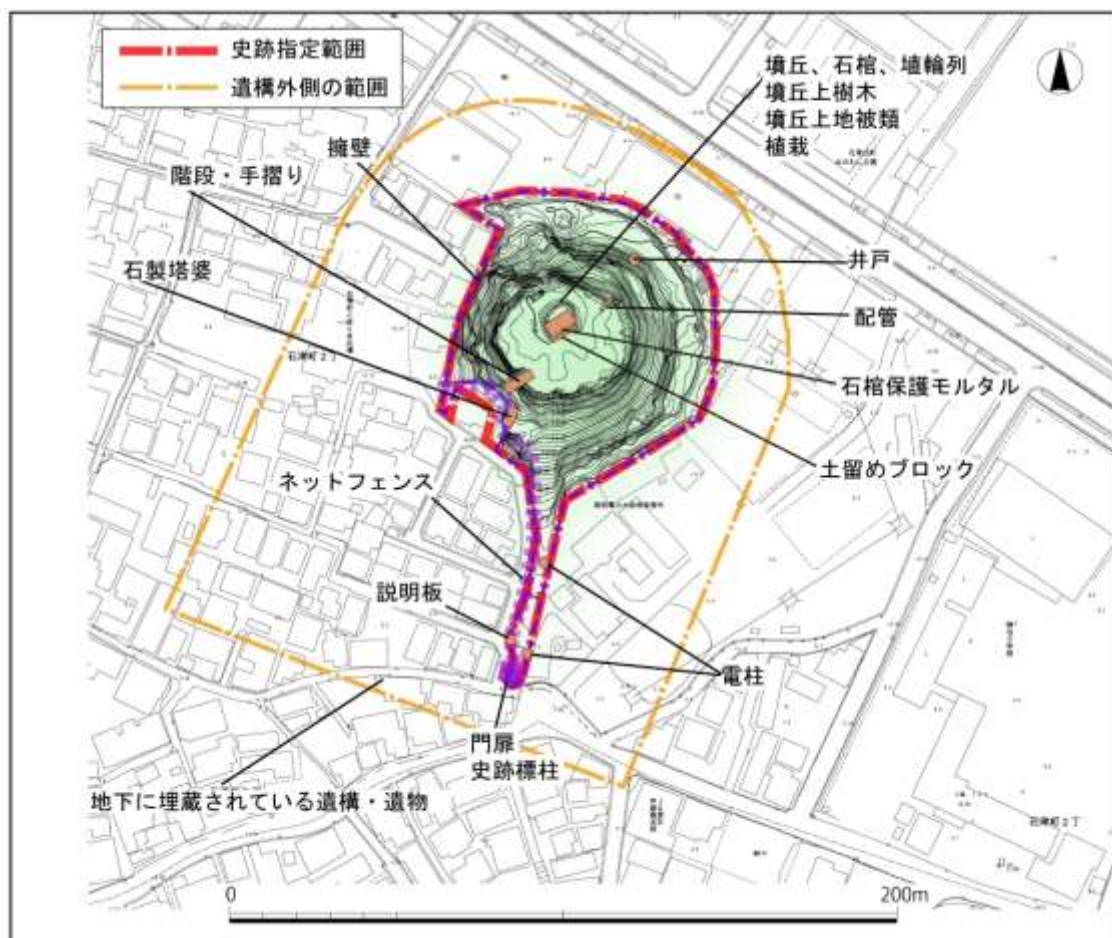
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、蘚苔類
		説明施設等	史跡標柱(2基)、説明板
		管理施設	フェンス、門扉、植生マット、擁壁
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	植生等	枯損木
工作物		削平跡	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪	

⑥丸保山古墳



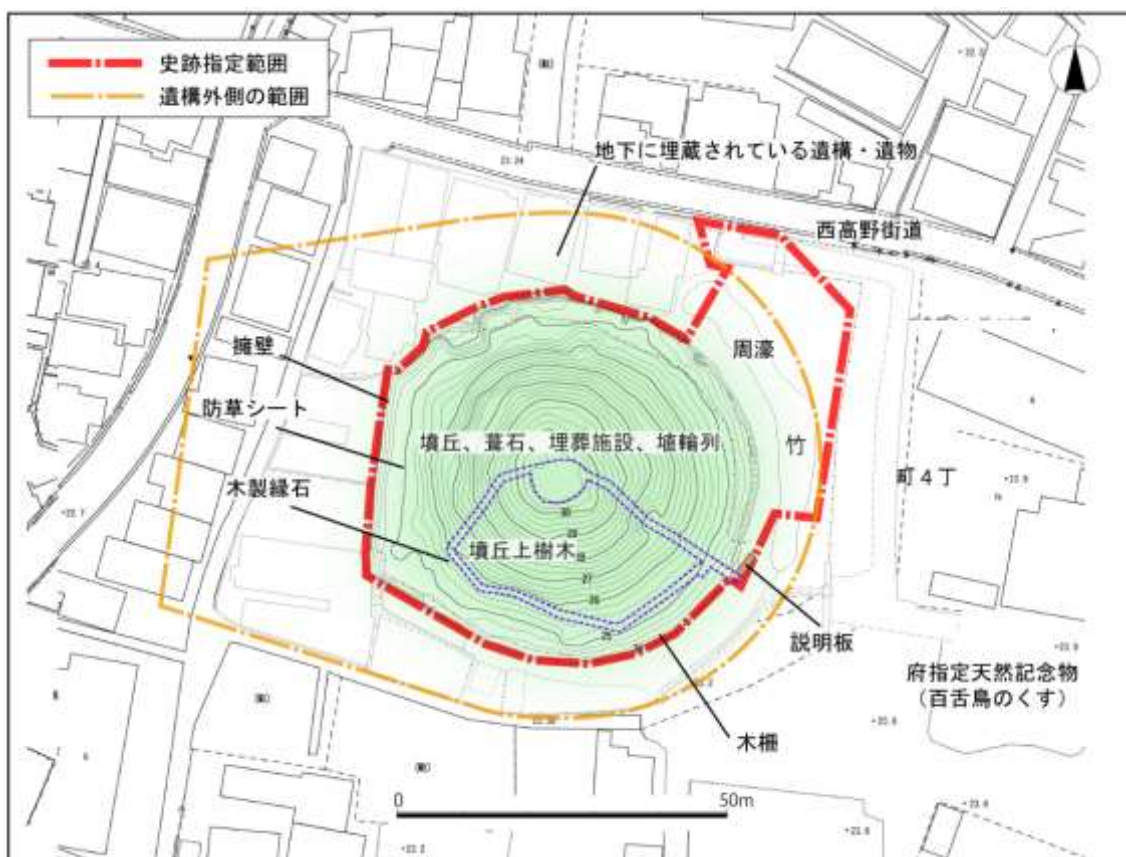
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、墳丘上地被類
		説明施設等	史跡標柱、説明板
		管理施設	ネットフェンス、門扉、管理用通路 宮内庁管理用柵
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	植生等	傾斜木、植栽
工作物		コンクリート構造物、祠	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪	

⑦乳岡古墳



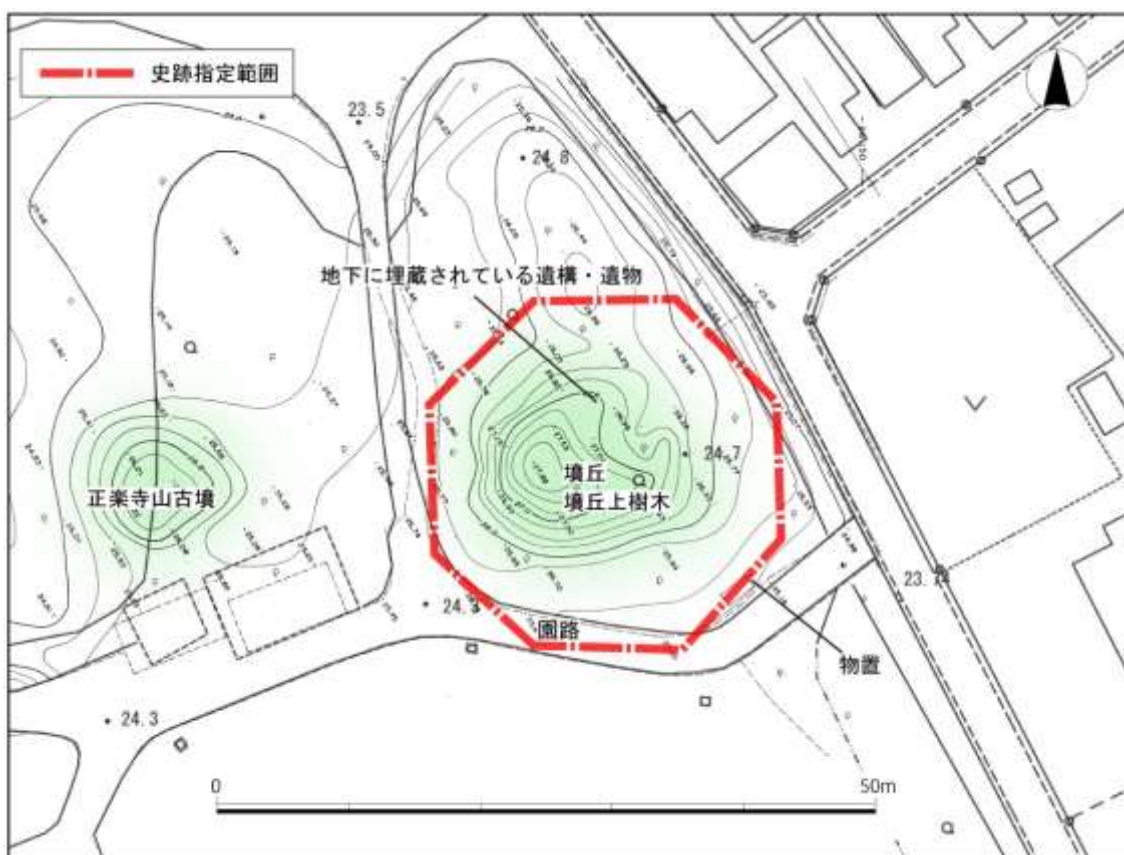
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、石棺、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素 以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、墳丘上地被類
		説明施設等	史跡標柱、説明板、石製塔婆(4基)
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	管理施設	ネットフェンス、門扉、階段・手摺り、擁壁 石棺保護モルタル、土留めブロック
		植生等	植栽
		工作物	井戸、配管、電柱
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		墳丘、周濠	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、腕輪形石製品	

⑧御廟表塚古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、葺石、埋葬施設、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	説明施設等	説明板
		管理施設	木柵、擁壁、防草シート 木製縁石(周遊路)、園路、木製階段
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		植生等	竹
史跡の価値に関連する諸要素		西高野街道、府指定天然記念物(百舌鳥のくす) 墳丘、周濠	
		円筒埴輪、形象埴輪	

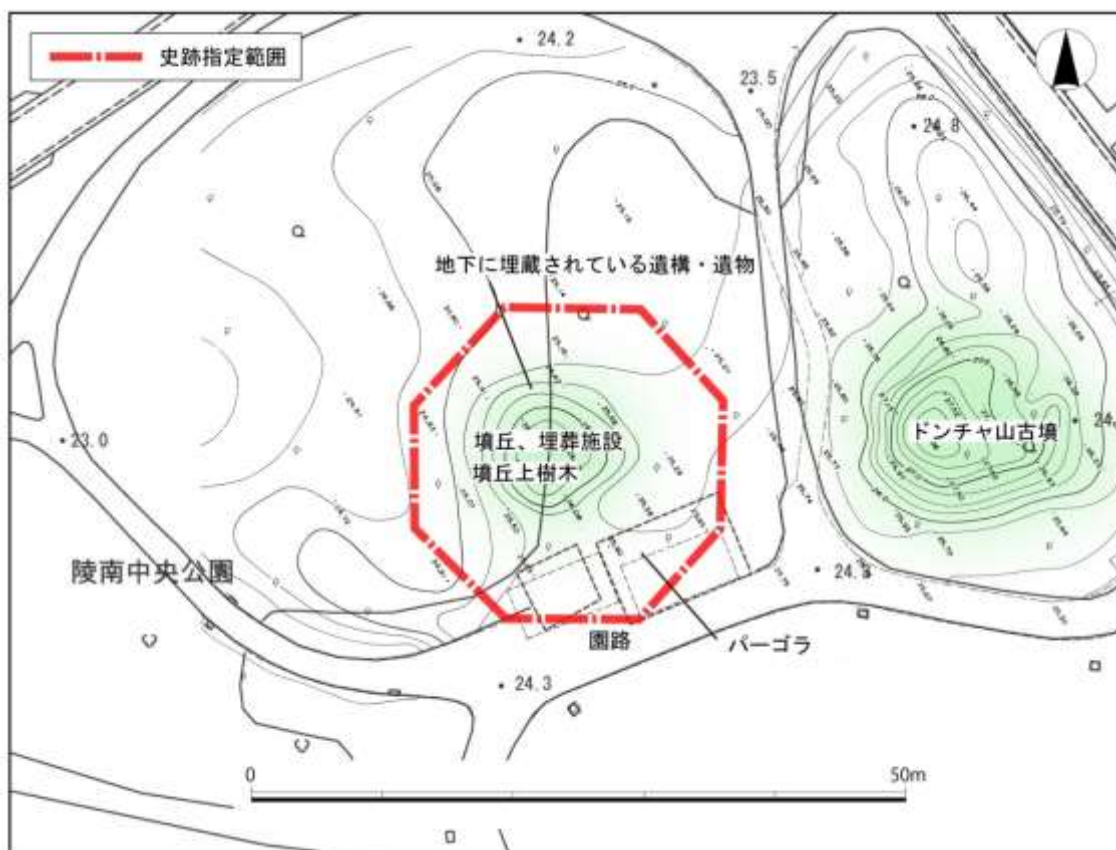
⑨ ドンチャ山古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素 以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木
		説明施設等	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	管理施設	
		工作物	園路、物置
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		正楽寺山古墳、 陵南中央公園	
史跡の価値に関連する諸要素		須恵器	

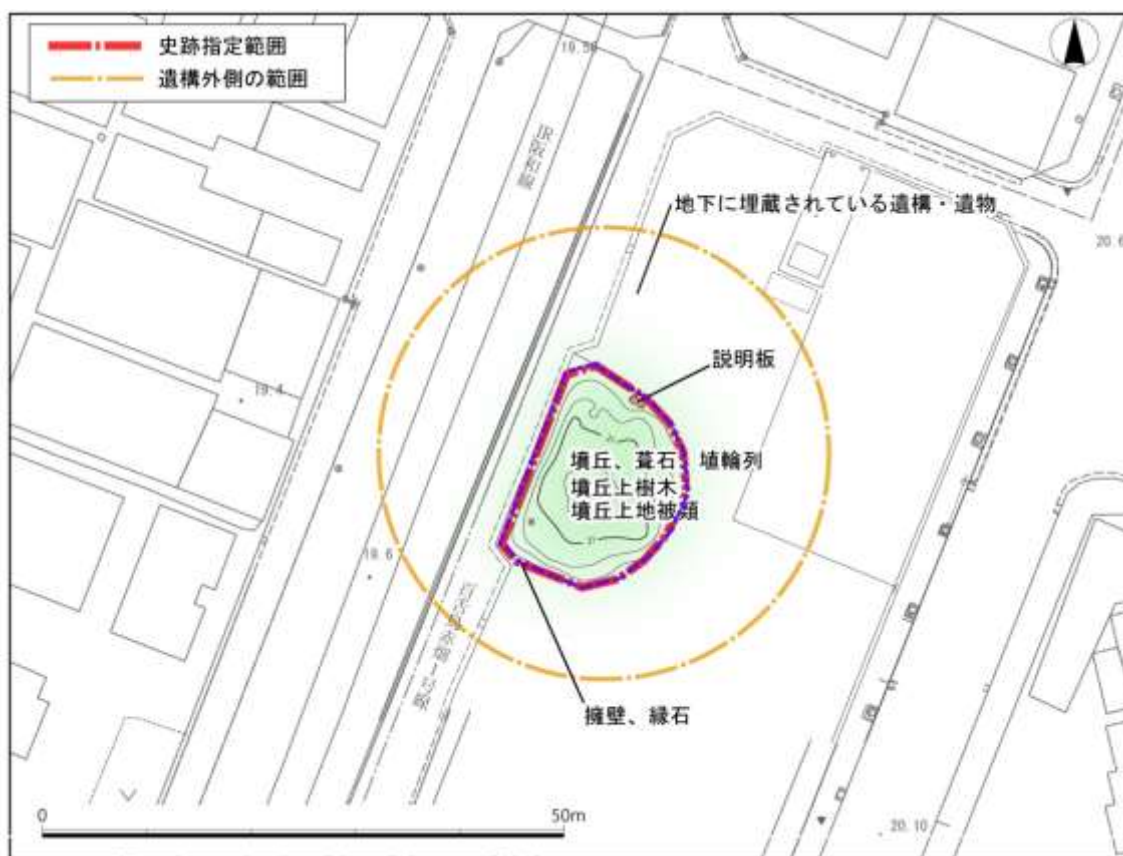


⑩正楽寺山古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	説明施設等 管理施設	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		工作物	園路、パーゴラ
史跡の価値に関連する諸要素		須恵器	

⑪鏡塚古墳



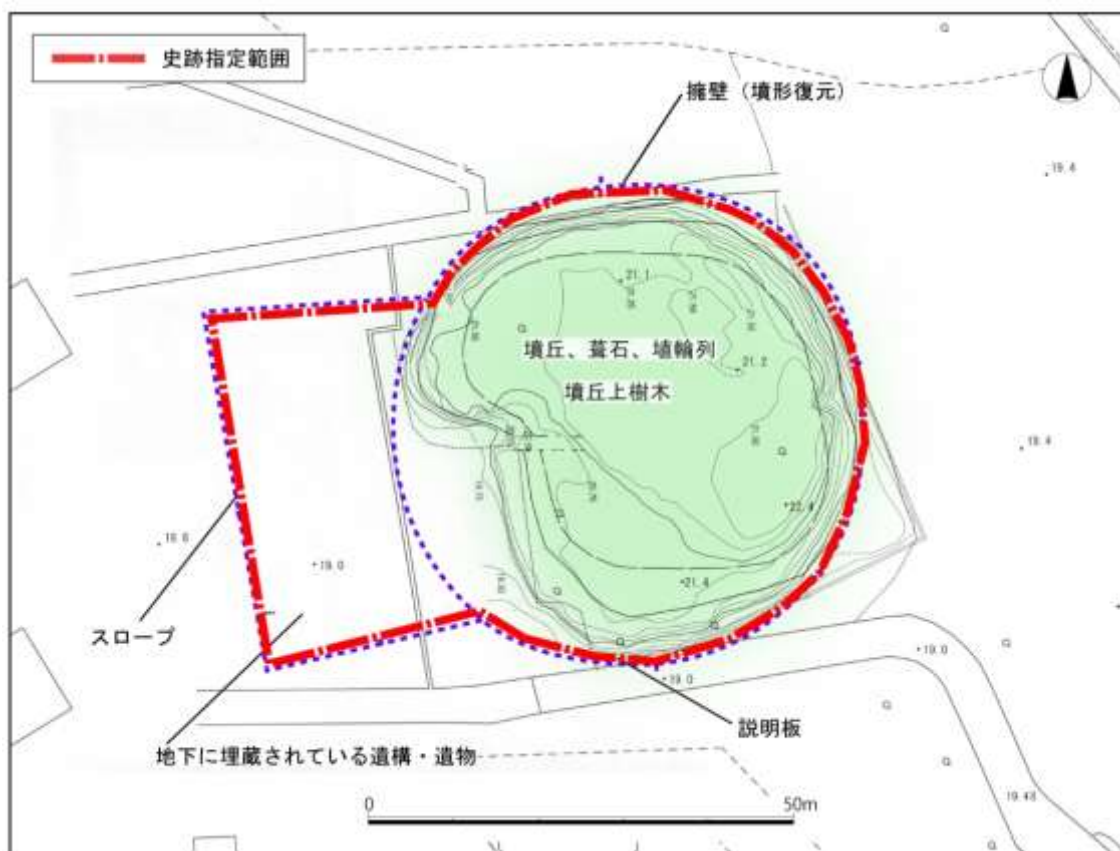
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、墳丘上地被類
		説明施設等	説明板
	管理施設	擁壁、縁石	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		墳丘、周濠	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪	

⑫善右エ門山古墳



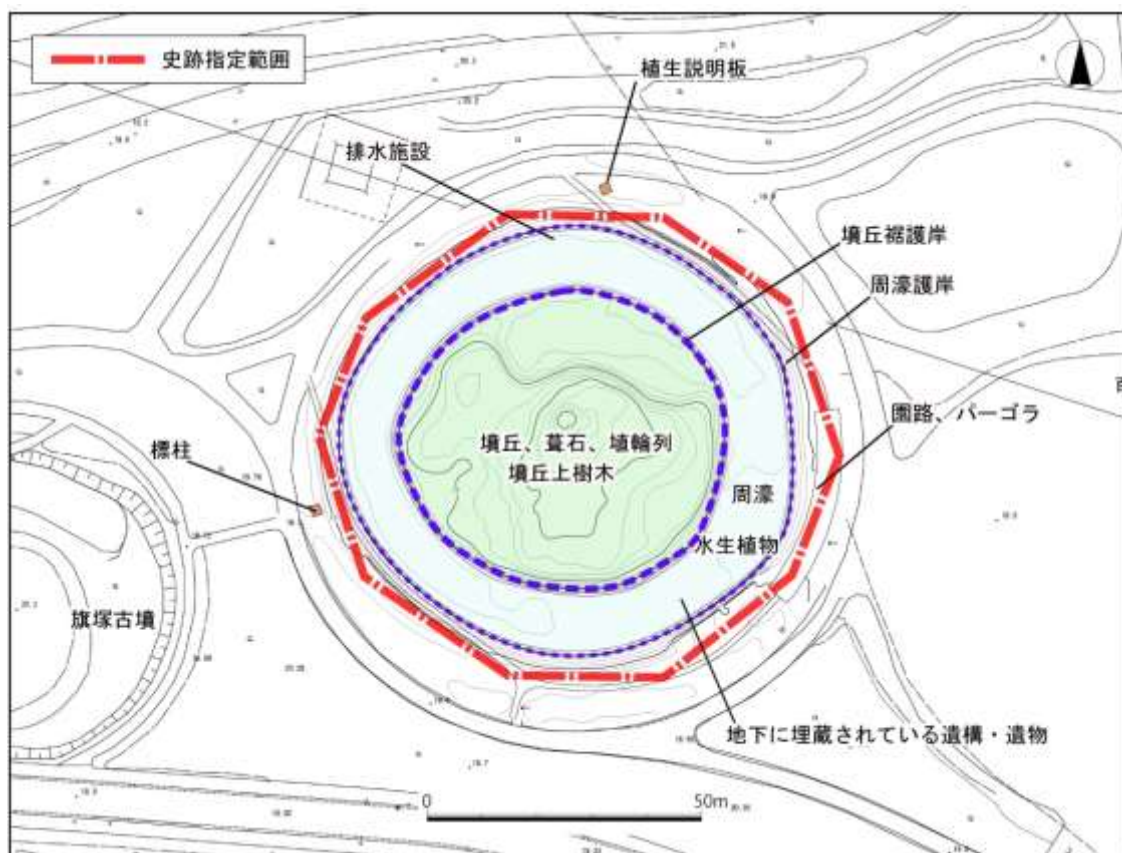
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	説明施設等 管理施設	説明板 フェンス、擁壁
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		いたすけ古墳、いたすけ公園	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、須恵器	

⑬ 銭塚古墳



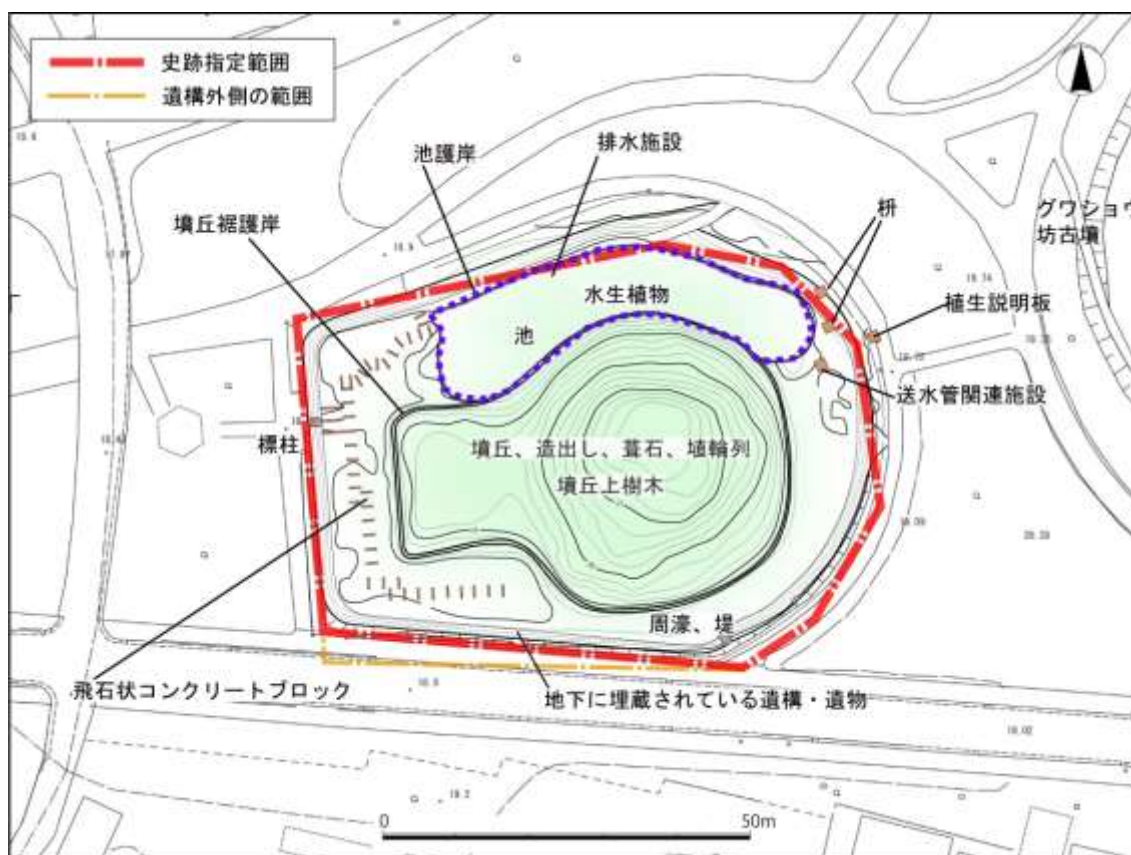
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	説明施設等	説明板
		管理施設	擁壁(墳形復元)
		工作物	
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		学校	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪	

⑭グワシヨウ坊古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、水生植物
		説明施設等	標柱、植生説明板
	管理施設	墳丘裾護岸、周濠護岸、排水施設	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	園路、パーゴラ
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		旗塚古墳、大仙公園	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、鉄製品	

⑮旗塚古墳



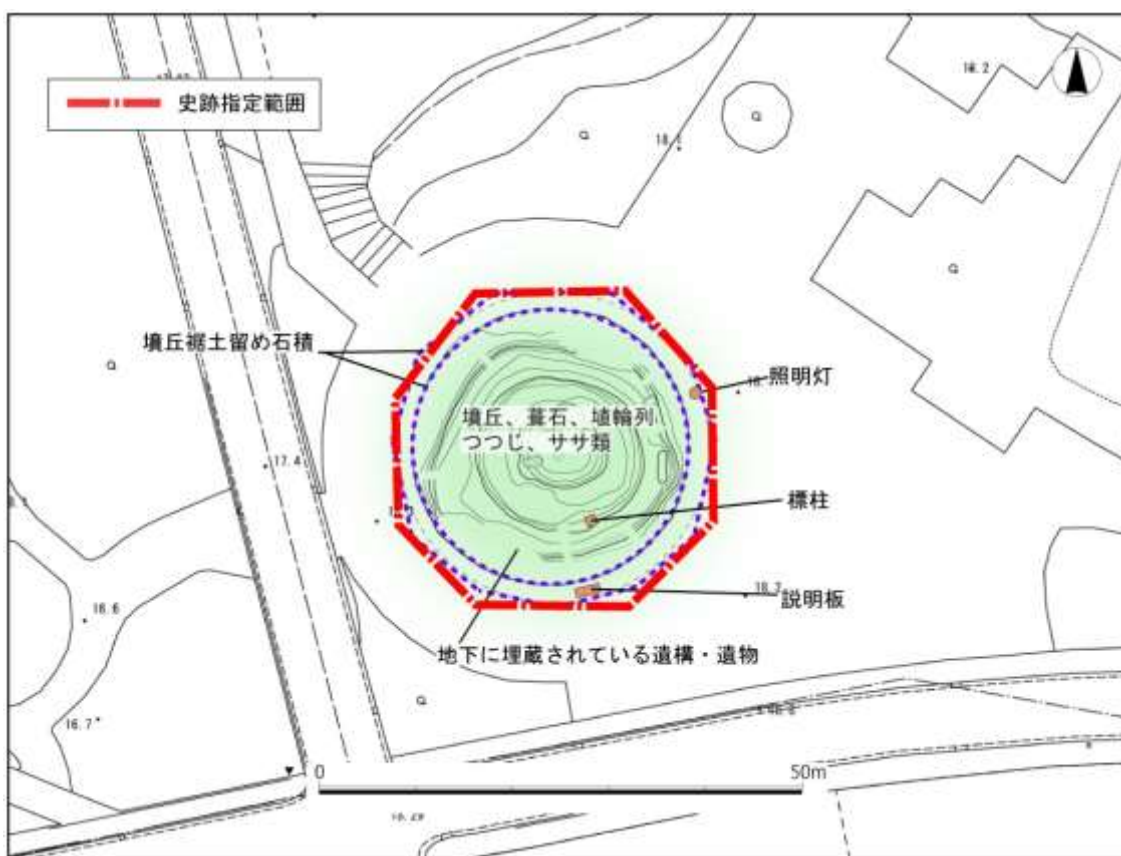
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、堤、造出し、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木、水生植物、植栽
		説明施設等	標柱、植生説明板
	管理施設	墳丘裾護岸、池、池護岸、 升、送水管関連施設、排水施設	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	飛石状コンクリートブロック(園路の基礎)
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		グワシヨウ坊古墳、大仙公園	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、形象埴輪、須恵器	

⑩寺山南山古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、周濠、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)外周溝 葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	墳丘上樹木
		説明施設等	
		管理施設	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	植生等	植栽
		工作物	公園残土、ネットフェンス、用水路跡 旧住宅フェンス、ブロック塀
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)、七観音古墳 大仙公園、七観山古墳跡展望台	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪、須恵器	

⑰七観音古墳



史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素		墳丘、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素	史跡に密接にかかわる諸要素	植生等	つつじ、ササ類、
		説明施設等	標柱、説明板
	管理施設	墳丘裾土留め石積	
	将来的に除却や移転を検討する諸要素	工作物	照明灯
史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素		履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 寺山南山古墳 大仙公園、七観山古墳跡展望台	
史跡の価値に関連する諸要素		円筒埴輪	



### 3. 地区区分

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。しかしながら、一方ではそこを所有し生活している住民が存在することも事実であり、住民生活もまた尊重されなければならない。したがって史跡の現状に変更が生じる場合には、文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。

一方、史跡の保護については、個々の史跡において状況が異なるため、統一的に管理することは難しく、古墳ごとに条件に対応する必要があるため、それぞれ地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施する。

そこで、史跡を構成する各古墳については、史跡指定地内は以下の2つの地区に区分し、それぞれ保存管理の方法及び現状変更の取扱い基準を定め、住民生活との調整を図りつつ保護を行う。

第1種地区： 史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や周堤の公有地部分。

第2種地区： 史跡指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、墳丘と周濠や周堤の主として私有地部分。

なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第1種地区として取扱う。

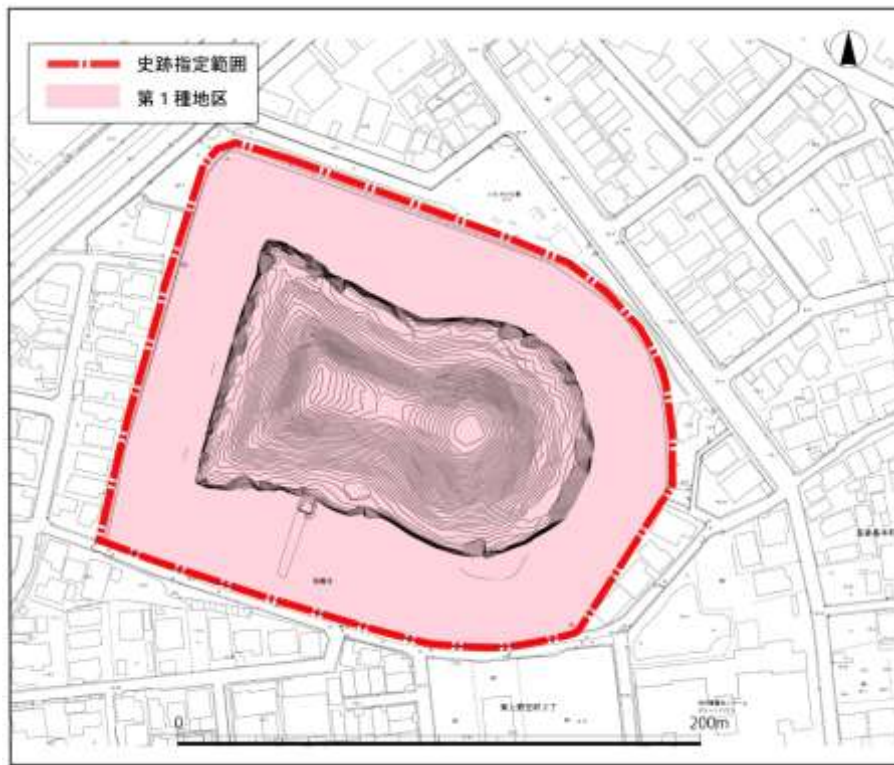
また、史跡指定地の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、第3種地区を設定する。

第3種地区： 周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区。今後、第3種地区の外側で、遺構の分布や保存状況などが判明した時点で周知の埋蔵文化財包蔵地とともに第3種地区の範囲拡大を図る。なお、鉄道などの施設で、史跡としての管理が困難な範囲については第3種地区から除外している。

善右エ門山古墳については、いたすけ古墳に付随する古墳であることから、一体的に管理することを目的に、古墳の東側敷地といたすけ古墳の堤の部分等を第3種地区とする。

また、史跡範囲に接する、公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携、協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努める。

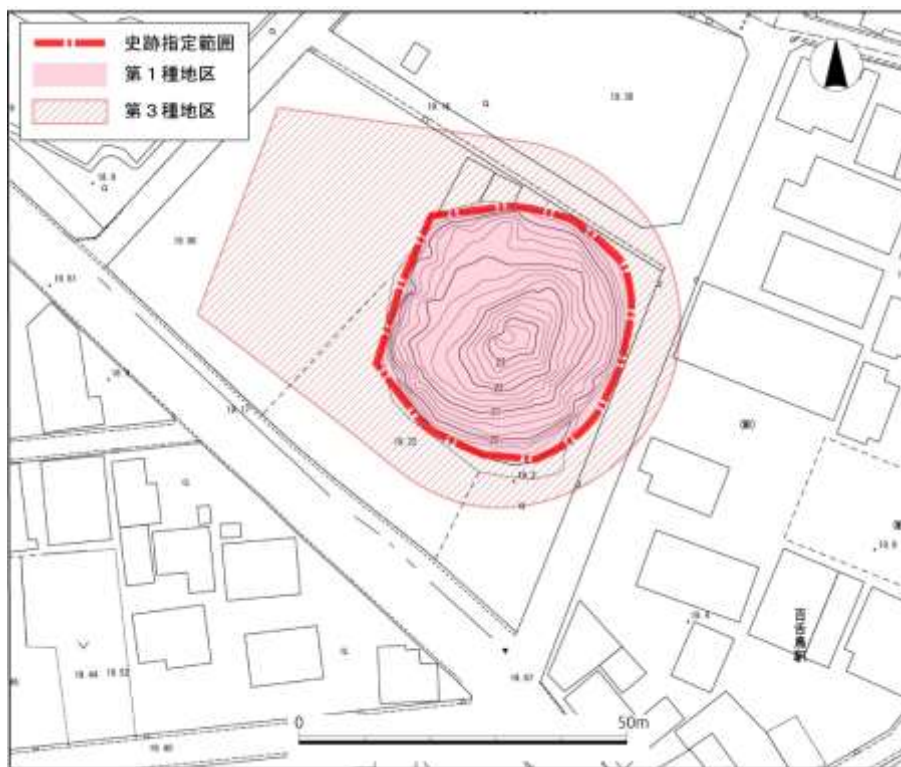
①いたすけ古墳



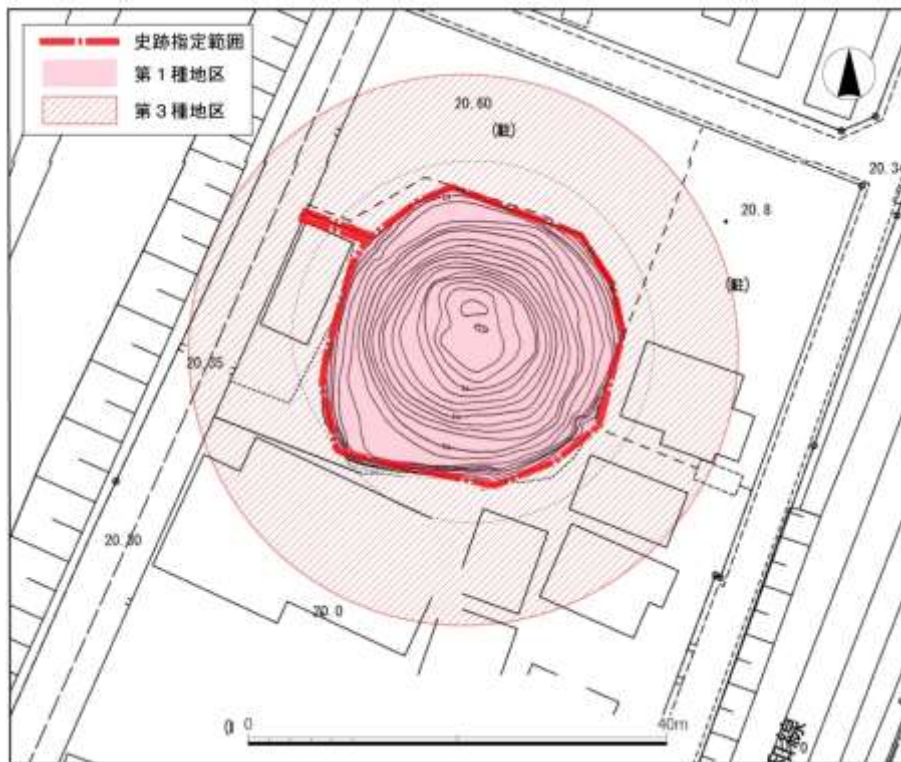
②長塚古墳



③收塚古墳



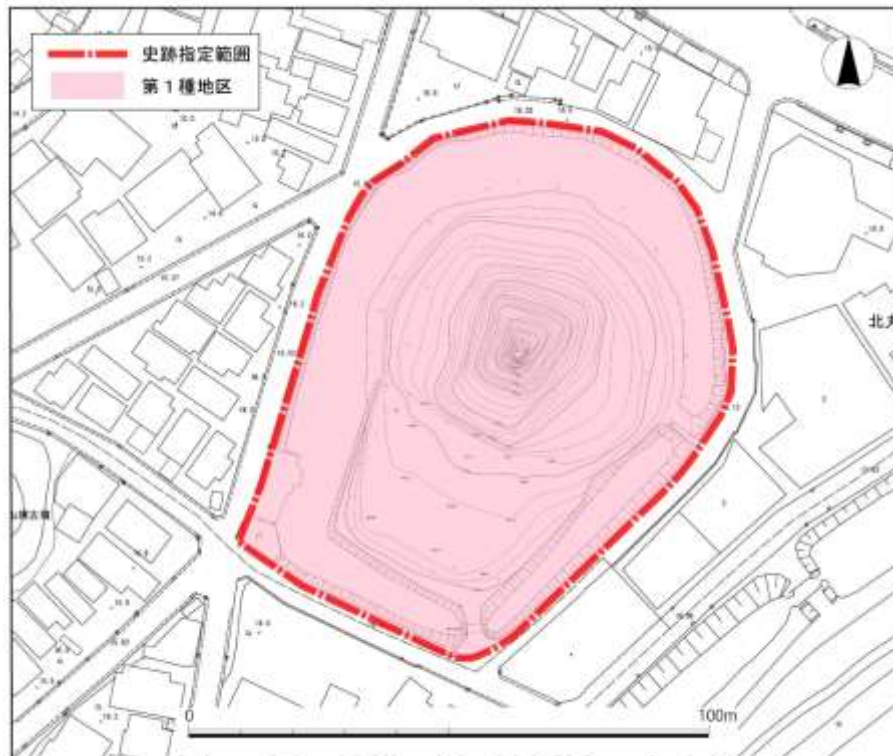
④塚廻古墳



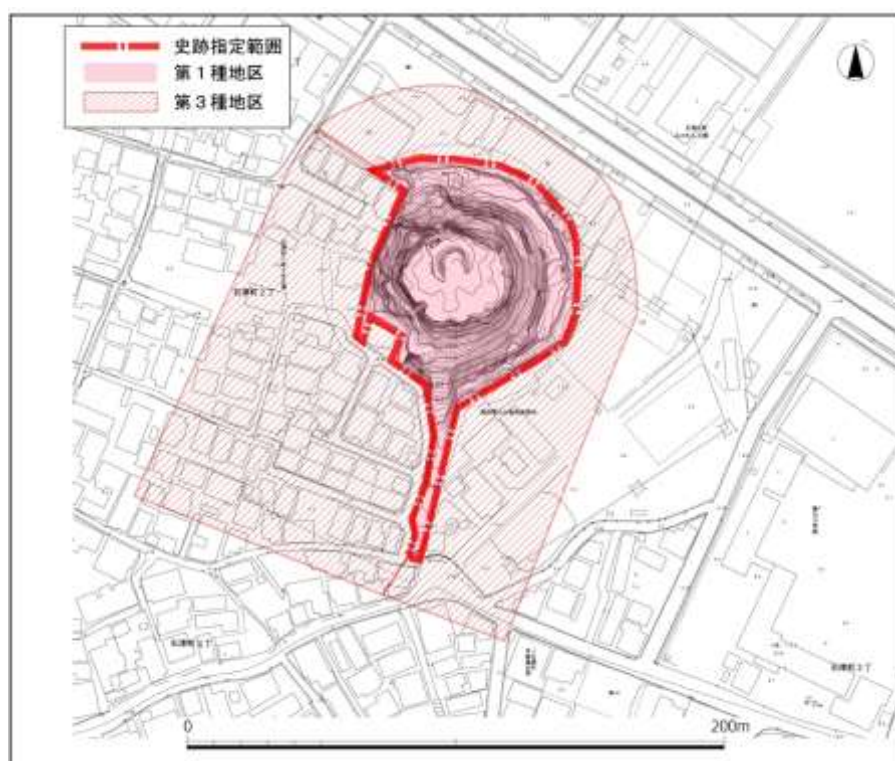
⑤文珠塚古墳



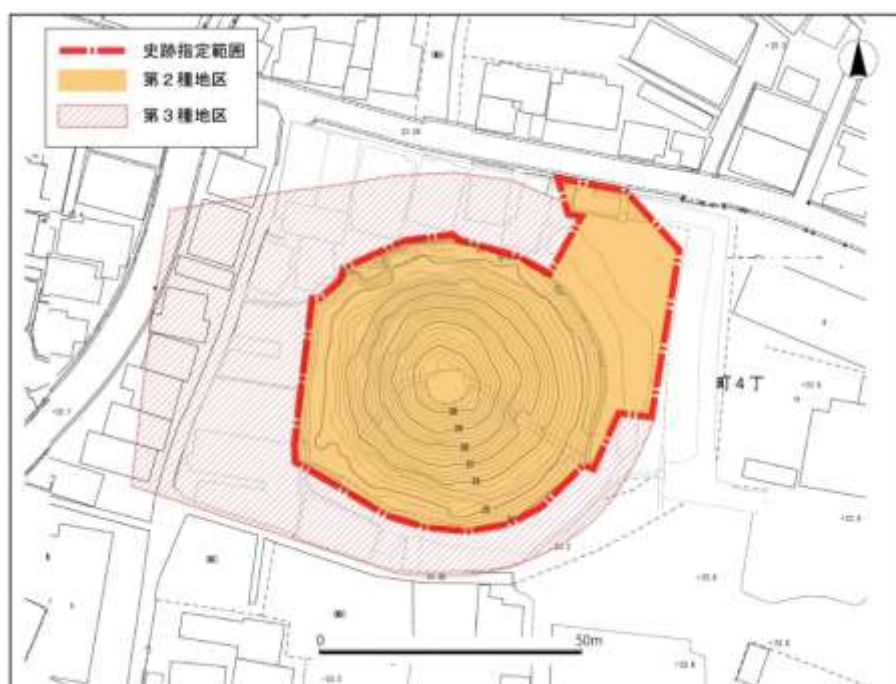
⑥丸保山古墳



⑦乳岡古墳



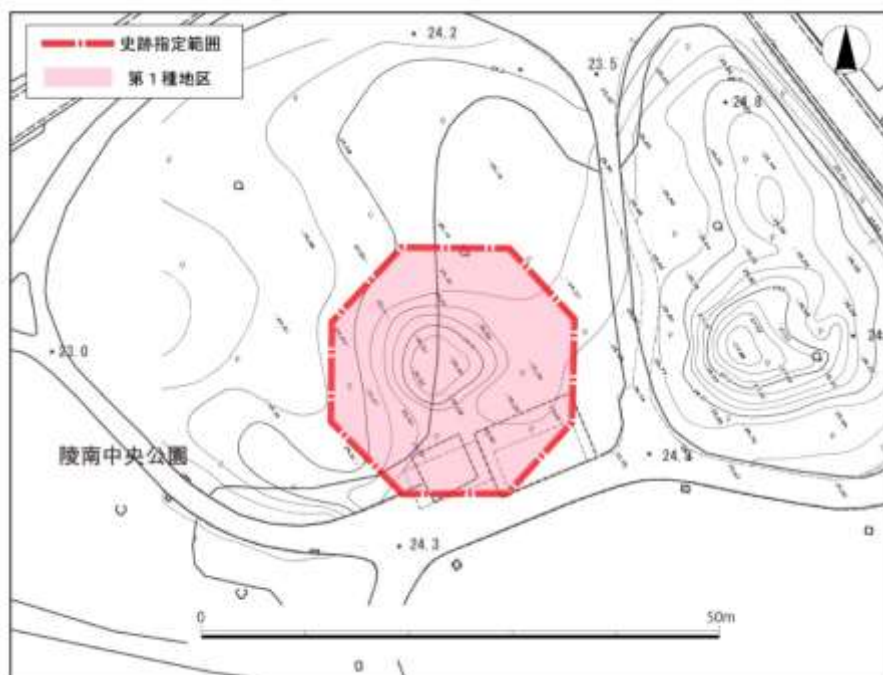
⑧御廟表塚古墳



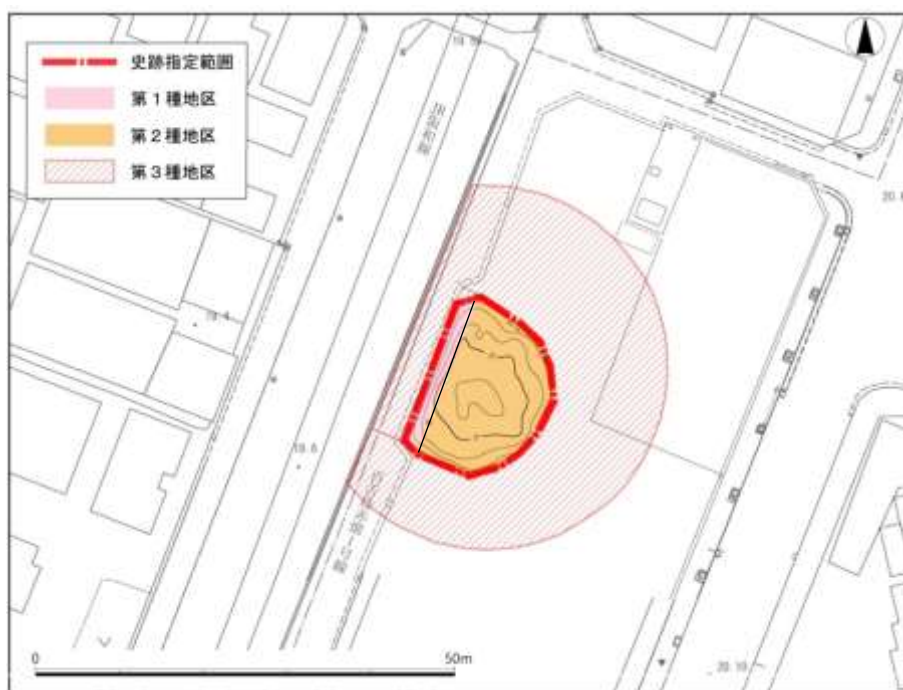
⑨ ドンチャ山古墳



⑩ 正楽寺山古墳



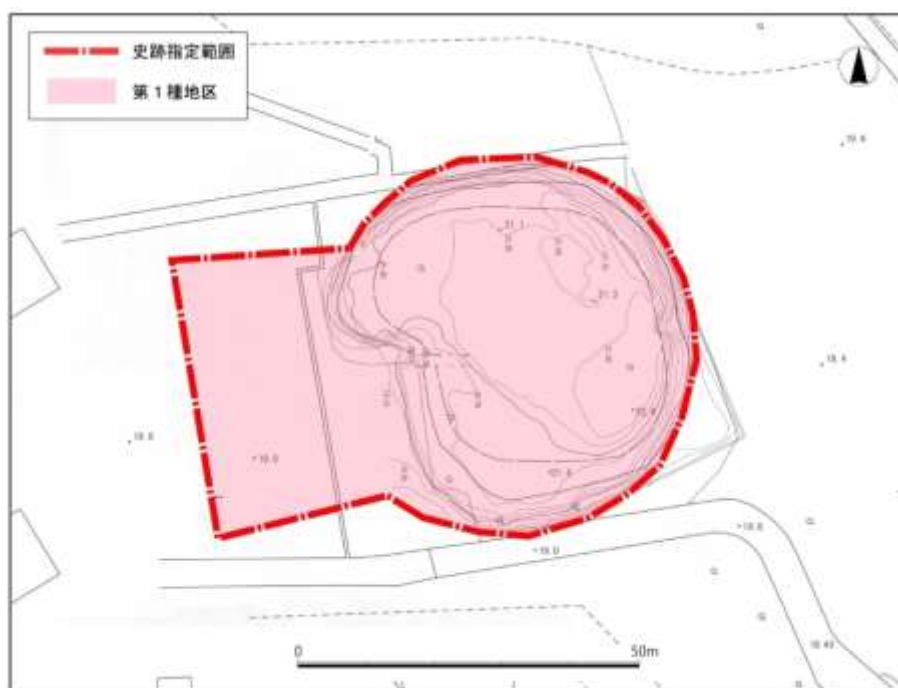
⑪鏡塚古墳



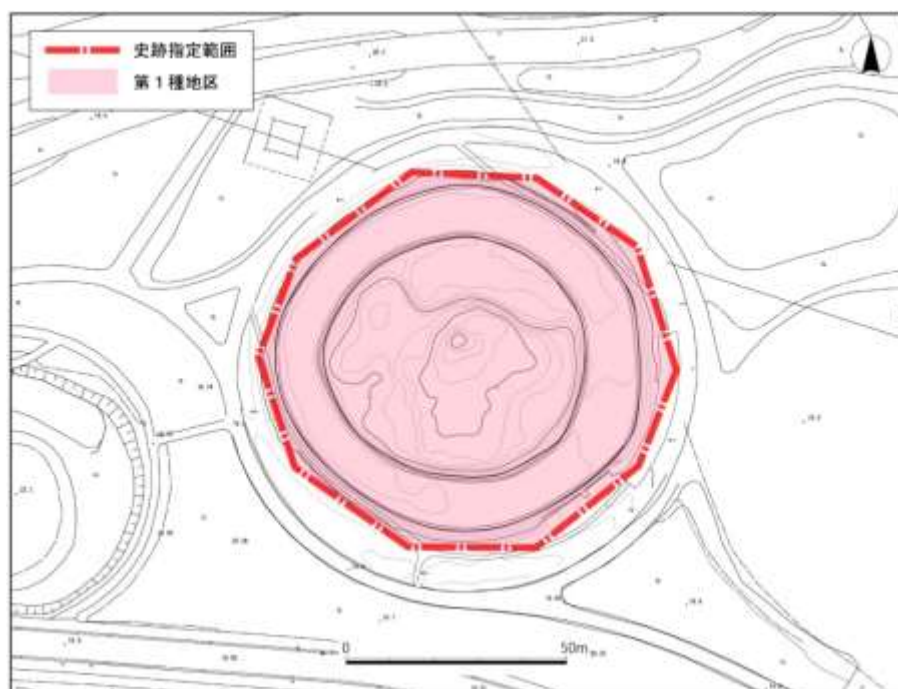
⑫善右エ門山古墳



⑬ 銭塚古墳

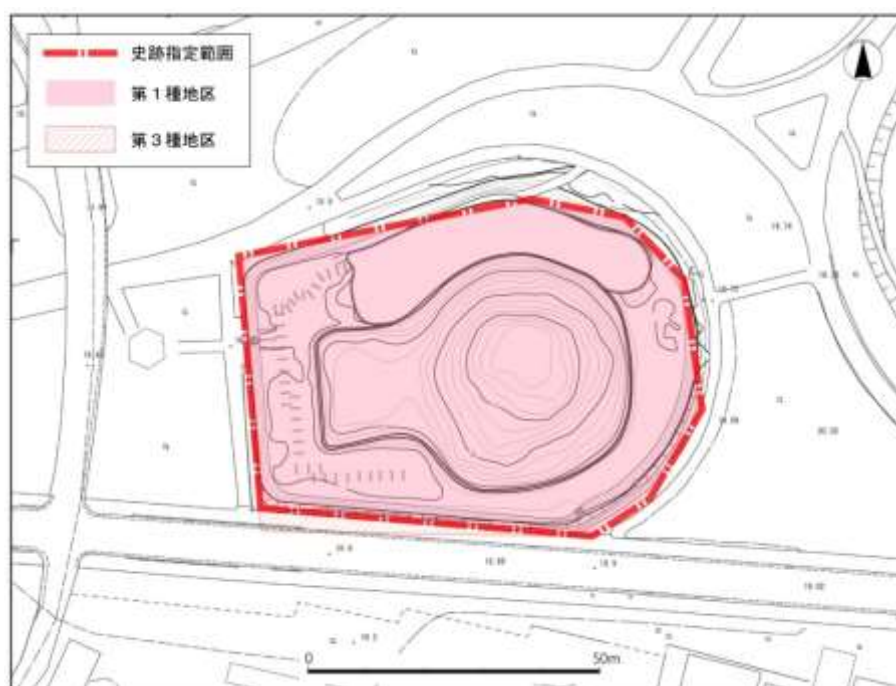


⑭ グワシヨウ坊古墳





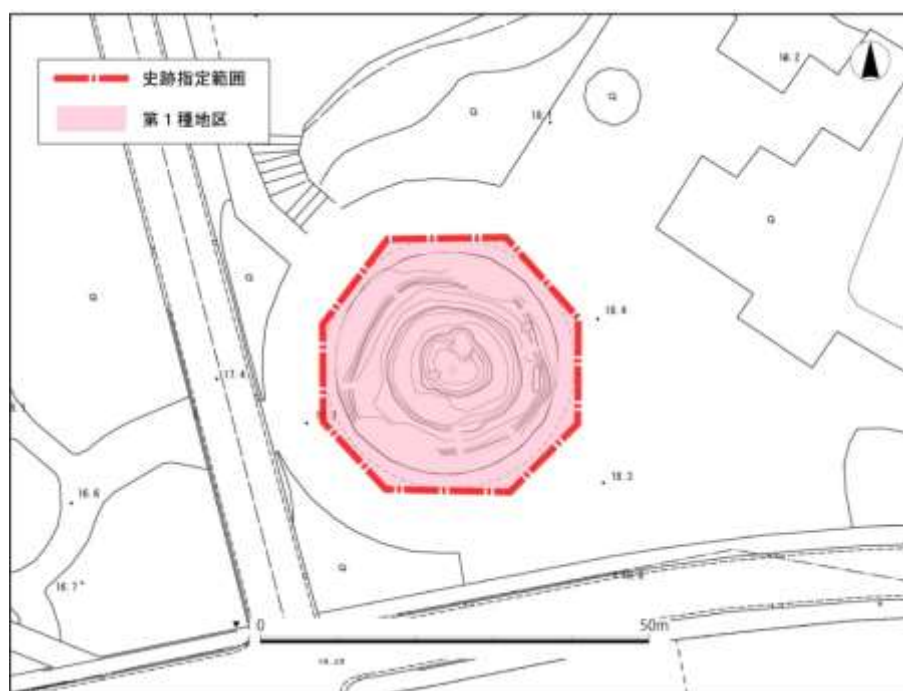
⑮旗塚古墳



⑯寺山南山古墳



⑰七観音古墳



#### 4. 保存管理の方法

##### (1) 地区ごとの保存管理

史跡百舌鳥古墳群を適正に保存し、次世代へ確実に継承するために、地理的に分かれた各古墳について、その特性に応じて、基本方針に基づいて適切な保存管理を行うとともに、隣接する古墳や古墳群の群として意識できるよう、保存管理を行う。

古墳ごとに異なる構成要素について基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。また、植生管理についても古墳ごとに基本方針を定めて保存管理を行う。

##### (2) 地区ごとの基本的保存管理（一般事項）

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡本来の価値に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 周濠 埋葬施設  地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地被類  フェンス 擁壁 護岸  標柱 説明板	史跡本来の価値を構成する諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行うとともに、史跡指定地の環境及び周辺と一体となった景観の保全を図る。  景観の向上に努める。  学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡がき損若しくは衰亡している場合には、必要に応じ、学術的調査の成果等を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。</li> <li>・樹木の根系などが史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。</li> <li>・防災等の対策にあたっては、極力、地形の変更を避けるものとする。</li> <li>・柵や擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑えかつ景観に配慮した工法をとるものとする。</li> <li>・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、その必要性和設置場所を十分検討するとともに、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行うものとする。</li> </ul>

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡本来の価値に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第2種地区	墳丘 周濠 埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地被類 フェンス 擁壁 護岸 標柱 説明板	<p>所有者の意思を尊重しながら、史跡として適切な保存管理を行う。</p> <p>景観の向上に努める。</p> <p>学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</p> <p>公有地となった場合は、第1種地区に基づいた保存管理を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡がき損若しくは衰亡している場合には、必要に応じ、学術的調査の成果などを踏まえて、適切な復旧・修理を行う。</li> <li>樹木の根系等が史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡への影響を最小限に抑えかつ景観に配慮した対策を検討する。</li> <li>防災等の対策にあたっては、極力、地形の変更を避けるものとする。</li> <li>柵や擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ景観に配慮した工法をとるものとする。</li> <li>地形等を維持し、環境の保全に努める。</li> <li>史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、その必要性と設置場所を十分検討するとともに、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行うものとする。</li> </ul>

### (3) 各古墳の保存管理

下記の各古墳の本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素については、史跡指定地内の現状と課題に応じ、一般事項に加え、各古墳の保存管理方針及び方法を下記のとおり定める。

#### ① いたすけ古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 周濠 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上地覆類 墳丘裾、外堤樹木 水生植物 標柱、説明板 周遊路表示板 ネットフェンス、門扉 周濠の護岸 樋（2か所）	学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。  史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒木が進行している竹林については、定期的に枯竹、老齡竹、倒伏竹の伐採を行う。</li> <li>竹の管理が困難な場合は、墳丘の流土防止を目的としたササ類などへの植生転換を検討する。</li> <li>周濠に残る橋脚は、古墳保存の経緯を示すモニュメントでもあり、当面は現状保存とするが、風化や劣化が進行し、公開に際して安全が確保できない場合や、遺構の保存に影響を及ぼす可能性が生じた場合には撤去も含めてその取扱いについて協議する。</li> <li>墳丘の裾は周濠の水位変化による変形などを確認し、洗掘が著しい場合には、水あたり部に適切な復旧・修理を行うとともに水位の調整を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。</li> <li>周濠の水質管理を行うため水質調査を継続的に行いつつ調査成果に応じた対策を講じるとともに異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。</li> </ul>

② 長塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 葺石、埴輪列 埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 蘚苔類 標柱、説明板 ネットフェンス、門扉	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・史跡境界を明確にし、遺構の保存に適さない仮設物や植生土嚢などは撤去する。</li> <li>・樹木や裸地部分での雨水により墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長し遺構を確実に保護する。</li> <li>・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>

③ 収塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地覆類 ササ類 標柱、説明板 ネットフェンス、門扉	学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、公開を前提とした保存管理を検討する。  史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木及び地覆類の適切な管理を行い、標柱などの明示を図る。</li> <li>・史跡指定地内に点在する公有化前からのコンクリート構造物などは撤去する。</li> <li>・コンクリート構造物などで、基礎を有するものについては、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。</li> </ul>

④塚廻古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 埋葬施設 埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地覆類 標柱、説明板 土留めブロック、ネットフェンス、門扉	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・周囲から見ることでできない位置にある史跡標柱は、道路側への移転による明示を検討する。</li> <li>・史跡境界を明確にする。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・住宅が近接しているため公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>

⑤文珠塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 蘚苔類 標柱（2基）、説明板 フェンス、門扉 植生マット 擁壁	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・削平跡による陥没は学術的調査の状況に応じて盛土などにより適切に墳丘の復旧を行う。</li> <li>・樹木や裸地部分での雨水により墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長し遺構を確実に保護する。</li> <li>・近隣への落葉対策として、墳丘上の樹木の林層改造を検討する。</li> <li>・墳丘と隣地民有地との比高差が大きい個所は、雨水などによる崩落の危険を回避するよう、適切な保護措置を図る。</li> <li>・住宅と近接しているため、公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>

⑥ 丸保山古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 周濠 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地覆類 標柱、説明板 ネットフェンス、門扉 管理用通路 宮内庁管理用柵	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・後円部墳丘の管理を行っている宮内庁と連携を図り、史跡として適切に保存する。樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・遺構の保存に適さないコンクリート構造物などは撤去する。</li> <li>・墳丘の裾は周濠の水位変化などによる変形などを確認し、洗掘が著しい場合には、適切な復旧・修理を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。後円部側は宮内庁と調整協議する。</li> <li>・水位の調整ができない周濠であるため、排水方法などを検討する。</li> <li>・周濠の汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。</li> <li>・工作物などで、基礎を有するものについては、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。</li> <li>・史跡の周囲に道路が接するため、来訪者の安全確保を考慮した公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>



⑦ 乳岡古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 石棺 埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地覆類 標柱、説明板 石製塔婆(4基) ネットフェンス、門扉 階段、擁壁 石棺保護モルタル 土留めブロック	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・史跡指定地内に点在する公有化前に使用されていた井戸や配管などは、撤去を行う。</li> <li>・上記の工作物などで、基礎を有するものについては、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。</li> <li>・遺構の保存に適さない仮設物などは撤去する。</li> <li>・樹木及び地覆類の適切な管理を行うとともに、古墳に適さない植栽などは伐採を行い、史跡としての良好な景観形成を検討する。</li> <li>・史跡指定地内に設置されている電柱やワイヤーについては史跡指定地外への移転を検討する。</li> <li>・墳丘の急傾斜地については、現況の把握を行い、変位が生じている場合は、保存のための措置について検討する。</li> <li>・史跡指定地内にある石製塔婆などについては指定文化財も含まれており、当面は現状保存とし、適切な場所での保存が可能となった時点で移転などもあわせて検討する。</li> <li>・周囲に住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>

⑧ 御廟表塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第2種地区	墳丘 周濠 葺石、埴輪列 埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 説明板 木柵、擁壁 防草シート 木製縁石(周遊路)、園路 木製階段	所有者の財産権及び意思を尊重しながら、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。 公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・周濠については学術的調査により範囲を確認したうえで遺構表示の方法を検討する。</li> <li>・墳丘上にある園路の丸太などは、保存整備の方向性を踏まえて再整備を検討する。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・竹林については、定期的に枯竹、老齡竹、倒伏竹の伐採を行う。</li> <li>・墳丘の裾は周濠の水位変化による変形などを確認し、洗掘が著しい場合には、適切な復旧・修理を行う。</li> <li>・周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。</li> <li>・史跡整備については、公有化以後に実施する。</li> <li>・住宅と近接しているため、公開範囲や方法を検討する。</li> </ul>

⑨ ドンチャ山古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。公園施設（園路・物置）の移設や撤去などを検討する。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・古墳の公開に際して、説明板など公開に必要な施設を設置するなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・正楽寺山古墳とともに陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

⑩ 正楽寺山古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 埋葬施設 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ保存措置を講じる。公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・古墳の公開に際して、説明板など公開に必要な施設を設置するなど、公開手法を検討する。</li> <li>・ドンチャ山古墳とともに陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

⑪ 鏡塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区・第2種地区	墳丘 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 墳丘上地覆類 説明板 擁壁、縁石	所有者の財産権及び意思を尊重しながら、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・商業施設駐車場内に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。</li> <li>・史跡整備については、公有化以後に実施する。</li> <li>・公有化部分は、関係部局と連携して同古墳の保存管理を行う。</li> </ul>

⑫ 善右エ門山古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第2種地区	墳丘 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 説明板 フェンス、擁壁	所有者の財産権及び意思を尊重しながら、史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  可能な限り公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・老人養護施設敷地に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木を間伐し、墳丘土の流入を防止するよう植生マットなどで下草の育成を助長する。</li> <li>・史跡整備については、公有化以後に実施する。</li> </ul>

⑬ 銭塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 説明板 擁壁(埴形復元)	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・学校敷地にあり、施設に配慮した公開手法を検討する。</li> <li>・説明板・標柱石の設置場所を工夫するなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・樹木などの適切な管理を継続する。</li> </ul>

⑭ グワシヨウ坊古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘 周濠 葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 水生植物 標柱、植生説明板 墳丘裾護岸、周濠護岸、排水施設	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木の間伐を行う。</li> <li>・公園施設(園路・パーゴラ)の移設や撤去などを検討する。</li> <li>・古墳の公開に際しては、説明板の設置を行うなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・周濠の水質管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。</li> <li>・旗塚古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

⑮旗塚古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	墳丘、周濠、堤、造出し、葺石、埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘上樹木 水生植物、 標柱、 植生説明板 墳丘裾護岸、 周濠護岸 池、升、送水管 関連施設、 排水施設	史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。  公開を前提とした保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木の間伐を行う。</li> <li>・公園施設（飛び石状コンクリートブロックなど）の移設や撤去などを検討する。</li> <li>・古墳の公開に際しては、説明板の設置を行うなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・池の水質管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。</li> <li>・グワショウ坊古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

⑩寺山南山古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	<p>墳丘、周濠</p> <p>履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 外周溝、葺石、埴輪列</p> <p>地下に埋蔵されている遺構・遺物</p>	<p>墳丘上樹木</p>	<p>史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。</p> <p>公開を前提とした保存管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・史跡指定地内に点在する公有化前からの旧住宅フェンス、古墳の周囲に置かれた公園残土などは撤去する。</li> <li>・撤去する構造物のうち基礎を有するものについては、遺構の有無を確認したうえで撤去を図る。</li> <li>・樹木による墳丘の痛みが著しいため、樹木の間伐を行う。植栽についても、撤去、間伐を検討する。</li> <li>・古墳の公開に際しては、説明板の設置を行うなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・七観音古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

⑪七観音古墳

	史跡本来の価値を構成する諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	保存管理の基本方針	保存管理の方法
第1種地区	<p>墳丘</p> <p>葺石、埴輪列</p> <p>地下に埋蔵されている遺構・遺物</p>	<p>つつじ、ササ類</p> <p>標柱、説明板</p> <p>墳丘裾土留め石積</p>	<p>史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素の保全を図るため適切な保存管理を行う。</p> <p>公開を前提とした保存管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘については学術的調査の成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。</li> <li>・つつじ等の植栽の適切な管理を行う。</li> <li>・復元、整備の際には、植栽の方法や樹種選定の見直しを行うなど、公開の手法を検討する。</li> <li>・寺山南山古墳とともに大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。</li> </ul>

#### (4) 植生管理

##### ① 共通事項

植生や植栽の管理は、史跡指定地における維持管理の主要を占める重要な行為であるため、その内容について示すこととする。

史跡指定地内に生育する樹木は、落葉広葉樹が主体をなす古墳（長塚古墳、収塚古墳、塚廻古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、御廟表塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳）、開発などで伐採が行われ、植生が変化した古墳（いたすけ古墳、乳岡古墳、鏡塚古墳、善右エ門山古墳、銭塚古墳、寺山南山古墳）、公園整備によりつつじが植栽された古墳（七観音古墳）など様々な植栽状況を示している。これらの古墳の墳丘上樹木のうち、マツやシヤシャンボが枯れているケースがみられ、植生に変化が生じている。

植生管理については、計画的な伐採がなされず現在に至っているため、高木化が進んでいるものが少なくない。このため墳丘表面の下草の生育が妨げられ、墳丘土の崩壊が進展するとともに、樹木の根系の侵入により、墳丘や葺石などの遺構の破壊が認められる。また、収塚古墳や文珠塚古墳などでは、高木のなかに立ち枯れているものもみられ、倒木の危険を有するものがある。更に、倒木の恐れがない樹木についても、枝ぶりにより景観を阻害しているものがあり、適宜剪定などにより墳丘の視認化を図る必要がある。

この他に、善右エ門山古墳では、特定外来生物の生育が確認された。

したがって、遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れのある場合、又は道路や建築物など、都市施設機能の安全性を脅かす恐れがある場合については、伐採や伐根、外来種の除去を含めた対策を検討する。さらに、必要に応じて剪定を実施し、墳丘の視認化を図る。

以下、史跡指定地全般に関わる植物の管理内容をア～ウに大別し、その方法について示す。

##### ア) 日常的な維持管理

- ・ 樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定、刈込みを実施する。
- ・ 草地では、高茎草本、つる植物、低木などが繁茂しないように、また、荒地雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取除草を実施する。
- ・ 史跡指定地の歴史性にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。更に、特定外来生物については、蔓延しないように適宜除去する。
- ・ 倒木が確認された場合には史跡指定地の風致の保護や災害回避の観点から、史跡外へ搬出することを原則とする。
- ・ 草本に混じり発生する実生の低木は、適宜伐採を行う。

##### イ) 危険木の除去

- ・ 幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし又は伐採を行う。
- ・ 主幹が著しく傾斜し、転倒の恐れがあると判断される樹木については、伐採を行う。



- ・落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。
- ・周濠の水による表土の流亡が著しく、根系が露出している樹木は伐採を行う。
- ・根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後に除去を行う。

#### ウ) 樹林管理

- ・樹林管理は、各古墳の植生調査の結果を踏まえて実施する。
- ・樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に択伐を行う。
- ・林床の低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、必要に応じて下草刈りを適宜実施する。
- ・竹林は根などの影響で墳丘や遺構が損壊を受けると判断される場合は、遺構の保存を前提に伐採・伐根を検討する。それ以外は現状以上に分布が拡大しないよう必要に応じて、間伐や辺縁部における伐採を行う。
- ・伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導のもとで実施する。

#### エ) 植栽

- ・修景や緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化などを目的として必要に応じて植栽を施す。
- ・植栽にあたっては、遺構の保存に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域の気候風土に適合した在来種の利用に努める。

#### オ) 伐採・剪定

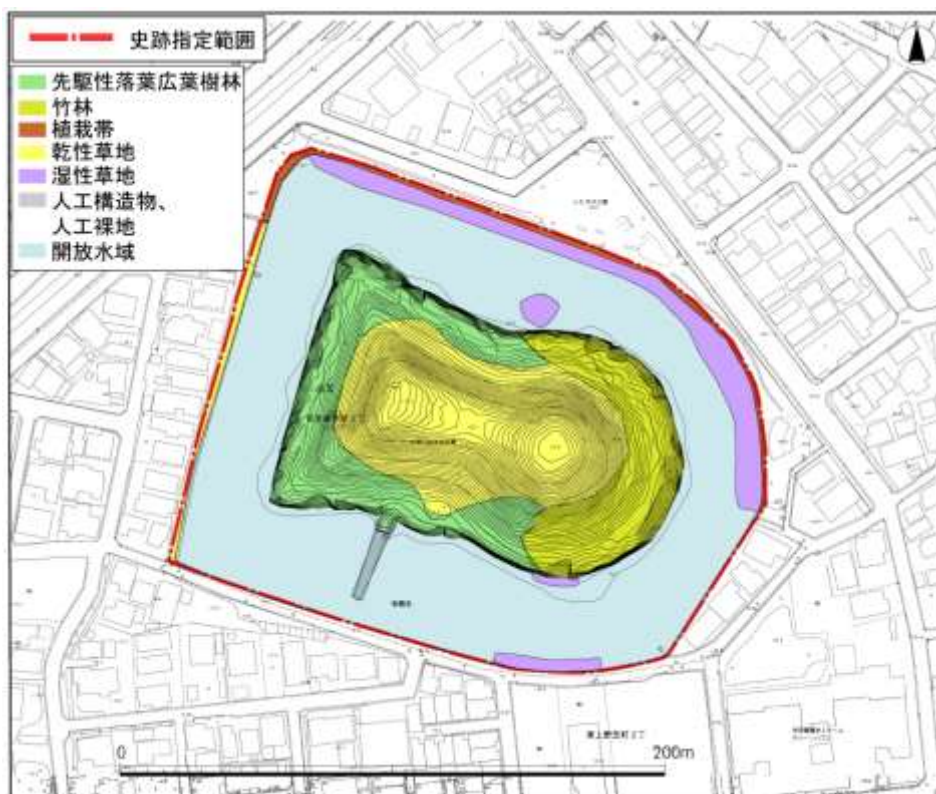
- ・樹木の高木化が進展することで、景観木となる良好な樹木の生育が認められず、林床植生が未発達な場合、墳丘遺構の保全を図るため墳丘樹木を伐採し下草の育成を助長し、墳丘の保存を図る。
- ・古墳群としての眺望景観の創出、墳丘の明示など百舌鳥古墳群及び古墳の特性を活かした特徴的な植生環境の実現のために、各古墳の植生調査の結果をもとに、方針を定め伐採・剪定など植生管理を実施する。

#### (5) 各古墳の植生管理

- ・他と異なる植生や生態系の要素を有している古墳は、一般的な植生管理に加えて、下記の管理を行い、景観や公開活用にふさわしい環境の創出を行う。

①いたすけ古墳

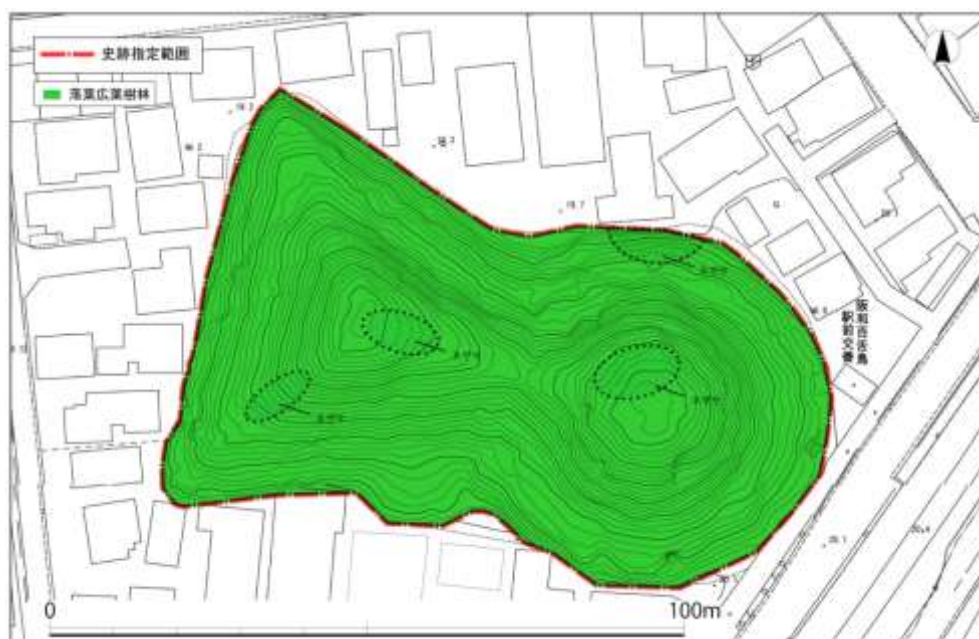
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上は、葛を主体とした草類が生い茂っている。</li> <li>・墳丘裾には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。樹木の大半が、水際の浸食により傾斜している。</li> <li>・後円部墳丘上には竹が繁茂している。</li> <li>・周濠には、ハスやヨシなどの水生植物がみられる。</li> </ul>	<p>墳丘上地被類</p> <p>墳丘裾、外堤樹木</p> <p>水生植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘裾、外堤の樹木の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘や外堤を痛める恐れのある傾斜木、竹などを除去して、保全に努める。</li> <li>・外堤樹木を剪定・伐採し、墳丘の形状が視認できるように修景を実施する。</li> <li>・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、古墳の視覚の阻害にならないよう、管理する。</li> </ul>



植生図

②長塚古墳

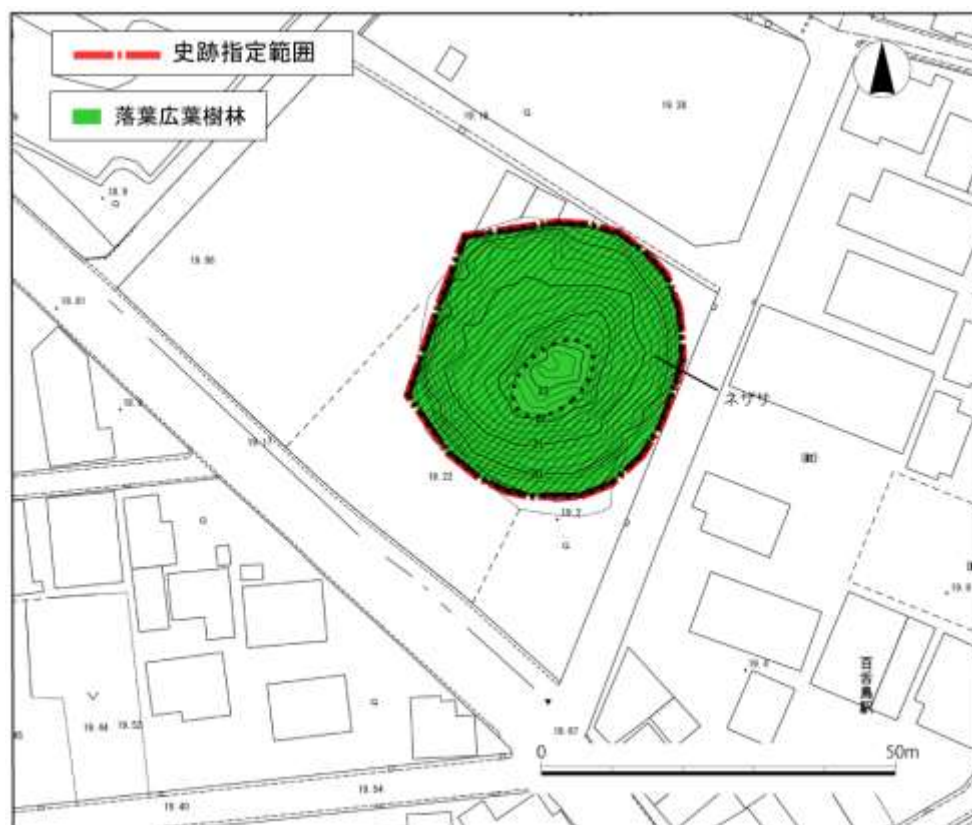
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹の高木を中心とした植生がみられる。</li> <li>・墳丘には一部ササ類の群落が見られるほか、墳丘裾に、サカキなどの植栽がみられる。</li> <li>・樹木の密度の低い部分で、盛土の流出がみられる。</li> </ul>	<p>墳丘上樹木 蘚苔類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・盛土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。</li> <li>・整備の際には、植栽の剪定・伐採を検討する。</li> </ul>



植生図

③収塚古墳

植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。樹木は高木の割合が高い。</li> <li>・墳丘には部分的にササ類の群落がみられ、墳丘の形状が認識しづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>墳丘上樹木</li> <li>墳丘上地被類</li> <li>ササ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木、枯損木の発生を防ぎつつ、遺構の保全を図る</li> <li>・墳丘の樹木、ササ類を除去して、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。</li> </ul>



植生図

④塚廻古墳

植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。樹木は高木の割合が高い。</li> <li>・樹木の密度の低い部分で、盛土の流出がみられる。</li> <li>・墳丘裾に、ビワなどの植栽がみられる。</li> </ul>	墳丘上樹木  墳丘上地被類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生の防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。</li> <li>・盛土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。</li> <li>・整備の際には、植栽の剪定・伐採を検討する。</li> </ul>



植生図

⑤文珠塚古墳

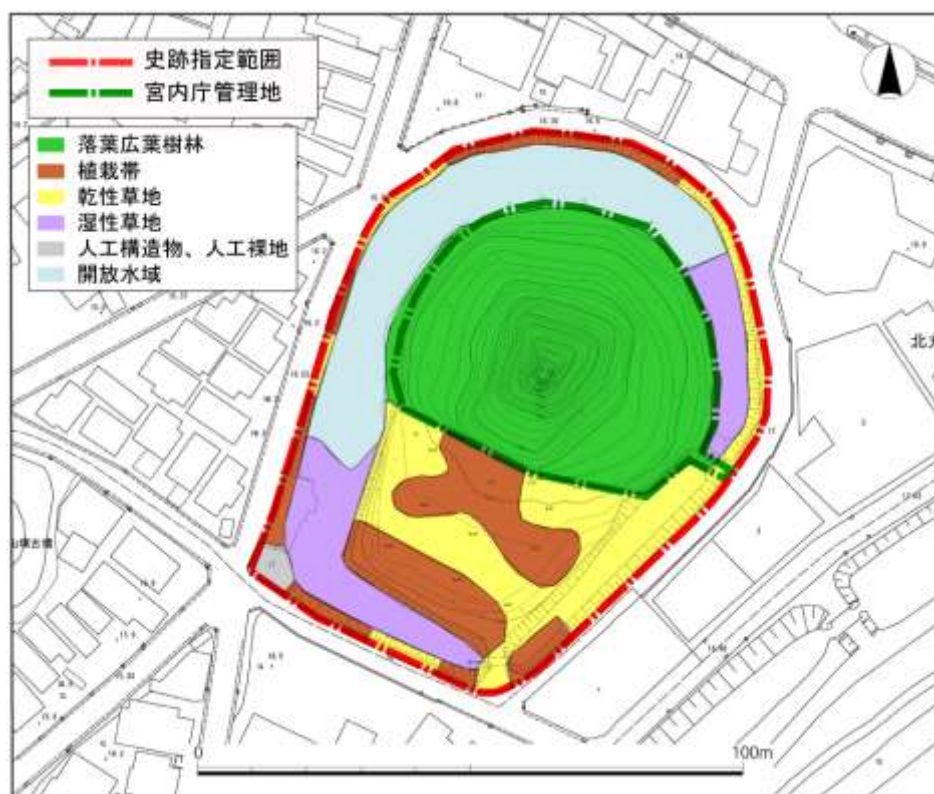
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。樹木は高木の割合が高い。</li> <li>・針葉樹（マツ）などの高木が立ち枯れており、倒木の恐れがある。</li> <li>・樹木の密度の低い部分で、盛土の流出がみられる。</li> </ul>	<p>墳丘上樹木</p> <p>蘚苔類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・既に立ち枯れている高木については、伐採を行い、倒木の防止を行う。</li> <li>・盛土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。</li> </ul>



植生図

⑥丸保山古墳

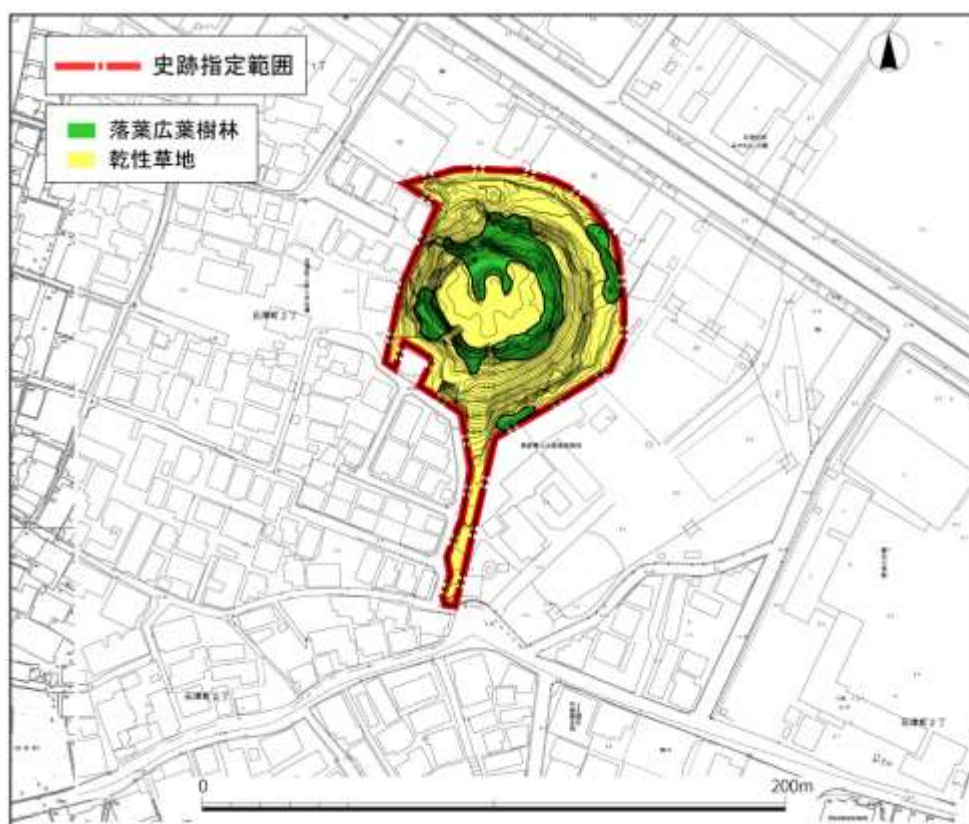
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後円部には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。</li> <li>・前方部の樹木の密度は低く、下草も生え、定期的な除草により、管理されている。</li> <li>・周濠には、ヨシなどの水生植物がみられる</li> <li>・前方部や堤の裾に、ウメなどの植栽がみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>墳丘上樹木</li> <li>墳丘上地被類</li> <li>水生植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内庁と堺市が協議や調整して適切な維持、管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内庁所管範囲の樹木については、必要に応じて、剪定の協議を実施したうえで、管理する。</li> <li>・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、古墳の視覚の阻害にならないよう、管理する。</li> <li>・整備の際には、植栽の剪定・伐採を検討する。</li> </ul>



植生図

⑦乳岡古墳

植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。樹木は高木の割合が高い。	墳丘上樹木 墳丘上地被類	・倒木、枯損木の発生を防ぎつつ、遺構の保全を図る。	・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。

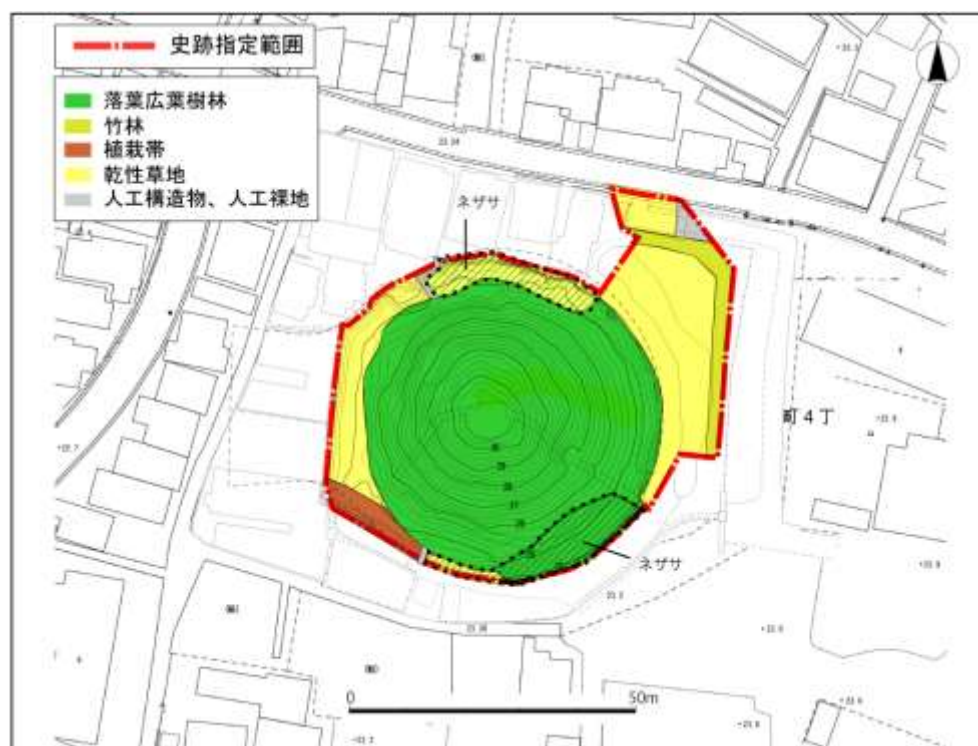


植生図



⑧御廟表塚古墳

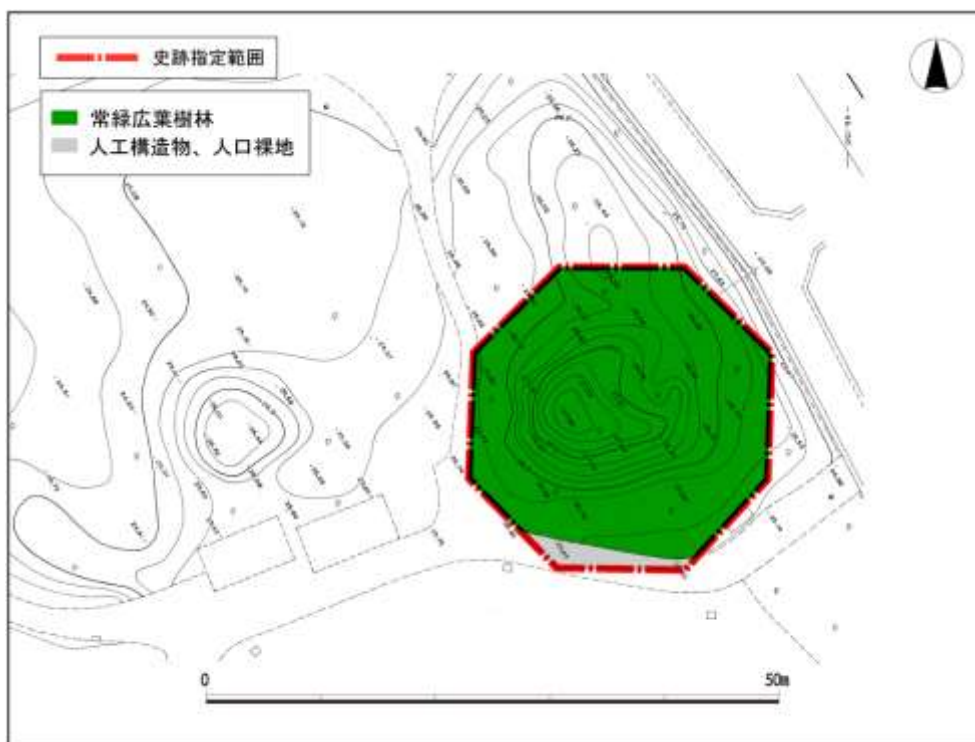
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後円部には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。</li> <li>・池の周辺には竹が繁茂している。</li> </ul>	墳丘上樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行う。</li> <li>・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・墳丘や濠を痛める恐れのある竹などを除去して、保全に努める。</li> </ul>



植生図

⑨ ドンチャ山古墳

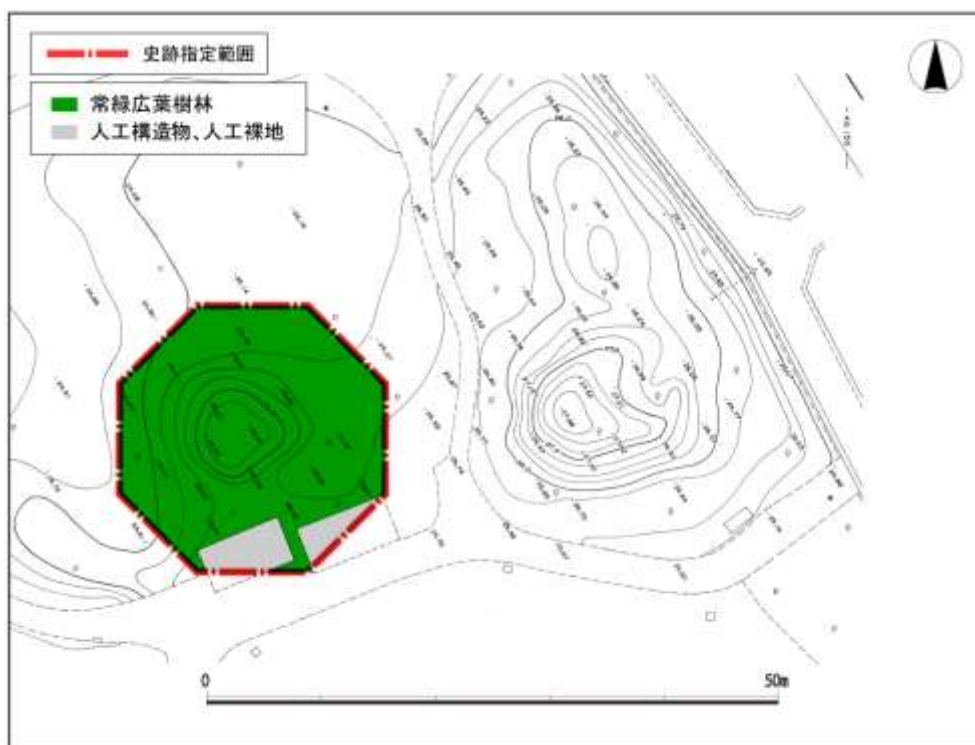
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられるが、密度は低い。</li> <li>・ 樹木の密度の低い部分で、盛土の流出がみられる。</li> </ul>	<p>墳丘上樹木</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・ 盛土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。</li> </ul>



植生図

⑩正楽寺山古墳

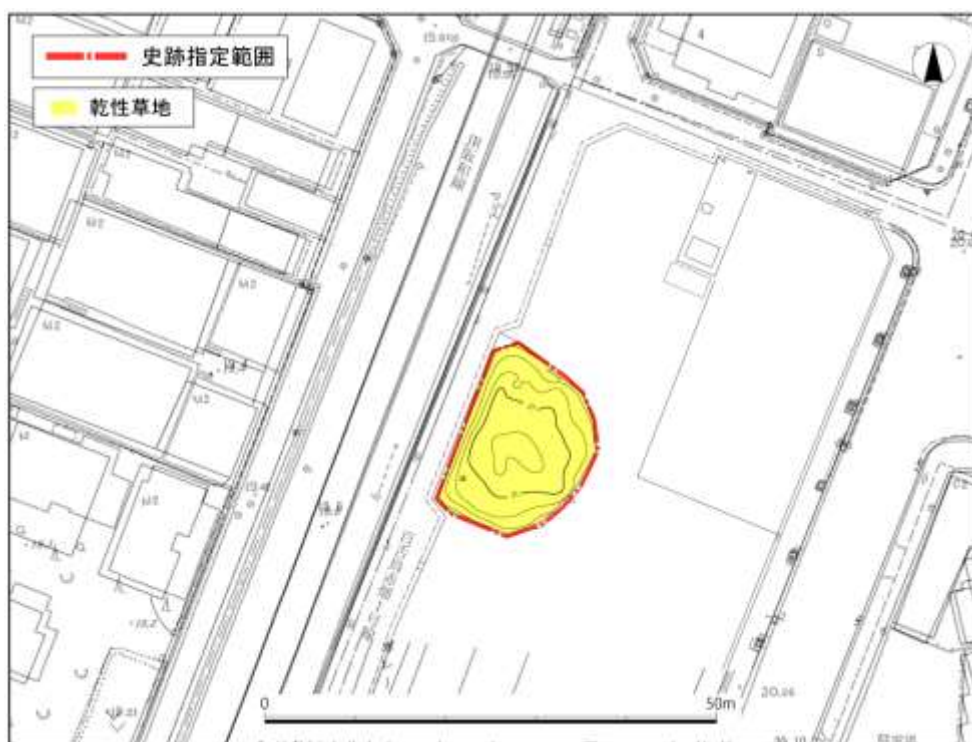
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられるが、密度は低い。</li> <li>・樹木の密度の低い部分で、盛土の流出がみられる。</li> </ul>	墳丘上樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・盛土の流出箇所には、植生マットをはるなどして、下草の育成を促進する。</li> </ul>



植生図

⑪鏡塚古墳

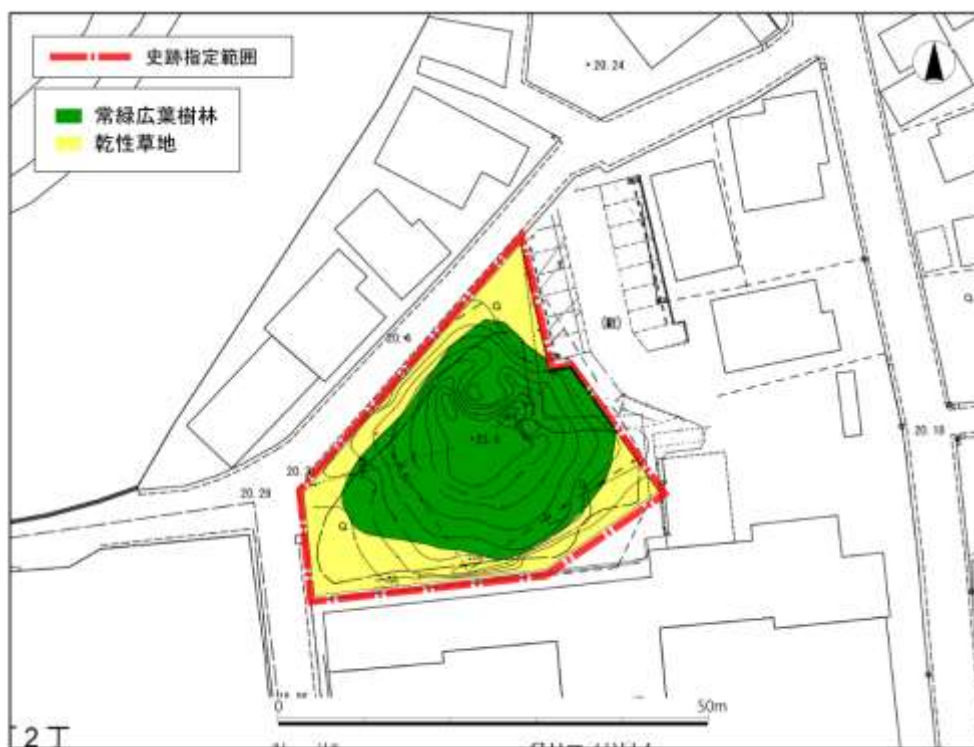
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられるが、密度は低い。</li> </ul>	墳丘上樹木 墳丘上地被類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> </ul>



植生図

⑫善右エ門山古墳

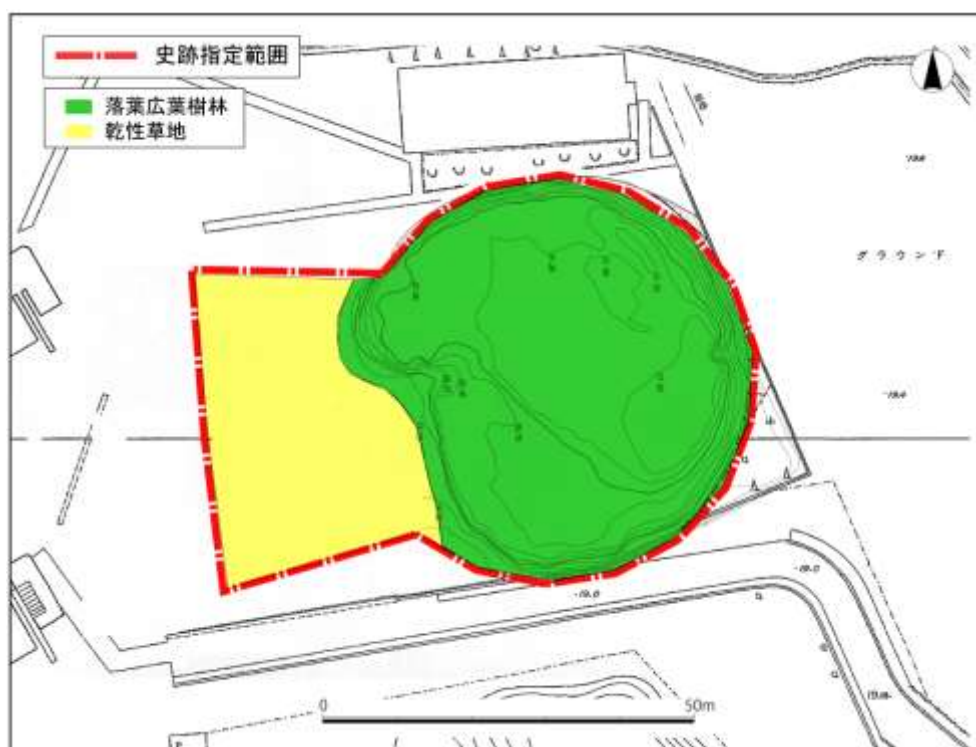
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。</li> <li>・特定外来生物の生育を確認。</li> </ul>	墳丘上樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行う。</li> <li>・特定外来生物は除去する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。</li> <li>・特定外来生物（ナルトサワギク）については、除去する。</li> </ul>



植生図

⑬ 銭塚古墳

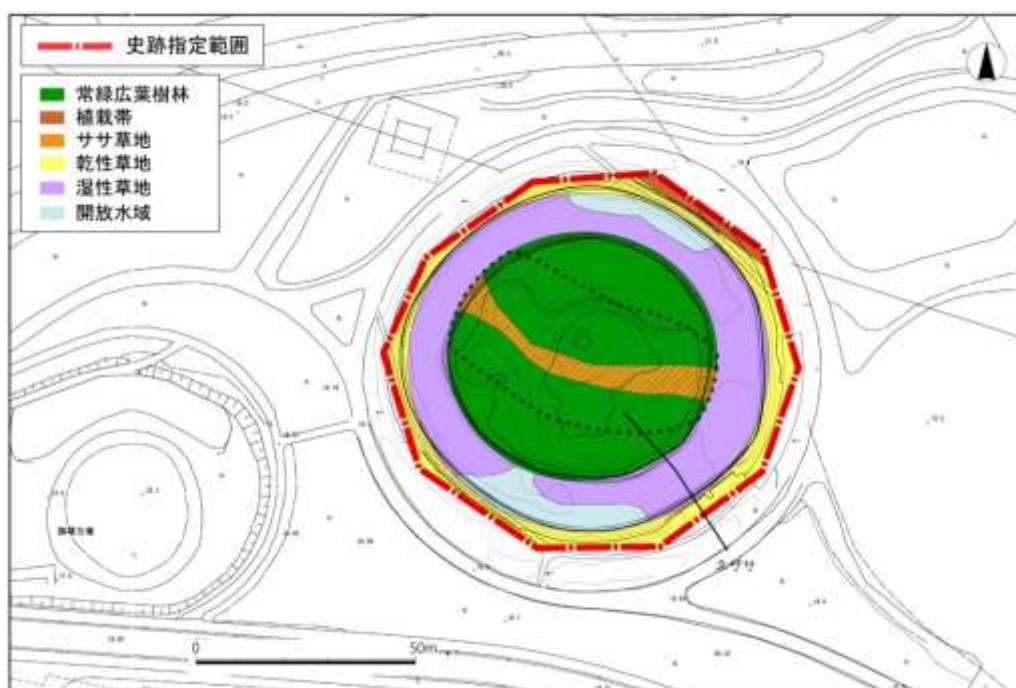
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生がみられる。	墳丘上樹木	・大阪府と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行う。	・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。



植生図

⑭グワシヨウ坊古墳

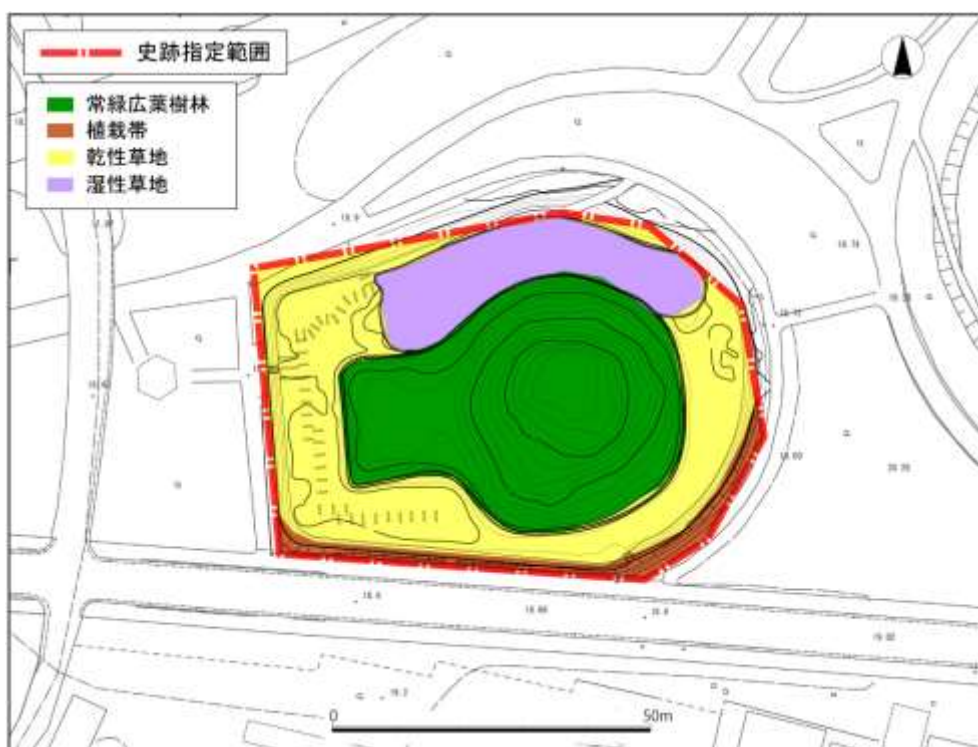
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生が繁茂し、墳丘の形状が認識しづらい。</li> <li>・周濠には、ヨシなどの水生植物がみられる。</li> </ul>	墳丘上樹木 水生植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘の樹木や水生植物の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、樹木の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。</li> <li>・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、古墳の視覚の阻害にならないよう、管理する。</li> </ul>



植生図

⑮旗塚古墳

植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<p>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生が繁茂し、墳丘の形状が認識しづらい。</p>	<p>墳丘上樹木 水生植物 植栽</p>	<p>・墳丘の樹木の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。</p>	<p>・必要に応じ、樹木の剪定を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。</p>

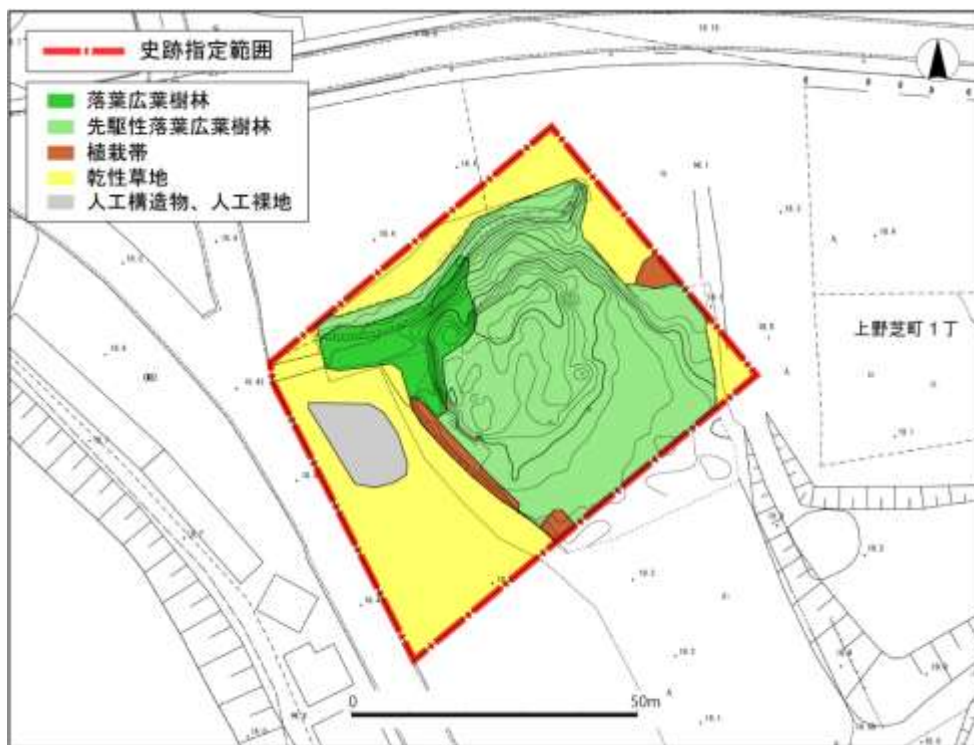


植生図



⑩寺山南山古墳

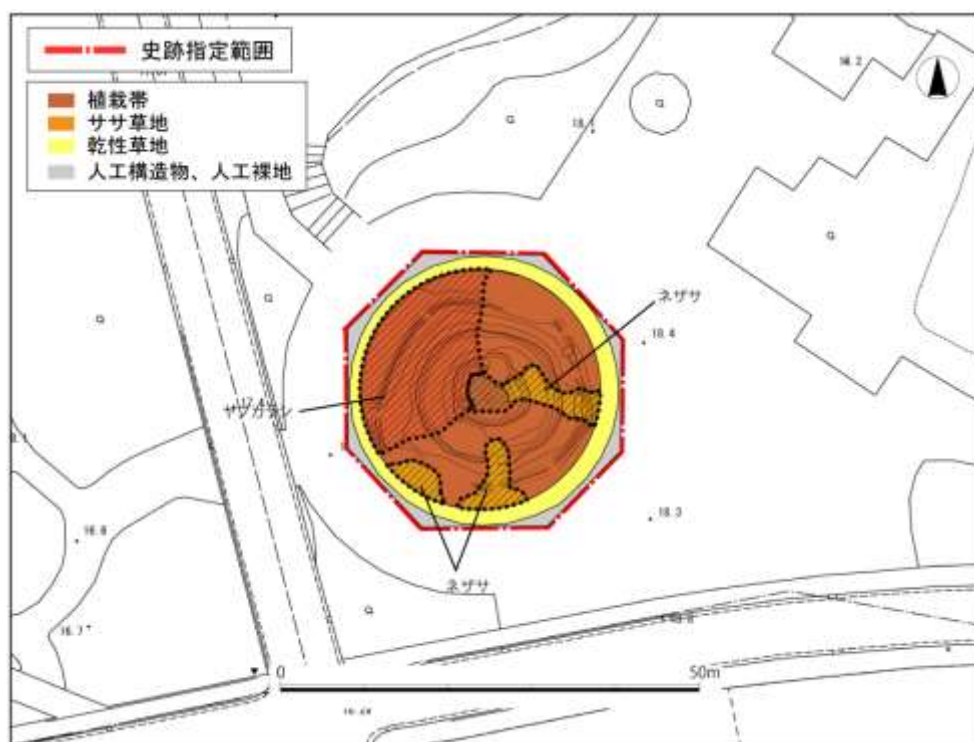
植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<p>・墳丘上には、落葉広葉樹を中心とした植生が繁茂し、また、ササ類が生い茂っているため、墳丘の形状が認識しづらい。</p>	<p>墳丘上樹木</p>	<p>・墳丘の樹木、ササ類、植栽の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。</p>	<p>・必要に応じ、樹木や植栽の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。</p>



植生図

⑰七観音古墳

植生の状況	本質的価値に密接に関わる諸要素	植生管理の基本方針	植生管理の方法
<p>・墳丘上にはつつじの植栽があり、最近は、ササ類の繁茂がみられる。</p>	<p>つつじ・ササ類</p>	<p>・関係部局と協議や調整して適切な維持、管理を行う。</p>	<p>大仙公園としてのつつじの植栽を尊重しつつ、整備の際には、植栽の方法を検討する。</p>



植生図

## 5. 現状変更の取扱い基準

### (1) 史跡の現状変更

史跡とは、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの（文化財保護法第2条）」として文部科学大臣によって指定されたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- ・建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）の新築、増築、改築、移転又は除去
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・上記のほか、史跡の現状を変更する行為で、条例で定めるもの

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し、実施しなければならない。事業主体は文化庁、大阪府教育委員会、本市教育委員会と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものについては、立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえたうえで、学識経験者などで構成される委員会を設置し、計画の検討を行うことが望ましい。

※建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第2条13号）。

- ・新築とは、新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
  - ①既存の建築と同一敷地内であること
  - ②既存の建築と用途が不可分であること
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならぬものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

(2) 現状変更には該当しない行為

史跡指定地内に行う下記の日常的な維持管理は現状変更には該当しない。

ア) 日常的な維持管理の行為

- ・ 濠、水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去）
- ・ 濠法面の清掃
- ・ 植生の日常的な手入れ(枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈りなどで、遺構に影響を及ぼす抜根や、景観を改変させる伐採は除く)
- ・ 街灯等の清掃、保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの塗り替え(同系色の塗装)

(3) 市による現状変更の許可が必要な行為

(1)に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取消し並びに停止命令を本市教育委員会が行う。

- ア. 小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却で、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの
- イ. 工作物の設置、改修若しくは除却で、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの  
工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・側溝・案内板・街灯、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転・保安に関する小規模な施設を含む
- ウ. 道路の舗装若しくは修繕で、土地の掘削、盛土、切土、道路幅員の変更など土地の形状変更を伴わないもの  
橋梁・道路の路面の補修、遊歩道の整備、道路に付帯する下水溝などの改修で、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更を伴わないもの
- エ. 史跡の管理に必要な小規模施設の設置、改修又は除去
- オ. 埋設されている電線、ガス管、水道管・下水管の改修で、規格、規模、位置の変更を伴わないもの
- カ. 史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の択伐で、抜根を伴わないもの

#### (4) 現状変更の取扱い

##### ①現状変更を認められない行為

史跡指定地内で行う下記の行為に対しては現状変更を認めない。

- ア. 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画に定められた基準に反する場合
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

##### ②許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条の「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

###### 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき
- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

###### 非常災害のために必要な応急措置（復旧など）

##### ③現状変更許可が必要な行為

(3)、(4)－②に示したものの以外の下記の行為については、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

- ア. 道路の管理のための修繕、改修工事で、土地の形状変更や色調の変更を伴うもの
- イ. 公園などの管理のための修繕、改修において、地形の改変、施設の撤去、移設、新設等を伴うもの
- ウ. 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転又は除去で、3 か月以内の期間を限って設置される土地形状の変更を伴わない小規模建築物を除く。
- エ. 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴うもの
- オ. 造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋め立てなどの地形の改変
- カ. 木竹の伐採及び抜根並びに新たな植栽で、史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の択伐を除く。
- キ. 地下埋設物の設置、撤去で、現状規模の範囲での改修を除く。
- ク. 建築物・工作物などの色彩の変更。
- ケ. 発掘調査及び保存整備。

コ. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為。

#### (5) 現状変更許可基準

保存管理の方法に基づき、(4)－③に示した現状変更の内容ごとに取り扱いを以下に示す。

史跡指定地内には、古墳に関わる遺構の他、公園や学校などの市民の生活に関わる施設、防災、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物、史跡指定地の利活用にも有効な公園、園路などの便益施設がある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観の影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取扱う。

##### ア. 道路の改修、新設など

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。

##### イ. 公園施設・便益施設の改修・新設など

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

##### ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除去

建築物の新築、増築、改築又は史跡指定地内における移転は、倉庫等の小規模な建築物を除いて原則認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めることもある。建築物の除去は、遺構に影響のないよう図ったうえで、認めるものとする。

##### エ. 工作物・土木構造物の設置・改修

防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

##### オ. 地形の変更

遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更を除き、墳丘や堤の削剥や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。

##### カ. 木竹の伐採・植樹

墳丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類や低木、枯損木の更新を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。

##### キ. 地下埋設物の設置・改修

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

##### ク. 建築物・工作物などの色彩の変更

建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

#### ケ．発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。

#### (6) 地区別の現状変更取扱基準

##### ①一般事項

現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、適切な管理をしていくために史跡百舌鳥古墳群に共通する現状変更の取扱基準を以下に示す。なお、次頁の表の下線の項目において「(3) 市による現状変更の許可が必要な行為」で示した行為を行う場合には、市による現状変更の取扱い基準に適用する。

第3種地区については、既存の文化財保護法による埋蔵文化財の調査や都市計画法による用途の制限等など他の法令、条例に準ずる。

地区区分 現状変更等	第1種地区	第2種地区	特記事項
ア、道路の改修、新設など	○公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは認める1)。	同左	1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
イ、公園施設・便益施設の改修・新設など	○史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは認める2) ×新設は原則として認めない。	同左	2) 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図ったうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
ウ、建築物の新築、増築、改築、移転又は除去	×新築、増築、改築又は史跡指定地内における移転は、原則として認めない。 ○除去は認める3)	×新築、増築、改築又は史跡指定地内における移転は、原則として認めない。 ○簡易な建築物の新設、増設、改修、移転は認める。4) ○除去は認める3)	3) 除去は、遺構に影響のないよう図ったうえで、認めるものとする。 4) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認めるものとする。
エ、工作物・土木構造物の設置・改修	○防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。	同左	5) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
オ、地形の変更	×原則として認めない。6)	同左	6) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
カ、木竹の伐採・抜根、植樹	×原則として認めない。7)	同左	7) 墳丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類や低木は認める。 枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木の伐採及び更新は認める。
キ、地下埋設物の設置・改修	○公共・公益上必要な地下埋設物は、認める。8)	同左	8) 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク、建築物・工作物などの色彩の変更	×原則として認めない。9)	同左	9) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
ケ、発掘調査及び保存整備	○遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。 10) ○学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)	同左	10) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 11) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。

◆上記に従い、現状変更を認める場合は、下記のとおりとする。

- 1 現状変更の際には、事前の発掘調査を実施(簡易な建築物は立会)し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
- 2 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと文化財としての価値及び景観を大きく損なわないこと等の条件を付する。
- 3 現状変更を認めない場合は、公有化等により補償することができる。



(7) 各古墳の現状変更基準

下記に示す古墳については、史跡を構成する諸要素や管理状況などを踏まえて、個別の現状変更の取扱基準を定めることとする。

名 称	地区区分	現状変更の取扱基準
① いたすけ 古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋脚などの基礎を有する構造物の撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・木竹の伐採・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・墳丘裾部の浸食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
② 長塚古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置については遺構に影響のないよう計画したうえで認めるものとする。</li> <li>・木竹の伐採・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
③ 収塚古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設配管やコンクリート構造物などの基礎を有する構造物の撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
④ 塚廻古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>

名 称	地区区分	現状変更の取扱基準
⑤ 文珠塚古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墳丘と隣地民有地との比高差が大きく、崩落の危険を回避するための処置を必要とする場合は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 樹木の伐採・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑥ 丸保山古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート構造物などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 墳丘裾部や周濠肩部の浸食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 樹木の伐採・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑦ 乳岡古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱の移設や、井戸や配管などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 墳丘斜面が急傾斜をなし、崩落の危険を回避するための処置を必要とする場合は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 石製塔婆の移転は遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 樹木の伐採・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>

名 称	地区区分	現状変更の取扱基準
⑧ 御廟表塚 古墳	第2種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物や土木構造物の設置、改修、木竹の伐採、植樹は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・ 墳丘裾部の浸食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑨ ドンチャ山 古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設の新設は原則認めず園路の撤去や移転は地下遺構に影響がなく周辺の景観に配慮した場合は認めるものとする。</li> <li>・ 樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑩ 正楽寺山 古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・ 木竹の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑪ 鏡塚古墳	第1種 地区  第2種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採、植樹は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>
⑫ 善右エ門 山古墳	第2種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採、植樹は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・ 史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合において現状変更を認めるものとする。</li> </ul>

名 称	地区区分	現状変更の取扱基準
⑬ 銭塚古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構復元や遺構の保存にかかわる、工作物や土木構造物の除去、改修は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。</li> <li>・樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・史跡標柱石、説明板、擁壁などの改修は施設の管理に必要な工作物として認めるものとする。</li> </ul>
⑭ グワショウ坊古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転、公園施設の改修は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・史跡標柱石の改修、説明板の設置は施設の管理に必要な工作物として認めるものとする。</li> </ul>
⑮ 旗塚古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の新設は原則認めず、飛び石状コンクリートブロックの撤去や公園施設の改修は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・史跡標柱石の改修、説明板の設置は施設の管理に必要な工作物として認めるものとする。</li> </ul>
⑯ 寺山南山古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の新設は原則認めず、既設の工作物や土木構造物、公園残土の除去は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。</li> <li>・樹木の伐採や植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・史跡標柱石の改修、説明板の設置は施設の管理に必要な工作物として認めるものとする。</li> </ul>
⑰ 七観音古墳	第1種 地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の移設や改修は、地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・植栽の改修・植樹は地下遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は、認めるものとする。</li> <li>・史跡標柱石、説明板の改修は施設の管理に必要な工作物として認めるものとする。</li> </ul>

## 6. 公有化・追加指定

### (1) 指定地の公有化

史跡指定されている17基の古墳のうち、14基は公有化が完了しているが、墳丘裾や周濠の範囲が未指定の古墳については、所有者の意思を尊重しながら史跡の追加指定とともに公有化をめざす。公有化されていない3基についても、所有者の意思を尊重しながら公有化をめざす。

指定古墳の公有化予定とその対象は下記のとおりである。

#### ■史跡指定古墳

古墳名	史跡の公有化	第3種地区の有無	公有化・追加指定対象範囲
①いたすけ古墳	完了	無	
②収塚古墳	完了	有	墳丘及び周濠
③塚廻古墳	完了	有	周濠
④長塚古墳	完了	有	周濠
⑤文珠塚古墳	完了	無	
⑥丸保山古墳	完了	無	
⑦乳岡古墳	完了	有	墳丘及び周濠
⑧御廟表塚古墳	未	有	墳丘と周濠
⑨ドンチャ山古墳	完了	無	
⑩正楽寺山古墳	完了	無	
⑪鏡塚古墳	一部完了	有	墳丘と周溝
⑫善右エ門山古墳	未	有	墳丘といたすけ古墳の外堤
⑬銭塚古墳	完了	無	
⑭グワシヨウ坊古墳	完了	無	
⑮旗塚古墳	完了	無	
⑯寺山南山古墳	完了	無	
⑰七観音古墳	完了	無	

### (2) 追加指定

第3種地区においては、周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努め、所有者の意向を尊重しつつ将来的に追加指定などの措置により保存を検討する。

なお、第3種地区として位置づけた地区のうち、史跡本来の価値を構成する諸要素の保存上特に重要な部分及び史跡の維持管理や活用において必要な部分を優先して追加指定並びに公有化を図る場合は、原則として別途作成する整備計画などでその範囲を検討するものとする。

## 第4章 周辺環境の一体的保全

周辺環境においては、百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全につとめるものとする。史跡百舌鳥古墳群の主要な部分は、都市公園として整備された大仙公園に分布しているものの、建築物が多い市街地の中に点在する古墳もあり、歴史的背景が改変されている。

本計画に基づき取組を進める周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とする。

史跡の保全は文化財保護法に基づいて行われるものであるが、史跡以外の一体的な保全を図る方法については、都市計画法、景観法、都市公園法といった様々な個別法令などに基づく規制によって対応することになり、関係部局との連携は欠かせない。また、世界文化遺産登録に向けた資産の緩衝地帯（バッファゾーン）の取扱いのほか、都市計画の地域地区や景観条例に基づき、一体的な保全を図ることとする。

### 1. 史跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡の周辺環境を構成する要素には、大型古墳、その大型古墳に付随する古墳や隣接する古墳などの歴史的価値を有するもの、公園施設や博物館・展望台などの公開や活用にかかわる施設がある。

分類 古墳名称	史跡等の周辺環境を構成する諸要素	
	歴史的価値を有するもの	公開や活用に係わる施設
①いたすけ古墳	善右エ門山古墳	いたすけ公園
②長塚古墳	周濠	—
③収塚古墳	墳丘、周濠 仁徳天皇陵古墳(大山古墳) 孫太夫山古墳	大仙公園 周濠表示
④塚廻古墳	周濠、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	周濠表示
⑤文珠塚古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)	—
⑥丸保山古墳	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)	—
⑦乳岡古墳	墳丘、周濠	—
⑧御廟表塚古墳	墳丘、周濠	西高野街道、府指定天然記念物（百舌鳥のくす）
⑨ドンチャ山古墳	正楽寺山古墳	陵南中央公園
⑩正楽寺山古墳	ドンチャ山古墳	陵南中央公園
⑪鏡塚古墳	墳丘、周濠	—

分類 古墳名称	史跡等の周辺環境を構成する諸要素	
	歴史的価値を有するもの	歴史的価値を有するもの
⑫善右エ門山古墳	いたすけ古墳	いたすけ公園
⑬銭塚古墳	—	学校
⑭グワシヨウ坊古墳	旗塚古墳	大仙公園
⑮旗塚古墳	グワシヨウ坊古墳	大仙公園
⑯寺山南山古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 七観音古墳	大仙公園 七観山古墳跡展望台
⑰七観音古墳	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳) 寺山南山古墳	大仙公園 七観山古墳跡展望台

## 2. 周辺環境の一体的保全の方法

百舌鳥古墳群は、大型前方後円墳とその古墳に付随、あるいは単独に存する中小の古墳からなる古墳群であり、史跡、未指定の古墳並びに、陵墓で構成されている。そのため、古墳群としての一体性を保つためには、関連する法規制並びに本計画に基づき関係部局との連携を図りつつ各古墳が浮かび上がるような景観形成への配慮が必要であるとともに、複数の古墳の繋がりをいかに保つかを、古墳ごとに検討する必要がある。更に、大型前方後円墳と付随する古墳の関係が理解できるような景観の保全が必要である。

### (1) 「百舌鳥・古市古墳群」世界文化遺産登録にあたっての緩衝地帯の考え方

『第4回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム』資料では、緩衝地帯の保全について、次のように記載している。

「百舌鳥・古市古墳群では、丘陵・谷などの自然地形や道路・鉄道など既存の土地利用形態を境界として、資産の分布範囲を取り囲むように緩衝地帯の範囲を設定しています。また、巨大前方後円墳は百舌鳥・古市古墳群の大きな特徴であることから、巨大前方後円墳とその周囲に衛星的に配置された古墳の分布範囲を、より強い規制によって重点的な保全を図っていくこととします（この範囲を「資産近傍」と呼びます）。」

「では、こうして設定した緩衝地帯において、どのような規制を行えば、百舌鳥・古市古墳群の価値を守ることができるでしょうか。百舌鳥・古市古墳群の大きな特徴である巨大前方後円墳は、緩衝地帯の保全を考えるうえでも重要です。また、古墳の荘厳な外観は外からの見え方を意識して造られたものですから、現在においても、古墳の見え方という観点から考えるべきでしょう。したがって、特異な形状をもつ巨大前方後円墳の姿を視認・実感できるような景観を保全することが、資産の価値を守るために重要と言えます。また、巨大前方後円墳の雄大性を感じられ、古墳と調和した景観の形成を図っていくことも必要です。さらに、より重点的な保全を図っていく範囲「資産近傍」では、巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見えるような景観、古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観など、巨大前方後円古墳に近接する地域としてふさわしい景観形成を進めていくことも重要

です。こうした景観の保全や形成を進めるためには、阻害要因となる可能性のあるものに対する制限が必要になります。そのため、百舌鳥・古市古墳群では、建築物の高さ、色彩などの形態意匠、屋外広告物の大きさ等に対して都市計画法・景観法・屋外広告物法などの適用による制限を設け、よりよい景観形成をめざしていきます。」

### (2) 堺市における環境保全に関わる施策

本市では、平成 23 年度に堺市景観計画を施行している。その目的として、自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化や伝統など、都市化の中でも守り育まれてきた本市の豊かな景観資源を守り育み、更に、堺らしい景観形成のために、景観法に基づく建築物などの届出制度や都市計画との連携などの法的枠組みを活用した、より実効性のある良好な景観形成に向けた制度への転換と、地域特性に応じたメリハリのある景観施策の展開が必要であり、新しい時代にふさわしい景観形成を図るため、堺市景観計画を策定するものとしている。更に、重点的に景観形成を図る地域として「百舌鳥古墳群周辺地域」を設定している。

景観計画では、都市計画施策と連携しながら、大規模な建築物や工作物、屋外広告物の掲出に対し、景観計画の行為の制限(景観形成基準)に基づく景観誘導を図る。今後、これらの地域特性を踏まえた景観形成基準を策定し、都市計画法や景観法に基づく各種手法を活用するほか、景観重要建造物の指定や屋外広告物の掲出のあり方を検討するなど、きめ細かい景観形成を図っていく。また、景観は日々の都市活動の積み重ねで形成されるものであることから、景観協定をはじめとしたまちづくりのルール化の支援や、景観形成の担い手育成などにより、重点区域における住民主体の景観まちづくりの取組みを推進していく。

### (3) 保全の方法

古墳周辺の環境保全について、先にあげた世界文化遺産登録推薦書包括的保存管理計画や堺市景観計画などの関連計画や第 2 章 4 であげた関連法規制にもとづき実施する。史跡の周辺環境に影響をおよぼす事業については、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会に諮ったうえで、百舌鳥古墳群の群としての一体性を図り、周辺環境の保全に努める。

第 3 種地区に共通する考え方については、①古墳周辺の環境保全(一般事項)として示す。更に、各古墳の保全方針及び、古墳ごとに異なる構成要素について、一般事項に加え保全を図る必要がある事項は、②各古墳周辺の環境保全の項に示す。



①古墳周辺の環境保全（一般事項）

第3種地区

史跡等の周辺地域の環境を構成する諸要素	環境保全の方針	環境保全の方法
墳丘 外濠・外提 近接する古墳 公園施設 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、必要に応じ指定拡大などの保存措置を講じる。</li> <li>・古墳は周濠や外提、近接する古墳も含めた群として指定地周辺の環境を構成するものであり、地形や遺構の保存を通して歴史的環境の保全に努める。</li> <li>・史跡指定地となった場合は、該当する地区区分に基づいた保存管理を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地などは、史跡と一体となった歴史的環境及び景観として調和を図っていくものとする。</li> <li>・古墳の眺望点及び古墳の全景や背景として、建物の高さや色調に配慮した保全を図る。</li> <li>・周濠や外提は、掘削による遺構面の削平などが生じないよう、各種法令などに基づいて適切な保全を図る。</li> </ul>

②各古墳周辺の環境保全

番号	古墳名	史跡本来の価値の保存状況	史跡等の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
①	いたすけ古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され保存が図られている。	外提は道路、住宅地、公園となっている。住宅と道路を挟んで善右エ門山古墳が立地している。	生活の場であることを尊重しつつ、善右エ門山古墳と一体化した良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、いたすけ公園を視点場の中心として歴史的景観の保全に努める。 善右エ門山古墳と一体化した空間として修景を図る。
②	長塚古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
③	収塚古墳	墳丘の後円部が史跡に指定されて保存が図られている。	前方部と一部の周濠は公園計画地に、周濠の一部は公園、道路、住宅地となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、前方部、周濠の史跡指定を進める。大仙公園整備と連携を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への見通しや、同古墳に付随する孫太夫山古墳への眺望に配慮した樹林管理などを行う。
④	塚廻古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への見通しや眺望に配慮した樹林管理などを行う。
⑤	文珠塚古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	史跡外は住宅地、道路となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の眺望に配慮した樹林管理などを行う。

番号	古墳名	史跡本来の価値の保存状況	史跡等の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑥	丸保山古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され保存が図られている。	史跡外は住宅地、道路となっている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)の眺望に配慮した樹林管理などを行う。
⑦	乳岡古墳	墳丘の一部は史跡に指定され保存が図られている。	周濠などは、道路、駐車場、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑧	御廟表塚古墳	墳丘及び周濠の一部は史跡に指定され保存が図られている。	周濠の一部などは、道路、住宅地となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、西高野街道や府天然記念物百舌鳥のくすと調和した歴史的景観の保全に努める。
⑨	ドンチャ山古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	開設されている陵南中央公園に位置する。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接する正楽寺山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑩	正楽寺山古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	開設されている陵南中央公園に位置する。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接するドンチャ山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑪	鏡塚古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	周濠は、道路、駐車場となっている。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。

番号	古墳名	史跡本来の価値の保存状況	史跡等の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑫	善右エ門山古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	道路、住宅地で主墳のいたすけ古墳との景観が分断されている。	将来的な追加指定までの間は、生活の間であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	いたすけ古墳と一体化した空間として修景を図る。
⑬	銭塚古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	学校敷地に位置する。	学校教育の間であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	学校と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑭	グワシヨウ坊古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され保存が図られている。	開設されている大仙公園に位置する。	大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、旗塚古墳と並ぶ空間を修景し、歴史的景観の保全に努める。
⑮	旗塚古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定されて保存が図られている。	開設されている大仙公園に位置する。	大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、グワシヨウ坊古墳と並ぶ空間を修景し、歴史的景観の保全に努める。
⑯	寺山南山古墳	墳丘及び周濠は史跡に指定され保存が図られている。	大仙公園予定地に位置する。履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)と七観音古墳の間には道路があり分断されている。	陵墓の履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の外濠・外提とその付属する古墳の七観音古墳まで一体的に保全する。大仙公園整備と連携を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、七観音古墳と視覚的に連続した見通しや、七観山古墳跡展望台からの眺望に配慮した保全を図る。

番号	古墳名	史跡本来の価値の保存状況	史跡等の周辺地域の現状	環境保全の方針	環境保全の方法
⑰	七観音古墳	墳丘は史跡に指定されて保存が図られている。	大仙公園に位置する。 履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)と寺山南山古墳の間には道路があり分断されている。	履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の外濠・外提とその付属する古墳の寺山南山古墳までを一体的に保全する。大仙公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、寺山南山古墳と視覚的に連続した見通しや、七観山古墳跡展望台からの眺望に配慮した保全を図る。

### 3. 周辺住民生活との調和

百舌鳥古墳群は市街地に分布し、古墳の指定地の周辺は大半が住宅地となっている。そのため、古墳の周辺環境を考える上で、関係機関の連携や住民生活との調和が不可欠である。百舌鳥古墳群は、堺市歴史的風致維持向上計画においても、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」にみられるように、古くから住民の生活と密接に関わっている。同計画において、古墳の清掃・美化活動をはじめとする、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互に意識醸成を図る取組みがあり、本計画と密接に関連している。

他にも百舌鳥古墳群内には、景観計画において重点的に景観形成を図る「百舌鳥古墳群周辺地域」がある。景観計画では、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向けて、建築物の高さや色彩などの形態意匠を制限するために、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していくとしている。そして、景観まちづくりにあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が、地域の将来像を共有し、互いに連携して取組みを進める必要があり、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて、まちの景観が創り出されていることを理解し、法規制の遵守はいうに及ばず、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切とする。

今後、両関連計画をもとに古墳の整備や維持管理、モニタリングなど、古墳と関わりを持てる様々なツールを住民に提供し、それを契機として古墳を核とした新たなまちづくりや景観形成に住民が取組み、地域連携を強めていくことで、百舌鳥古墳群の歴史的な環境の保全と良好な住環境の形成の共存を図る。また、各種調査や植生管理、多様な機器を利用した情報発信、古墳めぐりやウォークラリーなどのイベントを地域の学校教育や生涯学習の中に組み込み、古墳や地形、環境を認識する機会を重ねることにより、生まれ育ったまちに対する誇りと、継承する意識をはぐくむことをめざす。

## 第5章 整備と公開・活用

### 1. 基本方針

国内でも特筆すべき巨大前方後円墳を複数有する百舌鳥古墳群において、史跡百舌鳥古墳群は中小規模の様々な規模や形態の古墳で構成された古墳群であり、当時の政治的・社会的構造を如実に示す稀有な事例である。このような史跡の本質的価値を確実に保存することに加え、史跡の価値を後世に伝えるために行う整備と公開・活用の基本方針について、次のとおり設定する。

#### (1) 整備

史跡を構成する墳丘、周濠などの明示など、整備を実施し公開する。さらに、古墳群としての一体性が理解できるよう、地形や環境が連続的に眺望できる環境整備の実施をめざす。

墳丘は、現況の形状や植生の状況をふまえて整備を行う。築造当初の姿は、復元のほかに、説明板や模型の設置など、必要に応じて方法を検討する。史跡指定地内外における、園路や階段などの公開に関する施設の整備を推進する。立ち入りを可能とするため、周囲の住宅に配慮した史跡の公開範囲を設定し、動線や説明施設の整備を進め、来訪者を安全かつ適切に誘導する。説明板などの案内には、史跡の価値とその保護に対する理解と協力を得ていくために、分かりやすい案内の工夫に努める。

なお、史跡整備は、史跡の価値が正しく理解されるよう、発掘調査などの学術的調査を踏まえたものとする。また、史跡の本質的価値を構成する諸要素については、良好な状態を維持しつつ次世代へと確実に継承するため、適切な維持管理に努めるとともに必要に応じて保存のための整備を推進する。更に、各施設の整備には、史跡として良好な景観形成に資するよう留意する。

古墳の保存のために行う緊急的な措置は、その後の本格整備の支障とならない範囲で実施する。

#### (2) 公開・活用

整備や公開は、市民との協働を図り実施する。整備後の公開・活用については、史跡を取巻く自然環境や、周辺に分布する歴史・文化資源と連携し、市民に親しまれる多面的活用を推進する。さらに、整備後は、市内外の小中学校などの学習など学校教育及び生涯学習に資する場として提供する。

#### (3) 情報発信

史跡や整備に関連する情報発信は、多くの人に伝達できるよう多様な手法や媒体を用いて行うものとする。史跡百舌鳥古墳群での位置づけや、史跡指定や整備に至る経過、周辺の古墳や遺跡の情報を明記するものとする。また、百舌鳥・古市古墳群として世界文化遺産登録をめざした取組みや古墳群としての保存管理に取り組まれている関係団体と連携することで、百舌鳥古墳群のより広範的な情報発信に取り組むものとする。

## 2. 整備の推進方法

### (1) 段階的な整備

本計画対象としている各古墳は全て堺市の市街地に位置するが、公有化され公園内に位置するものから民地に立地し公有化や追加指定に時間を要するもの、近隣住民の生活に配慮を要するもの、公道からの接道に限られ整備や公開活用に支障があるものなど、古墳を取巻く環境は大きく異なっており、多様な条件のなかで、保存や整備を推進しなければならない。このため、整備は公有化状況や調査の進捗状況、更に緊急性や保存のために必要な条件が整っているなどの各古墳の状況に応じて、段階的に進めるものとする。

本格的な整備にむけて、諸問題を解決する取組みを進めると同時に、既に公有化された土地において、暫定的な整備・公開・活用を行い、史跡の本質的価値を伝える取組みを行うことは、問題解決に要する期間が長期になると見込まれる本史跡では、有用な課題の一つと考える。現在、遺構表示や普及啓発の取組みを行っているが、史跡の本質的価値が浸透しているとはいいがたい。今後は、更に持続的な暫定活用を行い、積極的に史跡の本質的価値を伝えていかなければならない。整備可能な個所については、史跡全体の将来像や史跡整備への理解を深めるため、部分的な整備も検討する。また、公園などの公有地となっている第3種地区並びに周辺地での整備にあたっては、関係部局と連携して当該史跡に関連する遺構の保全を図るとともに、周辺環境に配慮するものとする。

保存管理にかか る地区区分	第1種地区 史跡指定地内 公有地	第2種地区 史跡指定地内 民有地	第3種地区 史跡指定地外 公有地・民有地	備考
史跡整備	優先的に整備	整備を促進	将来的に整備	公有化後 に国庫補助 金等の活 用
発掘調査	優先的に調査 整備、保存を前提	調査を促進 整備、保存を前提	確認調査を実施し、 遺構保全を協議	国庫補助 金等の活 用
土地公有化	公有化済	公有化を促進 (将来的に所有者 の意思を尊重して 公有化を実施)	将来的に指定拡大 の措置を検討 指定後に公有化を 図る	

## (2) 整備のための組織づくり

史跡の日常的な維持管理の措置を行う場合を除き、史跡整備については、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の指導・助言を踏まえながら、実施するものとする。また、整備計画等の策定、整備工事の発注や管理、環境整備等における整備後の維持管理等に関して、必要に応じて関係部局と協議、調整を行う。

### 3. 各古墳の整備の考え方

No.古墳名 1：整備方針 2：整備の主要項目
①いたすけ古墳 1：裾部の樹木や竹の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。 浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。 整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにするとともに、周辺の住宅との関係も考慮しつつ墳頂からの眺望を確保する。 隣接する善右エ門山古墳と関連付けた整備を行う。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘裾部の護岸保全 墳丘への誘導と修景整備
②長塚古墳 1：住宅に囲まれているため、枯損木や墳形視認を阻害している樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を進める。 道路に接する後円部側を対象として、部分的な整備や動線を検討する。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘保護のための下草の育成 部分的な公開の検討
③収塚古墳 1：墳丘の形態をよく観察できるよう公有地化前の構造物を撤去するとともに、樹木や笹類を剪定や除去を行い、墳丘の視認化をはかる。 埋没した周濠や削平された前方部の追加指定・公有化が完了した時点で、整備を実施する。整備は、墳丘への動線確保などを行うとともに、周濠や前方部の平面形が理解できるような表示や説明施設の設置を行う。 仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への眺望を確保する。 2：樹木の剪定や間伐 墳丘への誘導と修景整備 削平、埋没した遺構の表示



<p>④塚廻古墳</p> <p>1：墳丘部に育成する樹木を剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかるとともに、下草の育成を促し墳丘の保護を図る。</p> <p>公道からの進入路が狭いため、追加指定と公有化を完了した時点で、整備及び公開を実施する。整備には、周辺の住宅に配慮した整備範囲や動線を検討する。</p> <p>仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への眺望が可能な修景を実施する。</p> <p>2：樹木の剪定や間伐</p>
<p>⑤文珠塚古墳</p> <p>1：墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかるとともに、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。更に、墳丘の削平跡の保護を行う。</p> <p>公開日を設定し、墳丘の見学ができるように見学施設の整備を行う。履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）への眺望が可能な動線を設定する。</p> <p>2：樹木の剪定や間伐</p> <p>墳丘保護のための下草の育成</p> <p>部分的な公開の検討</p>
<p>⑥丸保山古墳</p> <p>1：前方部の墳丘が見学できるような動線を確保する。</p> <p>浸食されている墳丘裾部は、事前に調査を行い、修復・保全を図る。</p> <p>後円部は宮内庁の管理であるため、整備は同庁と協議したうえで実施する。</p> <p>2：部分的な公開の検討</p> <p>宮内庁と連携した整備、活用</p>
<p>⑦乳岡古墳</p> <p>1：公有化前の構造物を撤去し、周辺の住宅を配慮しつつ墳頂までの動線を設定し、墳頂からの眺望を確保する。</p> <p>墳頂部の石棺についての説明施設の方法を検討する。</p> <p>西側の急斜面への安全確保をふまえた整備を実施する。</p> <p>2：部分的な公開の検討</p> <p>埋葬施設の公開方法検討</p>
<p>⑧御廟表塚古墳</p> <p>1：緑の広場として開放され、墳丘への動線が確保されている。階段や園路などの施設が経年のため劣化しているので修復する。</p> <p>公有化が完了した時点で、整備を実施する。墳丘の視認を図るために竹林を伐採するとともに墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。</p> <p>2：既存施設の修復。</p> <p>樹木の剪定や間伐</p>

<p>⑨ ドンチャ山古墳</p> <p>1：陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。  小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。  消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。  近接する正楽寺山古墳と一体的に整備する。</p> <p>2：説明施設の整備  正楽寺山古墳と一体的に整備</p>
<p>⑩ 正楽寺山古墳</p> <p>1：陵南中央公園内に保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。  小規模な墳丘であり、古墳としての認識が困難であるため、説明施設の整備を行う。  消滅した平井塚古墳や関連集落である土師遺跡についても一体的に説明できる施設整備を行う。  近接するドンチャ山古墳と一体的に整備する。</p> <p>2：説明施設の整備  ドンチャ山古墳と一体的に整備</p>
<p>⑪ 鏡塚古墳</p> <p>1：墳丘下部が埋没しており、墳形の把握が困難であるため、本来の墳形が理解できるような整備や説明施設の設置を行う。  民間商業施設の駐車場に立地していることから、西側の道路から見学できるよう導線を設定する。  公有化が完了した時点で、整備を実施する。</p> <p>2：埋没した遺構の表示</p>
<p>⑫ 善右エ門山古墳</p> <p>1：公有化が完了した時点で、整備を実施する。  墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、下草の育成を促すことで、盛土の流出を防ぐ。  方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。  隣接する、いたすけ古墳と連携した整備を行う。</p> <p>2：墳丘保護のための下草の育成  いたすけ古墳と連携した整備</p>
<p>⑬ 銭塚古墳</p> <p>1：古墳保護のための整備が完了している。学校内に位置するため、敷地外から見学できるよう視点場を確保し、啓発を図る。</p> <p>2：視点場の確保</p>

⑭グワシヨウ坊古墳

1：大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。

繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘規模を体感できるようにする。

また、墳丘の上部が削平されており、墳形の把握が困難であるため、本来の形状が理解できるような説明施設の設置を行う。また、調査の際に判明した古墳の盛土の構築方法についても解説する。

隣接する、旗塚古墳と一体的に整備を行う。

2：樹木の剪定や間伐

旗塚古墳と一体的に整備

⑮旗塚古墳

1：大仙公園として保存されてきたことから、関係機関と連携して整備にあたる。繁茂した墳丘上の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には墳丘への見学通路・動線を設定し、墳丘の規模や形状を体感できるようにする。また、現在は削平されて視認できない造出しが理解できるような整備や説明施設の設置を行う。

隣接する、グワシヨウ坊古墳と一体的に整備する。

2：樹木の剪定や間伐

グワシヨウ坊古墳と一体的に整備

⑯寺山南山古墳

1：寺山南山古墳が履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の付随する古墳であることが理解できるような整備を実施する。

墳丘の樹木の剪定や間伐を行い、墳丘の視認化をはかる。整備の際には、墳丘への見学通路・動線を設定する。また、墳形の把握が困難であるため、方墳と理解できるような整備や説明施設の設置を行う。

隣接する、七観音古墳と連携した整備を行うとともに、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)への眺望を確保する。

2：樹木の剪定や間伐

近接する古墳への眺望の確保

⑰七観音古墳

1：大仙公園として整備されているため、関係機関と連携して整備にあたる。

暫定的な整備として、説明板の改修を行い、将来的には、植栽の検討とともに、古墳としての景観整備を実施する。

隣接する、寺山南山古墳と連携した整備を行うとともに、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)への眺望を確保する。

2：説明施設の改修

近接する古墳への眺望の確保

## 第6章 運営方法と体制整備の方針

### 1. 保存管理体制の整備と役割分担

史跡百舌鳥古墳群は、次世代へ引き継ぐべき貴重な遺産であり、有効な保存管理と活用をめざしていく。史跡指定地の適切な保存管理は、本市並びに所有者によりそれぞれ適切な保存管理を行うことを基本とする。将来的には、本市を中心とした維持管理や公開活用事業の充実を図るため、多様な形で史跡の保存活用の活動が広がるよう体制整備に取り組むものとする。

史跡を適切に保存管理していくため、文化財保護法及び本計画に基づき、文化庁並びに大阪府教育委員会の指導のもと、史跡の保存管理、現状変更等の許可に係る事務などを行っていくとともに本市と所有者などにより十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。本市所有史跡指定地にあたっては、関係部局の協議、調整のうえ維持管理に努めるものとする。

### 2. 保存管理の体制

保存管理の実施にあたっては、本市文化部文化財課が担当となり、文化庁、大阪府教育委員会の指導、協議のもと進める。更に庁内連携体制の充実を図るとともに、指導及び助言を得るため有識者が組織する堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会を継続して運営し、史跡の保存活用全般にかかる適切な体制を整えるものとする。

また、市民と連携して史跡の保存活用に取組むことは、百舌鳥古墳群に対する理解を促すとともに、史跡が身近なものとして愛着を深めることにもつながる。今後、地域づくりや歴史学習の場としての活用を進めるための仕組みや体制づくり、人材育成の方法を検討し、市民との連携を進めていく。

### 3. 市民と連携した管理運営

これまで、百舌鳥古墳群の保存管理については、公有地を対象に文化財課によって保存管理が行われてきた。しかし、史跡を将来にわたり良好な状態で保存するには、市民の史跡に対する理解や、現在まで守り伝えてきたという誇りが大切であり、市民や地域団体と連携した史跡を活用するネットワークの構築が必要である。これにより、史跡の保存管理がより適切に行われ、見学者へのきめ細かな対応が可能となるほか、市民の史跡への愛着心が育まれていくことにつながる。さらに、小・中学校の歴史学習の場として、学校教育現場と連携することで、文化財を大切にし、地域に誇りを持つ人づくりが重要である。

本市では、市民に百舌鳥古墳群への理解と関心を深め、古墳群に対する保護意識の醸成と歴史文化資源を活かした都市魅力の向上を図るため、関係部局と連携した取組みが行われている。

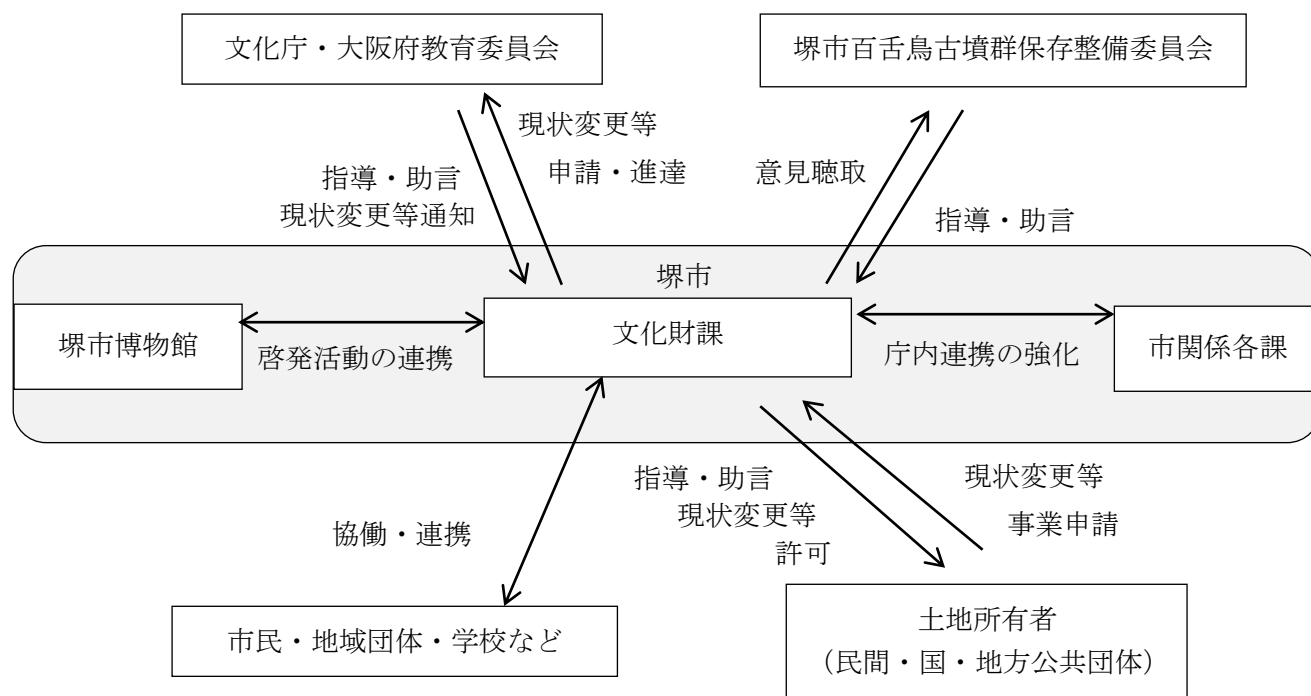
「生涯学習まちづくり出前講座」のメニューに、「百舌鳥・古市古墳群を世界文化遺産に」や「堺の文化財について」があり、学校や市内の地域団体を対象に講座を実施するほ

か、講演会・シンポジウムや発掘調査現地説明会などの開催によって百舌鳥古墳群の歴史的価値及び地域資源としての価値を深める取組みをしている。また、大仙公園内に位置する堺市博物館では、百舌鳥古墳群ガイドスコーナー、百舌鳥古墳群の出土品展示をはじめ連続講座、ウォークラリーなどを開催し、百舌鳥古墳群の啓発に努めている。

このほかに、市民や地域団体の取組みとして、周辺の自治会や地域団体などによる古墳の清掃活動が行われ、幅広い年齢の人たちの参加でその活動の輪が少しずつ広がっている。さらに、いたすけ古墳の濠の水質浄化に取り組む地元高校の活動が継続して行われている。

今後は、講演会や展示など、百舌鳥古墳群の価値を市民と共有する活動を継続し、史跡の価値を啓発するとともに、関係部局と連携し市民とともに史跡の適切な保存管理を進めていく取組みを推進する。さらに、保存活用のみならず、整備や解説などにおいても、市民との連携や協働を促進すべく、その仕組みや体制づくりの検討を進める。

市民にとってかけがえのない緑地である古墳群の環境保全に、市民が意義や楽しみを感じながら参加できる仕組みや、百舌鳥古墳群に関する正しい情報を伝達するための人材育成の方法を検討する。また、健康増進事業との効果的な連携により市民に関わる多様な公開・活用のあり方や史跡を活かした地域づくりといった多角的な観点での取組みを進める。



#### 4. 持続的運営のための定期的確認

史跡を良好な状態に保つためには、定期的なモニタリングが不可欠である。モニタリングを実施することで、史跡の定期的な日常管理の有効性を実感し、所有者と課題を共有・保護の意識を向上させる。

モニタリングの対象と状況は次表のとおりとするが、モニタリングを継続する中で更に必要な項目が生じた場合には適宜見直しを図るものとする。

対象	状 況
墳丘	盛土の崩落・流出状況
	墳丘裾の水際の浸食状況
	葺石・埴輪などの露出状況
	動物などによる損壊、汚損
	市民の立入りによる墳丘への影響
	植生の生育、枯渇、枯損、折損
	植生の密度と植栽範囲
	外来植物の育成状況
周濠	水質
	水草の発生、植物の繁殖状況
	カメ、魚の外来種の生息状況
	不法投棄
	防護フェンスなどの損壊
	護岸のクラック・割れ
	流入・流出する開水路の堆積物・目詰まり
堤	植生の生育、枯渇、枯損、折損
	植生の密度と植生範囲
	盛土の崩落、流出状況
	護岸のクラック、割れ
その他 (全体として)	古墳からの眺望と周辺からの古墳への眺望
	周辺環境・景観
	説明板・囲柵の状況
	民家の状況
	水路・道路の状態